

個別施設設計画策定に向けて、施設の有効活用の方を以下のとおり整理します。

### 評価・分析結果を踏まえた施設の見えるし

- 積極的な総量削減は行わないものの、施設総量の適正化の観点から、必要性の低い施設は廃止するなど、施設の見直しを行います。
- その際は、ニーズを的確に捉え、施設の評価を行うとともに、今後も保有する施設についても課題を抽出し、施設の運営改善と市民サービスの向上へつなげていきます。

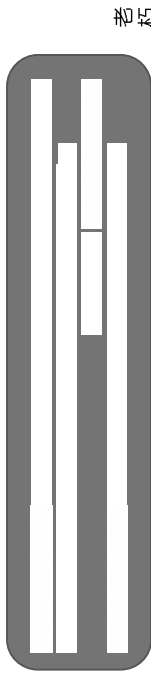
### 建替え時期や配置特性を踏まえた施設の複合化等の検討

- 施設を建替える際は、現状どおり建替えるのではなく、施設の配置とあわせて、施設総量の適正化の観点から、分野横断的な施設の複合化を検討し、公共施設の魅力を向上させます。
- また、本市の施設の配置特性を考慮し、小学校区また中学校区に1つ必要な施設は、学校区内の施設の複合化も検討します。

市民意向・  
詳細な分析

### 優先度指標

今後、市全体の公共施設の状況を考慮して、公共ファシリティマネジメントに取り組んでいくため、以下の視点を踏まえて、どの施設から対応していくか順位をつけ、優先性の高い施設から検討していくこととします。  
(ただし、今後、市として政策的な取組等がある場合は、その取組を優先して対応していきます。)



優先度指標として、施設の「老朽度」と「重要度」を用いて、ポートフォリオ分析を行い、施設別の優先性を設定します。

老朽度が高く、重要度も高い施設を優先性の最も高い1位のカテゴリとし、老朽度が低く、重要度も低い施設を優先性の最も低い30位のカテゴリとして設定します。その間については、老朽度を優先して、2～29位を設定します

### ●老朽度ランク

- 施設の老朽状況（築年数）、耐震性、劣化状況を点数化し、その合計点でランクを区分

|   | 築年数・耐震性・劣化状況                | 合計点 | ランク |
|---|-----------------------------|-----|-----|
| A | 老朽状況・耐震性・劣化状況<br>合計点が20点以下  | 40  | 1   |
| B | 老朽状況・耐震性・劣化状況<br>合計点が21～40点 | 30  | 2   |
| C | 老朽状況・耐震性・劣化状況<br>合計点が41～60点 | 20  | 3   |
| D | 老朽状況・耐震性・劣化状況<br>合計点が61～80点 | 10  | 4   |
| E | 老朽状況・耐震性・劣化状況<br>合計点が81点以上  | 0   | 5   |

※劣化状況は、施設の主たる構に対して、6項目（外壁のひび割れやはがれ、漏水の発生、空調設備の故障、給排水衛生設備の故障、水の漏り、出入口の扉の開閉のしづらさ）の劣化の該当の有無を施設管理者が判断した結果を使用

### ●重要度ランク

- 施設の規模（延床面積）から区分し、その中でも、避難所等に指定されている施設を高く設定

|   | 延床面積                                  | 重要度 |
|---|---------------------------------------|-----|
| a | 人収容面積（5,000㎡以上）のうち、避難所または防災拠点に指定      | 5   |
| b | 人収容面積（5,000㎡）                         | 4   |
| c | 中規模な施設（1,000～5,000㎡）のうち、避難所または防災拠点に指定 | 3   |
| d | 中規模な施設（1,000～5,000㎡）                  | 2   |
| e | 小規模な施設（1,000㎡未満）のうち、避難所または防災拠点に指定     | 1   |
| f | 小規模な施設（1,000㎡未満）                      | 0   |

### 施設別の優先性

|   | 6  | 5  | 4  | 3  | 2  | 1  |
|---|----|----|----|----|----|----|
| ■ | 12 | 11 | 10 | 9  | 8  | 7  |
| ■ | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 |
| ■ | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 |
| ■ | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 |
| ■ | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 |

重要度ランク

### 分類別の優先性

施設の所管部署が個別施設計画を策定していくため、市全体の公共施設や財政状況を考慮して、施設別の優先性と同様に、分類別の優先性を設定し、優先性の高い分類から順番に対応していきます。  
(国からも、平成32年度頃までに個別施設計画の策定が求められています。)

分類別の優先性については、施設別の優先性の高い施設が含まれる分類を高く設定します。中分類ごとに検討した優先順位は右表のとおりです。

※公営住宅は「東東市公営住宅等長寿命化計画（H29～30年度見直し中）」、上水道施設は「東東市水道事業アセツトマネジメント」として、個別施設計画を策定済み。  
※その他教育施設（学校給食共同調理場（給食センター））は、「東東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画」に基づき、移転建替えを進めている。  
※建物のない施設（グラウンド、墓地等）のほか、インフラ関連施設（集排水施設、上水道施設、駐車場等）や小規模な倉庫・トイレ等（消防施設、その他等）は、「施設別の取組の優先性」の検討の対象外とした。

### <参考>

#### 個別施設計画の策定年度予定

| 平成30年度                                                 | 平成31年度                                                                                                                                 | 平成32年度                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○学校「12施設」<br>○庁舎等「2施設」<br>○消防施設「3施設」<br>○その他行政系施設「1施設」 | ○幼稚園・保育園「18施設」<br>○スポーツ施設「9施設」<br>○図書館「2施設」<br>○博物館等「7施設」<br>○文化施設「1施設」<br>○産業系施設「3施設」<br>○保健施設「1施設」<br>○レクリエーション施設「3施設」<br>○観光施設「3施設」 | ○幼児・児童施設「2施設」<br>○集会所「9施設」<br>○保健施設「1施設」<br>○高齢福祉施設「5施設」<br>○障がい福祉施設「2施設」<br>○社会福祉施設「1施設」<br>○供給処理施設「4施設」 |

※文化施設は、施設数および施設所管課の関係から、策定年度を前倒しした。  
※産業系施設、保健施設、レクリエーション施設・観光施設は、指定管理更新時までの検討が必要のため、策定年度を前倒しした。  
※施設数は、検討の対象外の施設も含む。

# 栗東市 公共施設の個別施設計画策定のための方針 (案)

平成 30 年（2018 年）3 月

栗 東 市

## 第1章 はじめに..... 1

### 第1節 公共施設の個別施設計画策定のための方針について..... 1

#### 1 目的..... 1

#### 2 位置づけ..... 1

#### 3 対象施設..... 2

### 第2節 公共施設を取り巻く現状と課題について..... 3

## 第2章 公共施設の有効活用の方針..... 4

### 第1節 公共施設等総合管理計画..... 4

#### 1 公共施設等の管理に関する基本的な方針..... 4

#### 2 基本目標..... 4

### 第2節 公共施設の有効活用の方針..... 5

## 第3章 指標による優先性..... 7

### 第1節 優先度指標..... 7

### 第2節 施設別の優先性..... 9

### 第3節 分類別の優先性..... 10

## 第4章 施設別の取組の方向性..... 11

### 第1節 施設別の取組の方向性..... 11

#### 1 治田小学校区..... 12

#### 2 治田東小学校区..... 13

#### 3 治田西小学校区..... 15

#### 4 葉山小学校区..... 16

#### 5 葉山東小学校区..... 17

#### 6 金勝小学校区..... 18

#### 7 大宝小学校区..... 20

#### 8 大宝東小学校区..... 21

#### 9 大宝西小学校区..... 22

## 参考資料（公共施設の状況）..... 23

## 第1節 公共施設の個別施設計画策定のための方針について

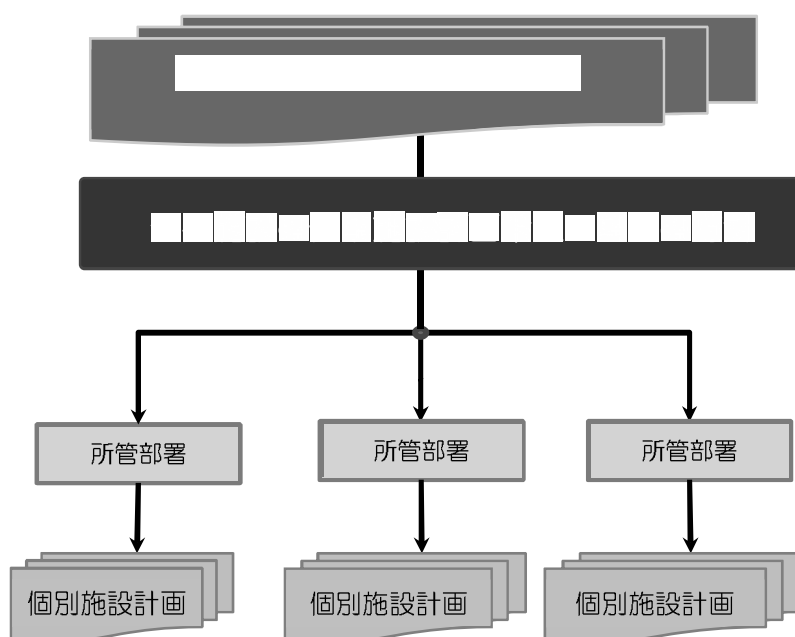
### 1 目的

本市の公共施設は、全国的な傾向と同様に、施設の老朽化が進み、今後集中的に更新時期を迎えることとなります。一方で、本市の人口は、昭和35年より増加傾向となっており、今後もこの傾向は続くと思われるものの、中長期的には老年人口の割合の増加が予測されるなど、市民ニーズの変化が想定されるため、この対応も必要になってきます。本市では、依然として厳しい財政状況にある中、これらの課題に対応し、公共施設の保全、長寿命化、施設総量の適正化など、将来にわたり公共ファシリティマネジメントを進めていくため、平成27年度に「栗東市公共施設等総合管理計画（以降、公共施設等総合管理計画）」を策定しています。

公共ファシリティマネジメントの次の取組として、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、事業を実施していきますが、限られた財源の中では、市全体の公共施設の状況を踏まえて、計画的、効率的かつ効果的に推進していく必要があります。また、公共施設等総合管理計画の基本目標で掲げているように、積極的な公共施設の総量縮減は行わないものの、必要性の低い施設はあり方を見直す、建替え時には複合化するなど、施設の適正化・有効活用を図る視点が重要になってきます。こうした状況を踏まえ、市全体からみた施設の取組の優先性と方向性を整理し、個別施設計画策定の優先順位を示すこととします。

### 2 位置づけ

本方針は、公共施設等総合管理計画の下に位置づけられ、今後施設の所管部署が策定する個別施設計画は、公共施設等総合管理計画および本方針を踏まえ、策定していくことになります。





### 3 対象施設

本方針の対象施設は、公共施設等総合管理計画で対象としている、本市の所有する全ての公共施設とします。道路、橋梁、上水道、下水道、公園といったインフラ資産は、対象外となります。

#### <公共施設の分類別数量（平成 27 年 3 月 31 日時点）>

| 大分類              | 施設名                                           | 施設数 | 延床面積（㎡）    |
|------------------|-----------------------------------------------|-----|------------|
| 行政系施設            | 市役所、草津川水防倉庫（草津市と共同所有） 他 4 施設                  | 6   | 12,077.54  |
| 市民文化系施設          | 芸術文化会館（さくら）、コミュニティセンター治田東 他 8 施設              | 10  | 17,155.60  |
| 社会教育系施設          | 図書館、歴史民俗博物館、自然体験学習センター（森の未来館） 他 6 施設          | 9   | 10,527.04  |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 市民体育館、森林体験交流センター（森遊館）、こんぜの里バンガロー村 他 10 施設     | 13  | 8,235.76   |
| 産業系施設            | 農林業技術センター、農畜産物処理加工施設（道の駅アグリ郷栗東）<br>シルバーワークプラザ | 3   | 1,822.07   |
| 学校教育系施設          | 大宝東小学校、栗東中学校、学校給食共同調理場（給食センター） 他 10 施設        | 13  | 89,128.00  |
| 子育て支援施設          | 大宝幼稚園、金勝第 1 保育園、大宝東学童保育所 他 34 施設              | 37  | 23,611.81  |
| 保健・福祉施設          | 保健センター、老人福祉センター、ゆうあいの家、ひだまりの家 他 5 施設          | 9   | 7,772.07   |
| 公営住宅             | 下戸山団地、安養寺団地、手原団地 他 5 施設                       | 8   | 32,025.03  |
| 供給処理施設           | 浅柄野地区農業集落排水処理施設、観音寺地区農業集落排水処理施設、環境センター、岡最終処分場 | 4   | 12,349.24  |
| その他              | 旧中央公民館、旧住民憩の家 他 22 施設                         | 24  | 8,212.27   |
| 上水道施設            | 出庭水源地、第 1 高区受水ポンプ場、金勝水源地 他 6 施設               | 9   | 1,367.92   |
| 総計               | -                                             | 145 | 224,284.35 |

※「総合福祉保健センター（なごやかセンター）」・「学習支援センター」内の各施設の延床面積は、複合する施設数にて総延床面積を按分した値を採用し、集計しています。

※「旧中央公民館」・「旧住民憩いの家」・「旧住民憩いの家ゲートボール場上屋」は、平成 28 年度に除却済みです。

## 第2節 公共施設を取り巻く現状と課題について

公共施設等を取り巻く現状及び課題の要点は、以下のとおりです。（詳細は、公共施設等総合管理計画を参照）

### 現状

- ◆ 築30年以上の施設（内13%は大規模改修済み）が総延床面積の約45%に達しています。
- ◆ 本市の施設は、98%以上が「耐震性あり」と診断されています。
- ◆ 本市は他の類似団体と比較して一人当たりの延床面積が多くなっています。一方で、滋賀県内においては一人当たりの延床面積が比較的少なくなっています。

- ◆ 本市の人口は増加傾向にあります。
- ◆ 今後は生産年齢人口が減少し、超高齢社会に突入します。

- ◆ 「一般財源」は近年ほぼ一定額に落ち着いています。
- ◆ 「義務的経費」は近年一定額に落ち着いています。
- ◆ 今後40年間における公共施設等の更新費用は、過去水準の約1.7倍となっています。
- ◆ 計画期間中は11～20年目の更新費用が最も多くなっています。
- ◆ 当初20年間の更新費用が推計平均額を上回っています。

### 今後の課題

今後30年間は大規模改修や建替えが集中し、財政的な負担が懸念される。

未だ耐震化が施されていない施設について早急に対応する必要がある。

年齢構成の大幅な変化が予測されるため、変化する市民ニーズへ対応した施設運営が求められる。

生産年齢人口の減少が見込まれていることから、今後は大幅な税収増は見込めない。

また、高齢者に関わる扶助費がより一層増大することが予測されるため、投資的経費の削減は避けられない。

施設の更新費用を削減する必要がある。

今後20年間の更新費用は推計平均額を大幅に上回るため、早期対応による平準化が困難である。

平均額を超過する更新費用は、財源確保の対策を検討する必要がある。

## 第1節 公共施設等総合管理計画

本方針の上位計画である公共施設等総合管理計画においては、以下の基本的な方針及び基本目標が示されています。

### 1 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1

現在保有する公共施設の延床面積を上限とし、既存施設を有効活用することで新規整備を可能な限り抑制します。また、今後の財政状況や、市民ニーズが変化・大幅に縮小するものについては、施設の複合化や統廃合による施設総量の適正化を図ります。

2

予防保全による施設の長寿命化を図り、財政負担の平準化を進め将来更新費用を縮減します。

3

施設の建替えや新規整備及び施設の運営においては、可能な限り民間活力を検討・導入し、費用対効果の面から効率的かつ効果的な施設の更新・整備を図ります。

### 2 基本目標

本市は平成 57 年度までは人口増加が予測されています。また、平成の大合併を行っていないことから機能が重複している施設が少ない状況です。このことから、公共施設等総合管理計画の計画期間である今後 40 年間においては、大幅な公共施設の延床面積の削減は困難です。そのため、現状の公共施設の総延床面積を上限としながら、施設総量の適正化を図ります。

財政面では、日常的な維持管理経費を縮減するとともに施設の長寿命化を推進し平準化を進め、また将来的な更新費用を削減することが本市にとって重要な課題になると言えます。

したがって、公共施設等総合管理計画における目標を次のように設定しています。

**現状の公共施設の総延床面積を上限としながら**

**施設の長寿命化及び施設総量の適正化を図ります**

## 第2節 公共施設の有効活用の方考え方

公共施設等総合管理計画においては、基本的な方針に基づき、実施方針として「公共施設における統合や複合化・機能移転の推進方針」を示しています。本方針では、この「公共施設における統合や複合化・機能移転の推進方針」を踏まえ、個別施設計画策定に向けて、公共施設を有効活用するための考え方を以下のとおり整理します。

### <公共施設における統合や複合化・機能移転の推進方針>

#### ①機能の移転・統合

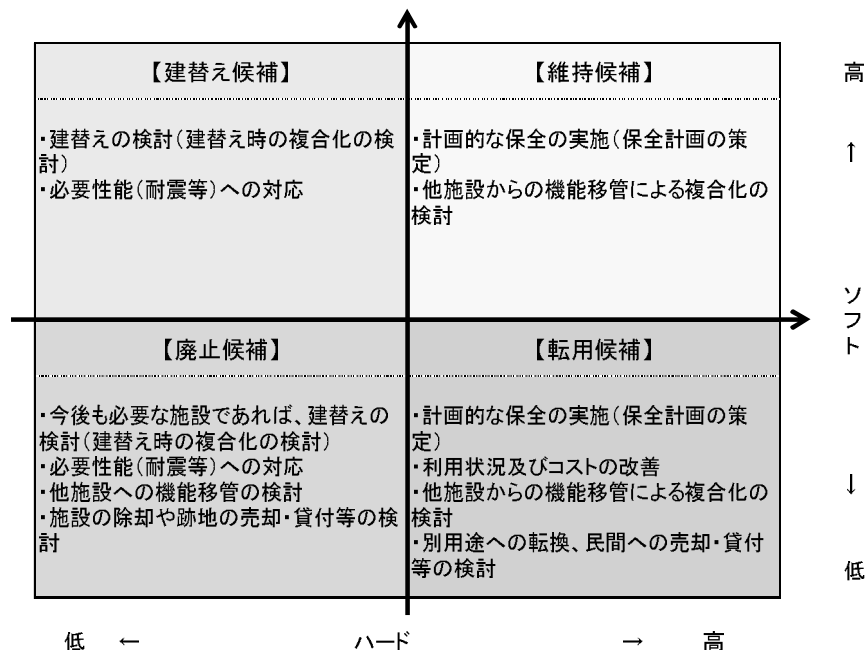
今後は、人口や財政規模に見合った施設保有の最適化を図っていく必要があることから、時代の変遷によりニーズが変化したもの、あるいはニーズが大幅に縮小したものについては、施設機能の移転や統合・廃止を含めた施設の再配置の検討を行います。

### 評価・分析結果を踏まえた施設の見直し

本市においては、積極的な公共施設の総量縮減は行わないものの、施設総量の適正化の観点から、必要性の低い施設は廃止し、必要に応じて用途変更や機能の移転を行うなど、有効活用を図るために、施設の見直しを行います。

そのために、時代の変遷や市民ニーズの変化を的確に捉えるとともに、本方針の検討の際にも実施しているような評価（客観的な数値等を用いた定量的評価）などを行い、廃止・転用する施設だけでなく、今後も保有する施設についても課題を抽出することで、施設の運営改善を検討し、維持管理費用の縮減や利用者数の増加、市民サービスの向上へつなげていきます。

### <定量的評価（ポートフォリオ分析）のイメージ>



## <公共施設における統合や複合化・機能移転の推進方針>

### ②機能の複合化・多機能化

今後、施設の管理、運営、更新を検討するにあたっては、従前からの機能に限定した更新を前提とするのではなく、将来を見据えた機能にも着目して施設の複合化や多機能化を図ることが必要となってきます。

## 建替え時期や配置特性を踏まえた施設の複合化等の検討

施設を建替える際は、現状どおり建替えるのではなく、施設のあり方を考える適切な時期と捉え、施設の利用状況等を十分に踏まえ、施設の配置とあわせて、施設総量の適正化の観点から、分野横断的な施設の複合化を検討します。施設を複合化することにより、更新費用や維持管理費用の縮減を進めるとともに、市民の利便性の向上や利用者間の交流の促進を図り、公共施設の魅力を向上させます。

特に、本市の公共施設の配置特性として、コミュニティセンターや小学校、幼稚園、保育所、学童保育所、児童館は、小学校区ごとに配置しており、中学校や地域子育て支援センター、老人福祉センターは中学校区ごとに配置しています。小学校区または中学校区に1つ必要な施設については、学校区内の施設での複合化を検討します。なお、年少人口の動向により、将来的に学校区の再編があった場合は、学校区とあわせて、施設の再編も検討します。

### <複合化のイメージ>



※「学校施設の老朽化対策について（平成25年3月）」より

## 第1節 優先度指標

今後、財政状況が厳しくなる中で、公共ファシリティマネジメントに取組み、施設の改修・再編等を実施していくためには、市全体の公共施設の状況を考慮して、限られた財源の中で、計画的に対応していく必要があります。

そのため、本市においては、以下の視点を踏まえて、どの施設から対応していくか順位をつけ、優先性の高い施設から検討していくこととします。また、優先性を検討するために、P 8に示す施設の「老朽度」と「重要度」を優先度指標として設定します。

- ①まず、利用者の安全確保の視点から、老朽化の著しい施設
- ②その中でも、財政の視点から、規模が大きく事業の費用が多く見込まれる施設
- ③さらに、防災の視点から、災害時に活用される施設

なお、優先度指標による優先性については、客観的な数値・情報等より検討した結果であり、今後、市として政策的な取組等がある場合は、その取組を優先して対応していきます。

### (1) 優先度指標による優先性の検討

優先度指標に設定する施設の「老朽度」と「重要度」より、ポートフォリオ分析を行い、優先性を検討します。老朽度が高く、重要度も高い施設を優先性の最も高い1位のカテゴリーとし、老朽度が低く、重要度も低い施設を優先性の最も低い30位のカテゴリーとして設定します。その間については、老朽度を優先して、2～29位を設定します。

※建物のない施設（グラウンド、墓地等）のほか、インフラ関連施設（農集排施設、上水道施設、駐車場等）や小規模な倉庫・トイレ等（消防施設、その他等）は、「取組の優先性」の検討の対象外としています。

|                            |   |        |    |    |    |    |           |
|----------------------------|---|--------|----|----|----|----|-----------|
| 老<br>朽<br>度<br>ラ<br>ン<br>ク | ■ | 6      | 5  | 4  | 3  | 2  | 優先順位<br>1 |
|                            | ■ | 12     | 11 | 10 | 9  | 8  | 7         |
|                            | ■ | 18     | 17 | 16 | 15 | 14 | 13        |
|                            | ■ | 24     | 23 | 22 | 21 | 20 | 19        |
|                            | ■ | 30     | 29 | 28 | 27 | 26 | 25        |
|                            | ■ | ■      | ■  | ■  | ■  | ■  | ■         |
|                            |   | 重要度ランク |    |    |    |    |           |

## (2) 老朽度の設定

老朽度については、施設の老朽状況（築年数）、耐震性、劣化状況を点数化し、その合計点（90 点満点）でランクを区分します。

なお、劣化状況については、施設の主たる棟に対して、以下の 6 項目の劣化の該当の有無を、施設管理者が判断した結果を用いています。

- ・外壁のひび割れやはがれ、
- ・漏水の発生
- ・空調設備の故障
- ・給排水衛生設備の故障
- ・水の濁り
- ・出入口の扉の開閉のしづらさ

| A | 老朽状況・耐震性・劣化状況の合計点が 20 点以下  |
|---|----------------------------|
| B | 老朽状況・耐震性・劣化状況の合計点が 25～40 点 |
| C | 老朽状況・耐震性・劣化状況の合計点が 45～60 点 |
| D | 老朽状況・耐震性・劣化状況の合計点が 65～80 点 |
| E | 老朽状況・耐震性・劣化状況の合計点が 85 点以上  |

| 築 5 年未満または民間施設  | 50 | ありまたは対象外（民間施設） | 20 |
|-----------------|----|----------------|----|
| 築 5 年以上 10 年未満  | 40 | なし             | 0  |
| 築 10 年以上 20 年未満 | 30 |                |    |
| 築 20 年以上 30 年未満 | 20 |                |    |
| 築 30 年以上 40 年未満 | 10 |                |    |
| 築 40 年以上        | 0  |                |    |

## (3) 重要度の設定

重要度については、施設の規模（延床面積）から、ランクを設定します。その中でも、避難所や防災拠点に指定されている施設については、ランクを高くしています。

なお、複合施設については、施設全体の延床面積から施設の規模を判定しています。

| a | 大規模な施設(5,000 m <sup>2</sup> 以上)のうち、避難所または防災拠点に指定       |
|---|--------------------------------------------------------|
| b | 大規模な施設 (5,000 m <sup>2</sup> )                         |
| c | 中規模な施設 (1,000～5,000 m <sup>2</sup> ) のうち、避難所または防災拠点に指定 |
| d | 中規模な施設 (1,000～5,000 m <sup>2</sup> )                   |
| e | 小規模な施設(1,000 m <sup>2</sup> 未満)のうち、避難所または防災拠点に指定       |
| f | 小規模な施設 (1,000 m <sup>2</sup> 未満)                       |

## 第2節 施設別の優先性

優先度指標より、施設別に取組（施設の改修等）を実施する場合の優先性を検討した結果は以下のとおりです。なお、同じカテゴリーであれば、より延床面積の大きい施設の優先性を高く設定しています。

※検討に用いた施設の情報・数値等については、P23を参照

老朽度ランク（老朽状況＋耐震性＋劣化状況）

|  | 6                                                                                                                                                                                                             | 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 4                                                                                                                                                                 | 3                                                                                                                               | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                   | ①学校給食<br>共同調理場<br>（給食セン<br>ター）                                                                                                  | ②治田西保<br>育園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 12                                                                                                                                                                                                            | 11                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 10                                                                                                                                                                | 9                                                                                                                               | 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 7                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | ①上碓山団<br>地<br>②自然観察<br>の森                                                                                                                                                                                     | ①コミュニ<br>ティセン<br>ター治田<br>②コミュニ<br>ティセン<br>ター栗山東<br>③コミュニ<br>ティセン<br>ター治田西                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ①図書館<br>②出土文化<br>財センター<br>③出庭団地                                                                                                                                   | ①市民体育<br>館<br>②治田西幼<br>稚園<br>③治田保育<br>園                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ①栗東中学<br>校<br>②市役所<br>③栗山中学<br>校<br>④治田西小<br>学校<br>⑤金勝小学<br>校<br>⑥治田小学<br>校                                                                                                                                                                    |
|  | 18                                                                                                                                                                                                            | 17                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 16                                                                                                                                                                | 15                                                                                                                              | 14                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 13                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | ①農畜産物<br>処理加工施<br>設（道の駅<br>アグリの中<br>果実）<br>②こんげの<br>里バンガ<br>ロー村<br>③シルバー<br>ワークブラ<br>ザ<br>④自然活用<br>総合管理<br>棟・道の駅<br>（道の駅こ<br>んげの里<br>りっとう）<br>⑤農業技術<br>センター<br>⑥治田西学<br>童保育所<br>⑦金勝学童<br>保育所<br>⑧治田東学<br>童保育所 | ①治田幼稚<br>園<br>②野洲川体<br>育館<br>③治田東保<br>育園<br>④治田東幼<br>稚園<br>⑤やすらぎ<br>の家<br>⑥栗山東幼<br>稚園<br>⑦大宝西幼<br>稚園<br>⑧コミュニ<br>ティセン<br>ター治田東                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ①大橋団地<br>②歴史民俗<br>博物館<br>③自然体験<br>学習セン<br>ター（森の<br>未来館）<br>④少年セン<br>ター<br>⑤児童生徒<br>支援室<br>⑥幼児こ<br>とばの教室<br>⑦栗山東児<br>童館<br>⑧栗山東児<br>童館<br>⑨栗山児童<br>館<br>⑩栗山児童<br>館 | ①治田東小<br>学校<br>②大宝幼稚<br>園<br>③ひだまり<br>の家<br>④金勝第2<br>保育園<br>⑤ゆうあいの<br>家<br>⑥大宝西保<br>育園<br>⑦栗山東保<br>育園<br>⑧コミュニ<br>ティセン<br>ター大宝西 | ①安養寺団<br>地<br>②発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>③ヘルパー<br>ステーション<br>（訪問介<br>護事業所）<br>④発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑤ヘルパー<br>ステーション<br>（訪問介<br>護事業所）<br>⑥発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑦発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑧発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑨発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑩発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑪発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑫発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑬発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑭発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑮発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑯発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑰発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑱発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑲発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>⑳発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉑発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉒発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉓発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉔発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉕発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉖発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉗発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉘発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉙発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉚発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉛発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉜発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉝発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉞発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㉟発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊱発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊲発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊳発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊴発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊵発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊶発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊷発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊸発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊹発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊺発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊻発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊼発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊽発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊾発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所<br>㊿発達支援<br>室・児童相<br>談支援事業<br>所 | ①芸術文化<br>会館（さき<br>ら）<br>②大宝小学<br>校<br>③大宝西小<br>学校<br>④栗山小学<br>校<br>⑤栗山東小<br>学校<br>⑥地域子育<br>て支援セン<br>ター治田東<br>（治田東児<br>童館）<br>⑦児童発達<br>支援事業所<br>たんぽぽ教<br>室<br>⑧保健セン<br>ター<br>⑨老人福祉<br>センター<br>⑩訪問看護<br>ステーション<br>⑪身体障が<br>い者デイス<br>サービスセン<br>ター |
|  | 24                                                                                                                                                                                                            | 23                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 22                                                                                                                                                                | 21                                                                                                                              | 20                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 19                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | ①大宝東学<br>童保育所<br>②治田学童<br>保育所<br>③栗山東学<br>童保育所<br>④大宝学童<br>保育所<br>⑤手原駅市<br>民交流施設<br>（観光案内<br>所）<br>⑥栗山学童<br>保育所<br>⑦大宝西学<br>童保育所<br>⑧障がい児<br>地域活動施<br>設                                                       | ①治田児童<br>館<br>②地域子育<br>て支援セン<br>ター金勝<br>（金勝児童<br>館）<br>③栗山東児<br>童館<br>④栗山東児<br>童館<br>⑤栗山東児<br>童館<br>⑥栗山東児<br>童館<br>⑦栗山東児<br>童館<br>⑧栗山東児<br>童館<br>⑨栗山東児<br>童館<br>⑩栗山東児<br>童館<br>⑪栗山東児<br>童館<br>⑫栗山東児<br>童館<br>⑬栗山東児<br>童館<br>⑭栗山東児<br>童館<br>⑮栗山東児<br>童館<br>⑯栗山東児<br>童館<br>⑰栗山東児<br>童館<br>⑱栗山東児<br>童館<br>⑲栗山東児<br>童館<br>⑳栗山東児<br>童館<br>㉑栗山東児<br>童館<br>㉒栗山東児<br>童館<br>㉓栗山東児<br>童館<br>㉔栗山東児<br>童館<br>㉕栗山東児<br>童館<br>㉖栗山東児<br>童館<br>㉗栗山東児<br>童館<br>㉘栗山東児<br>童館<br>㉙栗山東児<br>童館<br>㉚栗山東児<br>童館<br>㉛栗山東児<br>童館<br>㉜栗山東児<br>童館<br>㉝栗山東児<br>童館<br>㉞栗山東児<br>童館<br>㉟栗山東児<br>童館<br>㊱栗山東児<br>童館<br>㊲栗山東児<br>童館<br>㊳栗山東児<br>童館<br>㊴栗山東児<br>童館<br>㊵栗山東児<br>童館<br>㊶栗山東児<br>童館<br>㊷栗山東児<br>童館<br>㊸栗山東児<br>童館<br>㊹栗山東児<br>童館<br>㊺栗山東児<br>童館<br>㊻栗山東児<br>童館<br>㊼栗山東児<br>童館<br>㊽栗山東児<br>童館<br>㊾栗山東児<br>童館<br>㊿栗山東児<br>童館 | ①十里改良<br>住宅<br>②十里団地<br>③森林体験<br>交流セン<br>ター（森遊<br>館）                                                                                                              | ①大宝幼稚<br>園分園<br>②大宝カナ<br>リヤ保育園<br>③栗山保育<br>園<br>④金勝第1<br>保育園                                                                    | ①環境セン<br>ター<br>②手原団地<br>③下戸山団<br>地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ①栗東西中<br>学校<br>②大宝東小<br>学校                                                                                                                                                                                                                     |
|  | 30                                                                                                                                                                                                            | 29                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 28                                                                                                                                                                | 27                                                                                                                              | 26                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 25                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | ①コミュニ<br>ティセン<br>ター大宝東<br>②地域子育<br>て包括支援<br>センター<br>（大宝東児<br>童館）<br>③諸証明<br>サービス<br>コーナー                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ①西図書館                                                                                                                                                             |                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |
|  |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |

重要度ランク（施設規模＋避難所・防災拠点）



### 第3節 分類別の優先性

公共ファシリティマネジメントの次の取組として、まず、公共施設等総合管理計画を踏まえて、施設の所管部署が、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定していくことになります。国からも、平成32年度頃までに個別施設計画の策定が求められています。

本市では、市全体の公共施設や財政等の状況を考慮して、施設別の優先性と同様に、分類別の優先性を設定し、優先性の高い分類から順番に個別施設計画を策定していきます。

なお、分類別の優先性については、施設別の優先性（P9）の高い施設が含まれる分類を高く設定します。中分類ごとに検討した優先順位は右表のとおりです。

※施設別の優先性が高くなっている「学校給食共同調理場（給食センター）」は、栗東市立学校給食共同調理場建設基本構想・基本計画に基づき、移転建替を進めているため、順位付けの際には除外しました。また、「治田西保育園」は、栗東市の就学前保育における民間活力活用の基本計画において、幼稚園への転用等の対応を検討しているため、順位付けの際には除外しました。

※公営住宅は「栗東市公営住宅等長寿命化計画（H29～30年度見直し中）」、上水道施設は「栗東市水道事業アセットマネジメント」として、個別施設計画を策定済み。

| 優先順位 | 中分類             |
|------|-----------------|
| 1    | 学校              |
| 2    | 庁舎等             |
| 3    | スポーツ施設          |
| 4    | 幼稚園・保育園         |
| 5    | 図書館             |
| 6    | 博物館等            |
| 7    | 集会施設            |
| 8    | 文化施設            |
| 9    | 幼児・児童施設         |
| 10   | 保健施設            |
| 11   | 高齢福祉施設          |
| 12   | 障がい福祉施設         |
| 13   | 社会福祉施設          |
| 14   | 産業系施設           |
| 15   | 保養施設            |
| 16   | レクリエーション施設・観光施設 |
| 17   | 供給処理施設          |
| —    | その他教育施設（策定済）    |
| —    | 公営住宅（策定済）       |
| —    | 消防施設            |
| —    | その他行政系施設        |
| —    | その他             |
| —    | 上水道施設（策定済）      |

#### <参考>

##### 個別施設計画の策定年度予定

| 平成30年度                                                             | 平成31年度                                                                                                                                        | 平成32年度                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○学校 [12 施設]<br>○庁舎等 [2 施設]<br>(○消防施設 [3 施設])<br>(○その他行政系施設 [1 施設]) | ○幼稚園・保育園 [18 施設]<br>○スポーツ施設 [9 施設]<br>○図書館 [2 施設]<br>○博物館等 [7 施設]<br>○文化施設 [1 施設]<br>○産業系施設 [3 施設]<br>○保養施設 [1 施設]<br>○レクリエーション施設・観光施設 [3 施設] | ○幼児・児童施設 [21 施設]<br>○集会施設 [9 施設]<br>○保健施設 [1 施設]<br>○高齢福祉施設 [5 施設]<br>○障がい福祉施設 [2 施設]<br>○社会福祉施設 [1 施設]<br>○供給処理施設 [4 施設] |

※文化施設は、施設数および施設所管課の関係から、策定年度を前倒しした。

※産業系施設、保養施設、レクリエーション施設・観光施設は、指定管理更新時までの検討が必要なため、策定年度を前倒しした。

※施設数は、検討の対象外の施設も含む。

## 第1節 施設別の取組の方向性

個別施設計画を策定する際に、建替え時期が近い施設は複合化を検討するなど、市全体の公共施設の状況を踏まえて、分野横断的な検討の参考となるように、上位関連計画のほか、施設の評価・分析結果を踏まえ、概ね20年後を見据えた施設別の取組の方向性を示しています。なお、具体的な対応については、市民意向の把握や詳細な分析等を行い、個別施設計画で示していくこととなります。

また、本市の公共施設の配置特性として、コミュニティセンターや幼稚園・保育所など、小学校区ごとに配置している公共施設が多く、施設総量の適正化の観点から、将来的に同小学校区内の施設での複合化などの検討にもつながるように、小学校区別に施設の取組の方向性を示しています。

### <補足事項>

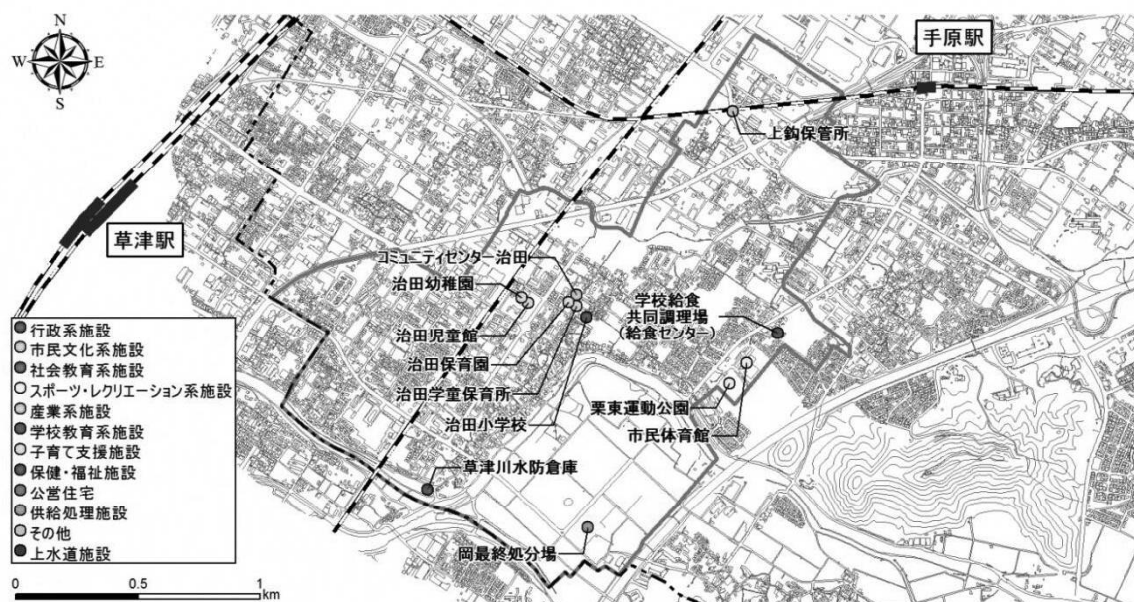
- ・取組時期については、短期（平成28～32年度）、中期（平成33～37年度）、長期（平成38～47年度）に区分して掲載しています。
- ・優先の欄については、「施設別の取組の優先性が高い施設（P9の1～12位のカテゴリ）のうち、短期及び中期に建替えや廃止の方向性が示されている施設」や個別施設計画の中で「施設のあり方の検討が必要な施設」に「○」を掲載しています。
- ・取組の方向性における「継続使用・保全の実施」については、施設を維持するため、個別施設計画に基づき、計画的に保全（修繕・改修）を実施することを示しています。また、利用状況及び維持管理経費等の改善に向けた取組も検討する必要があります。
- ・取組の方向性における「建替え等の検討」については、築60年で施設を建替えると想定（建替えの3年前から検討開始）し、その想定される時期に掲載しています（ただし、劣化状況やバリアフリー対策の状況により、建替えの前倒し・先送りしている）。また、必要に応じて、大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図ることも検討する必要があります。

※建物のない施設（グラウンド、墓地等）のほか、インフラ関連施設（農集排施設、上水道施設、駐車場等）や小規模な倉庫・トイレ等（消防施設、その他等）は、「施設別の取組の方向性」の検討の対象外としています。（図面には掲載）



### 1 治田小学校区

| 施設名                   | 取組時期と方向性       |                |                |                |                | 備考                                                                    |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------|
|                       | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                | 長期<br>(H38～47) |                                                                       |
|                       | 優先             |                | 優先             |                |                |                                                                       |
| コミュニティセンター<br>治田      | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                                          |
| 治田小学校                 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                                          |
| 治田幼稚園                 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                                     |
| 治田保育園                 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | ○              | 廃止の検討          | —              | ※就学前保育における民間活<br>力活用の基本計画（近隣に法<br>人立保育園を誘致し代替機<br>能を確保した上で、施設を廃<br>止） |
| 治田学童保育所               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                                     |
| 治田児童館                 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                                     |
| 市民体育館                 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、他施設との複合<br>化も検討                                                |
| 学校給食共同調理場<br>（給食センター） | ○              | 建替え            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | ※学校給食共同調理場建設基<br>本構想・基本計画（平成 30<br>年 9 月より新施設で運営を<br>開始）              |



## 2 治田東小学校区

| 施設名                    |                            | 取組時期と方向性       |                |                |                |                | 備考                            |
|------------------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|
|                        |                            | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                | 長期<br>(H38～47) |                               |
|                        |                            | 優先             |                | 優先             |                |                |                               |
| コミュニティセンター<br>治田東      |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
| 治田東小学校                 |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
| 治田東幼稚園                 |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
| 治田東保育園                 |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
| 治田東学童保育所               |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
| 総合福祉保健センター<br>(なごやかセンタ | 地域子育て支援センター治田東<br>(治田東児童館) | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | 発達支援室・児童相談<br>支援事業所        | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | 児童発達支援事業所<br>たんぼぼ教室        | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | 保健センター                     | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | 老人福祉センター                   | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | ヘルパーステーション<br>(訪問介護事務所)    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | 訪問看護<br>ステーション             | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
|                        | 身体障がい者デイ<br>サービスセンター       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                             |
| 市役所                    |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、他施設との複<br>合化も検討        |
| 自然観察の森                 |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | —                             |
| 出土文化財センター              |                            | ○              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 一般公開を休止していること<br>から、施設のあり方を検討 |
| 栗東中学校                  |                            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同中学校区内<br>の施設との複合化も検討  |
| 学習支援センター               | 学習支援センター                   | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | ※災害リスク（浸水）のある<br>場所に立地        |
|                        | 少年センター                     | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 |                               |
|                        | 児童生徒支援室                    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 |                               |
|                        | 幼児ことばの教室                   | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 |                               |

| 施設名   | 取組時期と方向性       |            |                |            |                | 備考 |
|-------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|----|
|       | 短期<br>(H28～32) |            | 中期<br>(H33～37) |            | 長期<br>(H38～47) |    |
|       | 優先             |            | 優先             |            |                |    |
| 下戸山団地 | —              | 新設等の検討     | —              | 継続使用・保全の実施 | 継続使用・保全の実施     | —  |
| 安養寺団地 | —              | 継続使用・保全の実施 | —              | 継続使用・保全の実施 | 継続使用・保全の実施     | —  |



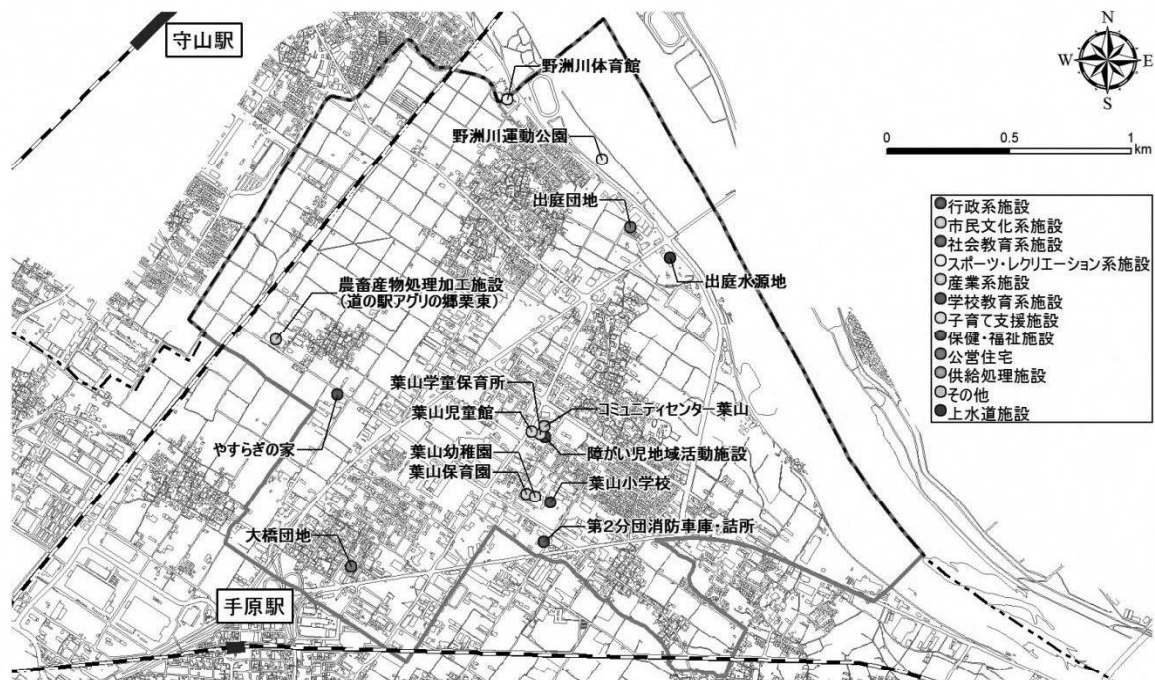
### 3 治田西小学校区

| 施設名               | 取組時期と方向性       |                |                |                |                | 備考                                                                          |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                   | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                | 長期<br>(H38～47) |                                                                             |
|                   | 優先             |                | 優先             |                |                |                                                                             |
| コミュニティセンター<br>治田西 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                                                |
| 治田西小学校            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                                                |
| 治田西幼稚園            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                                                |
| 治田西保育園            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | ○              | 廃止・転用の<br>検討   | —              | ※就学前保育における民間活<br>力活用の基本計画（近隣の法<br>人立保育園の定員拡大や誘<br>致により代替機能を確保し<br>た上で、用途転用） |
| 治田西学童保育所          | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                                           |
| 治田西児童館            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                                           |
| ゆうあいの家            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                                           |
| 治田西スポーツセンター       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                                                |



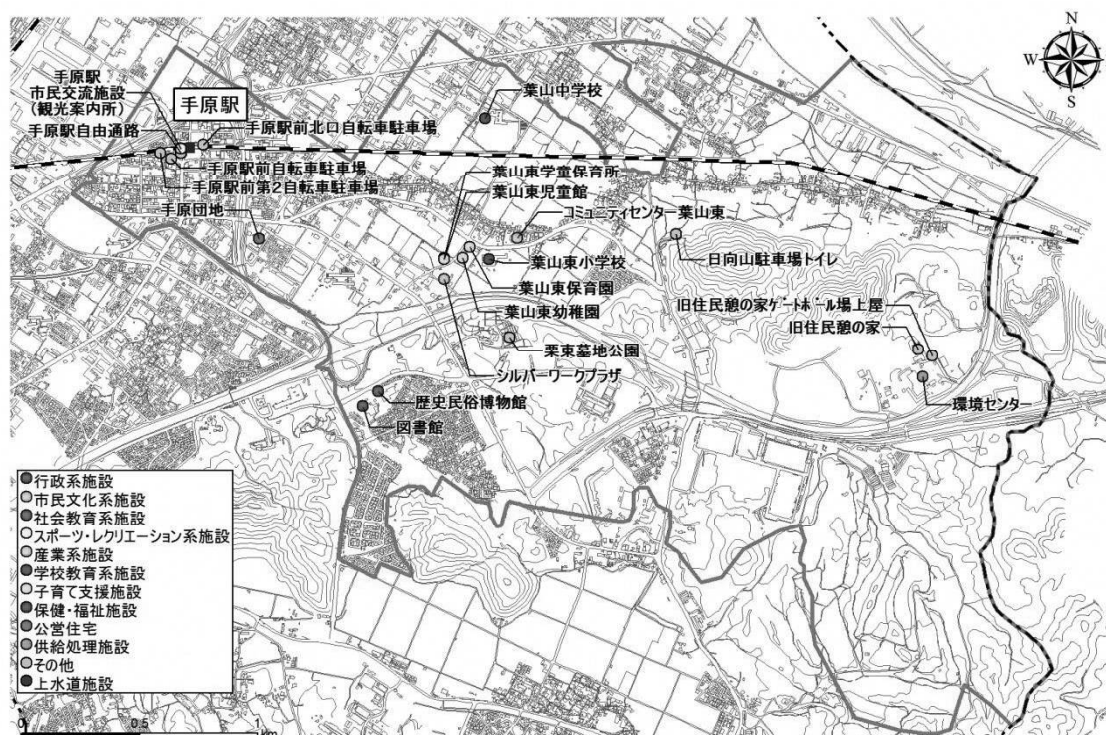
#### 4 葉山小学校区

| 施設名                       |       | 取組時期と方向性       |                |                |                | 備考             |                                                     |
|---------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------|
|                           |       | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                |                | 長期<br>(H38～47)                                      |
|                           |       | 優先             |                | 優先             |                |                |                                                     |
| コミュニティセンター<br>葉山          |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| 葉山小学校                     |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| 葉山幼稚園                     | 葉山幼稚園 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                        |
|                           | 葉山保育園 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 |                                                     |
| 葉山学童保育所                   |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| 葉山児童館                     |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| 野洲川体育館                    |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、他施設との複合<br>化も検討                              |
| 農畜産物処理加工施設<br>(道の駅アグリ郷栗東) |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| やすらぎの家                    |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| 障がい児地域活動施設                |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |
| 大橋団地                      |       | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | (平成 38～47 年度に建替え<br>時期を迎えるが、施設の状態が<br>良い評価のため、継続使用) |
| 出庭団地                      |       | ○              | 建替え等の<br>検討    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                   |



## 5 葉山東小学校区

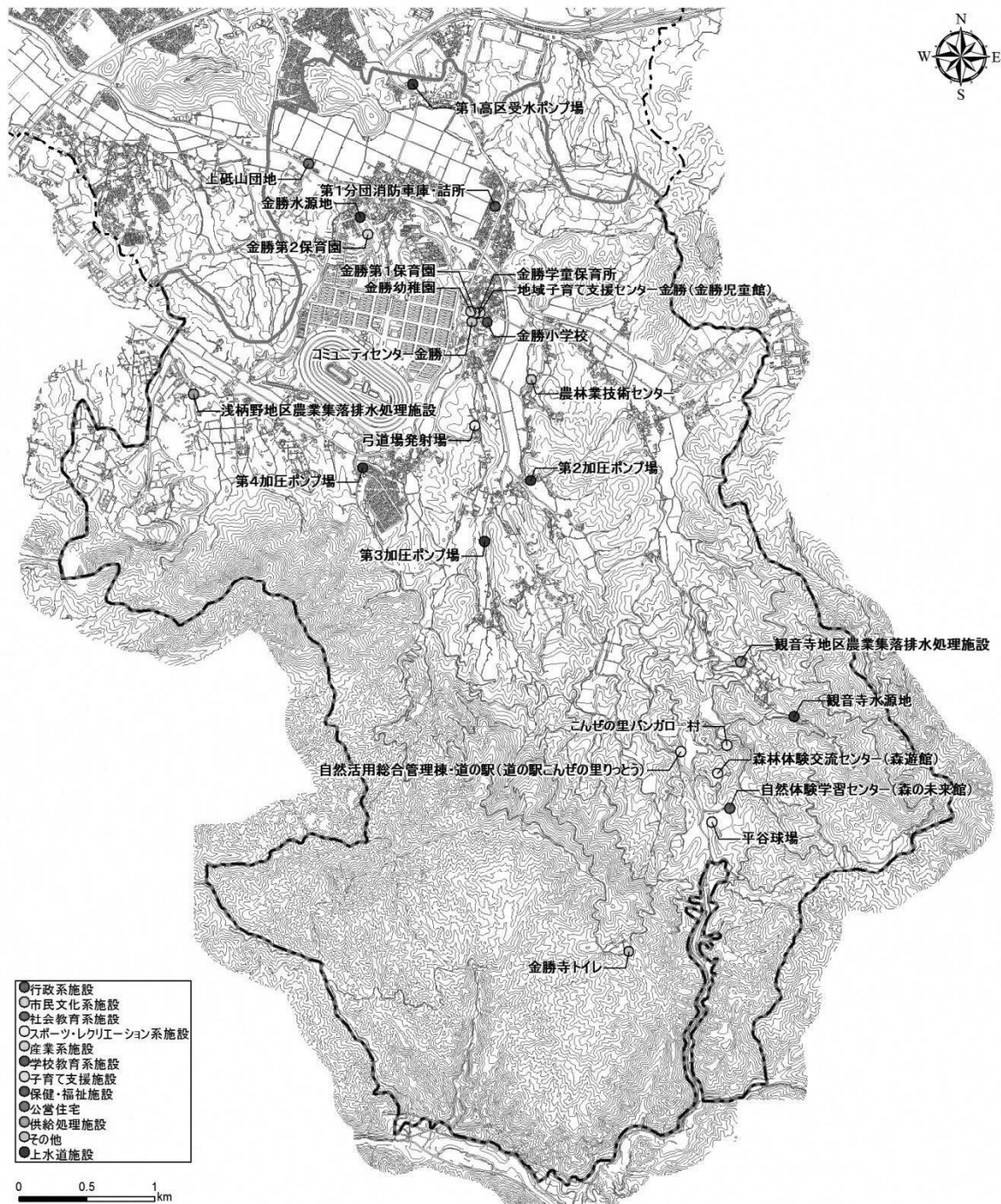
| 施設名                  | 取組時期と方向性       |                |                |                |                | 備考                             |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------------|
|                      | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                | 長期<br>(H38～47) |                                |
|                      | 優先             |                | 優先             |                |                |                                |
| コミュニティセンター<br>葉山東    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 葉山東小学校               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 葉山東幼稚園               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 葉山東保育園               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 葉山東学童保育所             | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 葉山東児童館               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 図書館                  | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、他施設との複合<br>化も検討         |
| 歴史民俗博物館              | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 葉山中学校                | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 建替えの際は、同中学校区内の<br>施設との複合化も検討   |
| 手原駅市民交流施設<br>(観光案内所) | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| シルバーワークプラザ           | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 手原団地                 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                              |
| 環境センター               | —              | 建替え等の<br>検討    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | ※公共施設等総合管理計画(平<br>成40年度までに建替え) |





## 6 金勝小学校区

| 施設名                                 |          | 取組時期と方向性       |                   |                |                | 備考             |                                                           |
|-------------------------------------|----------|----------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------------|
|                                     |          | 短期<br>(H28～32) |                   | 中期<br>(H33～37) |                |                | 長期<br>(H38～47)                                            |
|                                     |          | 優先             |                   | 優先             |                |                |                                                           |
| コミュニティセンター<br>金勝                    |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                         |
| 金勝小学校                               |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | ○              | 建替え等の<br>検討    | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                              |
| 金勝第1幼稚園                             | 金勝幼稚園    | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                         |
|                                     | 金勝第1 保育園 | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                         |
| 金勝第2 保育園                            |          | —              | 民営化の<br>検討        | —              | 民営化の<br>検討     | 民営化の<br>検討     | ※就学前保育における民間活<br>力活用の基本計画（民営化を<br>見据え、JRA と施設のあり<br>方を検討） |
| 金勝学童保育所                             |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                         |
| 地域子育て支援センター<br>金勝（金勝児童館）            |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                         |
| 自然体験学習センター<br>（森の未来館）               |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | 指定管理更新時までに施設の<br>あり方を検討                                   |
| 弓道場発射場                              |          | ○              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | 利用者数が少ないため、廃止を<br>含めて、施設のあり方を検討                           |
| 自然活用総合管理棟・<br>道の駅（道の駅こんぜの<br>里りっとう） |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | 指定管理更新時までに施設の<br>あり方を検討                                   |
| 森林体験交流センター<br>（森遊館）                 |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | 指定管理更新時までに施設の<br>あり方を検討                                   |
| こんぜの里バンガロー村                         |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | 指定管理更新時までに施設の<br>あり方を検討<br>※災害リスク（土砂災害）の<br>ある場所に立地       |
| 農林業技術センター                           |          | —              | 継続使用・<br>保全の実施    | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 建替え等の<br>検討    | 指定管理更新時までに施設の<br>あり方を検討                                   |
| 上砥山団地                               |          | ○              | 全 面 的 修 繕<br>等の検討 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                                         |



## 7 大宝小学校区

| 施設名              | 取組時期と方向性       |                |                |                |                | 備考 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|
|                  | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                | 長期<br>(H38～47) |    |
|                  | 優先             |                | 優先             |                |                |    |
| コミュニティセンター<br>大宝 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |
| 大宝小学校            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |
| 大宝幼稚園            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |
| 大宝学童保育所          | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |
| 大宝児童館            | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |
| 芸術文化会館（さくら）      | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |
| 栗東西中学校           | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —  |



## 8 大宝東小学校区

| 施設名          |                               | 取組時期と方向性       |                |                |                |                | 備考                                |
|--------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------------|
|              |                               | 短期<br>(H28～32) |                | 中期<br>(H33～37) |                | 長期<br>(H38～47) |                                   |
|              |                               | 優先             |                | 優先             |                |                |                                   |
| 大宝東小学校       |                               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |
| 大宝東学童保育所     |                               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |
| 大宝幼稚園分園      |                               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |
| 大宝カナリヤ保育園    |                               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | 貸付中<br>賃貸借契約等終了時期までに<br>施設のあり方を検討 |
| ウイング<br>プラザ内 | コミュニティセンタ<br>ー大宝東             | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |
|              | 地域子育て包括支援<br>センター<br>(大宝東児童館) | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |
|              | 諸証明サービス<br>コーナー               | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |
|              | 西図書館                          | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | —              | 継続使用・<br>保全の実施 | 継続使用・<br>保全の実施 | —                                 |

※ウイングプラザは、大宝小学校区に立地するものの、ウイングプラザ内にある施設が大宝東小学校区のコミュニティセンター及び児童館であるため、大宝東小学校区に掲載しています。



## 9 大宝西小学校区

| 施設名               | 取組時期と方向性       |                         |                |                         |                         | 備考                                                  |
|-------------------|----------------|-------------------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
|                   | 短期<br>(H28～32) |                         | 中期<br>(H33～37) |                         | 長期<br>(H38～47)          |                                                     |
|                   | 優先             |                         | 優先             |                         |                         |                                                     |
| コミュニティセンター<br>大宝西 | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 大宝西児童館            | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 大宝西小学校            | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 大宝西幼稚園            | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 大宝西保育園            | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | (平成 38～47 年度に建替え<br>時期を迎えるが、施設の状態が<br>良い評価のため、継続使用) |
| 大宝西学童保育所          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 十里体育館             | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 建替え等の<br>検討             | 建替えの際は、同小学校区内の<br>施設との複合化も検討                        |
| ひだまりの家            | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 十里団地              | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | —              | 継続使用・<br>保全の実施          | 継続使用・<br>保全の実施          | —                                                   |
| 十里改良住宅            | —              | 譲渡、一部<br>継続使用・<br>保全の実施 | —              | 譲渡、一部<br>継続使用・<br>保全の実施 | 譲渡、一部<br>継続使用・<br>保全の実施 | ※公営住宅等長寿命化計画(集<br>合住宅以外は、将来的に譲<br>渡)                |



- 行政施設
- 市民文化施設
- 社会教育施設
- スポーツ・レクリエーション施設
- 産業施設
- 学校教育施設
- 子育て支援施設
- 保健・福祉施設
- 公営住宅
- 供給処理施設
- その他
- 上水道施設

0 0.5 1 km



| 計画<br>順 | 施設概要 |      |      |     |           |         |          |          |          |          | 施設利用状況   |          |          |          |          |          |          |          |          |          | 施設管理状況   |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|---------|------|------|------|-----|-----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 施設名  | 施設種別 | 施設内容 | 所在地 | 面積<br>(㎡) | 開館<br>年 | 利用<br>人数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 | 利用<br>回数 |

[illegible]

| 計画順 | 計画年度               |        | 事業種別   | 事業内容 |        |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 事業費(千円) | 事業年数 | 事業完了年度 | 事業完了月 | 事業完了日 |      |   |    |
|-----|--------------------|--------|--------|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|------|--------|-------|-------|------|---|----|
|     | 平成17年度             | 平成18年度 |        | 事業名  | 事業内容   | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 | 事業内容 |         |      |        |       |       | 事業内容 |   |    |
| 102 | 下戸山団地              | 公営住宅   | 公営住宅   | 治田東小 | 6,924  | 2002 | -    | 15   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 大規模   | 指定なし  | -    | b | 20 |
| 103 | 安養寺団地              | 公営住宅   | 公営住宅   | 治田東小 | 8,758  | 1990 | -    | 27   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 大規模   | 指定なし  | -    | b | 14 |
| 104 | 手原団地               | 公営住宅   | 公営住宅   | 栗山東小 | 7,380  | 2001 | -    | 16   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 大規模   | 指定なし  | -    | b | 20 |
| 105 | 大橋団地               | 公営住宅   | 公営住宅   | 栗山小  | 3,079  | 1978 | -    | 39   | 10   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 50   | C      | 中規模   | 指定なし  | -    | d | 16 |
| 106 | 出庭団地               | 公営住宅   | 公営住宅   | 栗山小  | 1,026  | 1973 | -    | 44   | 0    | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 40   | B      | 中規模   | 指定なし  | -    | d | 10 |
| 107 | 上砥山団地              | 公営住宅   | 公営住宅   | 金勝小  | 670    | 1969 | -    | 48   | 0    | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 40   | B      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | 12 |
| 108 | 十里団地               | 公営住宅   | 公営住宅   | 大宝西小 | 1,581  | 2002 | -    | 15   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 中規模   | 指定なし  | -    | d | 22 |
| 109 | 十里改良住宅             | 公営住宅   | 公営住宅   | 大宝西小 | 2,809  | 2002 | -    | 15   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 中規模   | 指定なし  | -    | d | 22 |
| 110 | 浅積野地区農業集落排水処理施設    | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 金勝小  | 134    | 1997 | -    | 20   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 111 | 観音寺地区農業集落排水処理施設    | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 金勝小  | 40     | 2000 | -    | 17   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 112 | 環礁センター             | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 栗山東小 | 12,077 | 2003 | -    | 14   | 30   | あり   | 20   | -    | ○    | -    | -    | 15      | 65   | D      | 大規模   | 指定なし  | -    | b | 20 |
| 113 | 岡最終処分場             | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 治田小  | 98     | 2002 | -    | 15   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 114 | 栗東第1駐車場            | その他    | その他    | 治田東小 | 2,376  | -    | 民賃   | -    | 50   | 対象外  | 20   | -    | ○    | -    | -    | 15      | 85   | E      | 中規模   | 指定なし  | -    | d | -  |
| 115 | 栗東第2駐車場            | その他    | その他    | 治田東小 | 0      | -    | 民賃   | -    | 50   | 対象外  | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 90   | E      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 116 | 手原駅前自転車駐車場         | その他    | その他    | 栗山東小 | 527    | 1982 | -    | 35   | 10   | あり   | 20   | -    | -    | -    | ○    | 15      | 45   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 117 | 手原駅北口自転車駐車場        | その他    | その他    | 栗山東小 | 59     | 2004 | -    | 13   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 118 | 手原駅前第2自転車駐車場       | その他    | その他    | 栗山東小 | 247    | 1990 | -    | 27   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 119 | (旧)農業学習センター        | その他    | その他    | 治田東小 | 269    | 1993 | -    | 24   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 120 | 下鉤甲まちづくり防災倉庫       | その他    | その他    | 治田西小 | 61     | 2007 | 貸付   | 10   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 121 | 栗東駅前広場             | その他    | その他    | 大宝小  | 533    | 1991 | -    | 26   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 122 | 栗東駅東側公共トイレ         | その他    | その他    | 大宝東小 | 43     | 1991 | -    | 26   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 123 | 栗東駅西側公共トイレ         | その他    | その他    | 大宝小  | 39     | 1991 | -    | 26   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 124 | 手原駅自由通路            | その他    | その他    | 栗山東小 | 759    | 2004 | 複合   | 13   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 125 | 埋文作業所              | その他    | その他    | 治田小  | 130    | 1980 | -    | 37   | 10   | なし   | 0    | -    | -    | -    | -    | 20      | 30   | B      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 126 | 上鉤保管所              | その他    | その他    | 治田小  | 7      | 1998 | -    | 19   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 127 | 日向山駐車場トイレ          | その他    | その他    | 栗山東小 | 20     | 1992 | -    | 25   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 128 | 金勝寺トイレ             | その他    | その他    | 金勝小  | 23     | 2013 | -    | 4    | 50   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 90   | E      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 130 | 小粋1区自治会館(旧小粋老人憩の家) | その他    | その他    | 治田西小 | 100    | 1985 | 貸付   | 32   | 10   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 50   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 133 | 福祉作業所(なかよし作業所)     | その他    | その他    | 治田西小 | 257    | 1993 | 貸付   | 24   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 134 | 十里投産施設(共同作業所)      | その他    | その他    | 大宝西小 | 79     | 1993 | 貸付   | 24   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 135 | 大宝カナリア保育園          | その他    | その他    | 大宝東小 | 1,591  | 2000 | 貸付   | 17   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 中規模   | 指定あり  | -    | c | 21 |
| 136 | 栗東墓地公園             | その他    | その他    | 栗山東小 | 0      | -    | -    | -    | 50   | 対象外  | 20   | -    | -    | -    | ○    | 15      | 85   | E      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 137 | 十里墓地               | その他    | その他    | 大宝西小 | 0      | -    | -    | -    | 50   | 対象外  | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 90   | E      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 138 | 金勝水源地              | 上水道施設  | 上水道施設  | 金勝小  | 227    | 1972 | -    | 45   | 0    | なし   | 0    | ○    | -    | -    | -    | 15      | 15   | A      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 139 | 十里水源地              | 上水道施設  | 上水道施設  | 大宝西小 | 81     | 1972 | -    | 45   | 0    | あり   | 20   | ○    | ○    | -    | -    | 10      | 30   | B      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 140 | 出庭水源地              | 上水道施設  | 上水道施設  | 栗山小  | 849    | 2017 | -    | 0    | 50   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 90   | E      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 141 | 観音寺水源地             | 上水道施設  | 上水道施設  | 金勝小  | 23     | 2007 | -    | 10   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 142 | 第1高区受水ポンプ場         | 上水道施設  | 上水道施設  | 金勝小  | 287    | 1992 | -    | 25   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 143 | 第2加圧ポンプ場           | 上水道施設  | 上水道施設  | 金勝小  | 110    | 1964 | -    | 53   | 0    | なし   | 0    | -    | -    | -    | -    | 20      | 20   | A      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 144 | 第3加圧ポンプ場           | 上水道施設  | 上水道施設  | 金勝小  | 25     | 1966 | -    | 51   | 0    | なし   | 0    | ○    | -    | -    | -    | 15      | 15   | A      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 145 | 第4加圧ポンプ場           | 上水道施設  | 上水道施設  | 金勝小  | 174    | 1996 | -    | 21   | 20   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 60   | C      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |
| 146 | 低区配水池              | 上水道施設  | 上水道施設  | 治田東小 | 82     | 2003 | -    | 14   | 30   | あり   | 20   | -    | -    | -    | -    | 20      | 70   | D      | 小規模   | 指定なし  | -    | f | -  |



## 平成28年度 栗東市財務書類について

栗東市では、平成 11 年度決算より普通会計のバランスシートを、平成 17 年度決算より行政コスト計算書を公表してきました。その後、平成 18 年 6 月に成立した「行政改革推進法」を契機に、「新地方公会計制度の整備」が位置づけられ、「新地方公会計制度研究会報告書〔平成 18 年 5 月総務省〕」で示された「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」により、普通会計及び公営企業・関連団体等も含む連結ベースでの財務書類を整備することとなりました。このため、平成 20 年度決算より、「総務省方式改訂モデル」を活用した財務書類4表を公表してきました。

現在では、多くの地方公共団体が財務書類の作成・公表に取り組んでいますが、「基準モデル」のほか、「総務省方式改訂モデル」、「東京都方式」などの複数の作成方式が存在することに加え、同一の作成方式であっても、固定資産台帳の整備状況により資産計上額に差が生じるため、団体間での比較が困難などの課題がありました。このため総務省では、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について〔総務大臣通知〕」を示し、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するよう要請しています。これを受け、平成 28 年度決算分から「統一的な基準」による地方公会計マニュアル〔平成 27 年 1 月総務省〕」で示されている様式による4表を作成しました。

これまでも財務書類を財務情報の開示、予算編成等に活用してきたところですが、今後、他団体との比較を行うことで、栗東市の財政状況の特徴や課題を明らかにし、さらなる財政の健全化に努めます。

## I. 平成28年度栗東市財務書類4表について

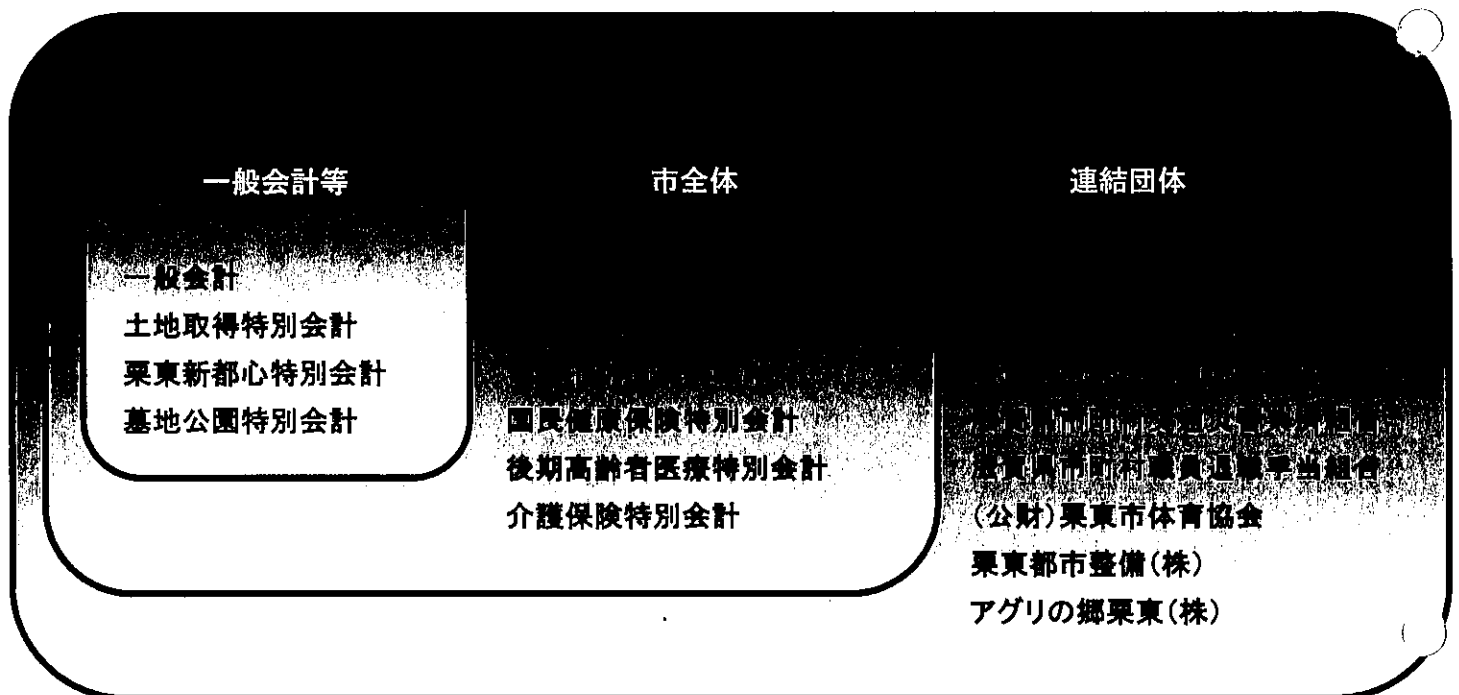
### 1 統一的な基準の特徴

- ①会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引のみならず、すべてのフロー情報及びストック情報を網羅的に記録・表示。
- ②固定資産台帳を整備し事業や公共施設等のマネジメントを促進。

### 2 対象とする会計の範囲

財務書類4表をそれぞれ一般会計等、全体、連結ベースで作成しています。

全体とは、一般会計等に特別会計を含めたもので、連結とは、全体に一部事務組合等と外郭団体を含めたものです。



### 3 財務4表の種類

#### (1) 貸借対照表(BS)

年度末に保有する①資産、②負債、③純資産を表示したものです。

- ①資産: 学校、公園、道路など将来の世代に引き継ぐ社会資本や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ②負債: 市債(地方債)や退職手当引当金など将来世代の負担となるもの
- ③純資産: 過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産

#### (2) 行政コスト(PL)

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につな

らない行政サービスに要したコストと行政サービスの提供に伴う収益を、①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、④移転費用、⑤経常収益、⑥臨時損失、⑦臨時利益に区分して表示したものです。

- ①人件費：職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額）など
- ②物件費等：備品購入費や消耗品費、委託料、施設等の維持補修にかかる経費、減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など
- ③その他の業務費用：市債償還の利子、外郭団体の営業外費用など
- ④移転費用：市民への補助金や児童手当、生活保護費などの社会保障経費など
- ⑤経常収益：使用料や手数料、財産貸付収入、預金利子、受託事業収入、雑入など
- ⑥臨時損失：災害復旧に要する経費、資産の除却や売却により生じた損失など
- ⑦臨時利益：資産の売却により生じた利益など

### (3) 純資産変動計算書(NW)

純資産変動計算書(NW)は、純資産（過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産）が年度中にどのように増減したかを、①財源、②資産評価差額、③無償所管換等、④比例連結割合変更に伴う差額、⑤その他に区分して表示したものです。

- ①財源：税収等（市税、地方交付税、分担金・負担金など）及び国県等補助金（国庫支出金、県支出金など）
- ②資産評価差額：有価証券などの資産の評価差額
- ③無償所管換等：無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額など
- ④比例連結割合変更に伴う差額：経費負担割合等に応じて比例連結を行った一部事務組合等について、比例連結割合が変更された場合における純資産残高の差額調整（連結においてのみ使用）
- ⑤その他：上記以外の純資産及びその内部構成の変動

### (4) 資金収支計算書(CF)

1年間の資金の増減を、①業務活動収支、②投資活動収支、③財務活動収支に区分し、残高を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表したものです。

- ①業務活動収支：行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
- ②投資活動収支：学校、公園、道路などの資産形成や、投資、貸付金などの収入、支出など
- ③財務活動収支：市債、借入金などの借入、償還など

## Ⅱ. 平成28年度 財務書類4表 一般会計等・全体・連結

### 1 貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部        | 一般会計等  | 全体      | 連結      | 負債の部       | 一般会計等  | 全体      | 連結      |
|-------------|--------|---------|---------|------------|--------|---------|---------|
| 1. 有形固定資産   | 90,783 | 122,071 | 123,694 | 1. 固定負債    | 44,913 | 74,126  | 76,493  |
| (1)事業用資産    | 47,924 | 47,964  | 49,307  | (1)地方債等    | 42,359 | 60,719  | 61,449  |
| (2)インフラ資産   | 42,360 | 73,606  | 73,606  | (2)退職手当引当金 | 2,116  | 2,201   | 3,766   |
| (3)物品       | 500    | 501     | 781     | (3)その他     | 438    | 11,206  | 11,277  |
| 2. 無形固定資産   |        | 4,281   | 4,285   | 2. 流動負債    | 4,830  | 6,738   | 7,076   |
| 3. 投資その他の資産 | 4,809  | 5,092   | 6,281   | (1)翌年度償還   | 3,873  | 5,202   | 5,270   |
| (1)投資及び出資金  | 432    | 121     | 57      | 予定地方債等     |        |         |         |
| (2)貸付金      | 1,630  | 1,630   | 1,630   | (2)賞与引当金   | 250    | 267     | 06      |
| (3)基金       | 2,387  | 2,556   | 3,771   | (3)預り金     | 324    | 352     | 533     |
| (4)長期延滞債権   | 360    | 785     | 785     | (4)その他     | 383    | 917     | 967     |
| (5)その他      | 0      | 0       | 38      | 負債合計       | 49,743 | 80,864  | 83,569  |
| 4. 流動資産     | 3,527  | 6,821   | 7,473   | 純資産の部      | 49,586 | 57,401  | 58,164  |
| (1)現金預金     | 952    | 3,672   | 4,156   |            |        |         |         |
| (2)未収金      | 137    | 692     | 815     |            |        |         |         |
| (3)基金       | 2,497  | 2,497   | 2,533   |            |        |         |         |
| (4)徴収不能引当金  | △59    | △127    | △127    |            |        |         |         |
| (5)その他      | 0      | 87      | 96      |            |        |         |         |
| 資産合計        | 99,328 | 138,265 | 141,733 | 負債及び純資産合計  | 99,328 | 138,265 | 141,733 |

### 概要

これまでに本市では、一般会計等ベースで 993 億円、全体ベースで 1,383 億円、連結ベースで 1,417 億円の資産を形成してきています。

市が保有する資産のうち、約 9 割以上が事業用やインフラ用の資産である有形固定資産で構成されています。これらは行政サービスの提供など、市民生活やまちの形成に欠かせない社会の基盤となる資産となっています。

また、純資産である 496 億円(一般会計等)、574 億円(全体)、582 億円(連結)については、これまでの世代の負担で支払いが済んでおり、負債である 497 億円(一般会計等)、809 億円(全体)、836 億円(連結)については、今後負担すべき債務であることから、将来の世代が負担していくことになります。

これらを市民1人あたりに換算すると一般会計等ベースでは、資産:146 万円・負債:73 万円・純資産:73 万円となっています。

## 2 行政コスト計算書

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

| 科目名                  | 一般会計等  | 全体     | 連結     |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 経常費用                 | 20,168 | 31,042 | 35,266 |
| 業務費用                 | 12,486 | 15,076 | 16,252 |
| 1. 人件費(人にかかるコスト)     | 3,678  | 3,867  | 4,639  |
| (1)職員給与費             | 3,207  | 3,318  | 3,937  |
| (2)賞与等引当金繰入額         | 250    | 264    | 303    |
| (3)その他               | 221    | 285    | 399    |
| 2. 物件費等(物にかかるコスト)    | 8,124  | 9,701  | 10,154 |
| (1)物件費               | 5,995  | 6,097  | 6,108  |
| (2)維持補修費             | 870    | 931    | 945    |
| (3)減価償却費             | 1,258  | 2,348  | 2,451  |
| (4)その他               | 2      | 454    | 650    |
| 3. その他の業務費用(その他のコスト) | 684    | 1,379  | 1,459  |
| (1)支払利息              | 443    | 795    | 802    |
| (2)その他               | 240    | 583    | 657    |
| 移転費用(移転支出的なコスト)      | 7,682  | 15,966 | 19,014 |
| (1)補助金等              | 2,674  | 11,923 | 14,960 |
| (2)社会保障給付            | 4,010  | 4,020  | 4,031  |
| (3)他会計への繰出金          | 975    | 0      | 0      |
| (3)その他               | 23     | 23     | 24     |
| 経常収益                 | 1,384  | 3,826  | 4,522  |
| 使用料・手数料等             | 1,384  | 3,826  | 4,522  |
| 純経常行政コスト             | 18,784 | 27,216 | 30,744 |
| 臨時損失                 | 24     | 24     | 24     |
| 臨時利益                 | 103    | 359    | 359    |
| 純行政コスト               | 18,704 | 26,881 | 30,409 |

### 概要

平成 28 年度の行政コストの総額は、一般会計等ベースで 202 億円、全体ベースで 310 億円、連結ベースで 353 億円になります。これを市民 1 人あたりに換算すると、一般会計等ベースで 30 万円になります。

行政サービスの利用に対して負担する使用料・手数料などの経常収益は、それぞれ 14 億円(一般会計等)、38 億円(全体)、45 億円(連結)になります。行政コスト総額と経常収益に臨時損益を加減した純行政コストは、それぞれ 187 億円(一般会計等)、269 億円(全体)、304 億円(連結)で、この不足分は市税や地方交付税などの一般財源や国県補助金で賄っています。

### 3 純資産変動計算書

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

| 科目名        | 一般会計等   | 全体      | 連結      |
|------------|---------|---------|---------|
| 前年度期末純資産残高 | 48,526  | 55,918  | 56,671  |
| 純行政コスト     | △18,704 | △26,881 | △30,409 |
| 財源         | 19,754  | 28,575  | 32,169  |
| 本年度差額      | 1,050   | 1,694   | 1,761   |
| 資産評価差額     | 0       | 0       | 0       |
| 無償所管換等     | 9       | 9       | 9       |
| その他        | 0       | △220    | △277    |
| 本年度純資産変動額  | 1,059   | 1,484   | 1,493   |
| 本年度期末純資産残高 | 49,586  | 57,401  | 58,164  |

#### 概要

平成 28 年度においては、純資産が一般会計等ベースで 11 億円、全体ベースで 17 億円、連結ベースで 18 億円増加しています。その結果本年度末純資産残高はそれぞれ 496 億円(一般会計等)、574 億円(全体)、582 億円(連結)となりました。純資産が増加したのは純行政コストよりも財源の方が大きく、本年度差額が生じたことが主な要因です。

#### 4 資金収支計算書

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

| 科目名          | 一般会計等  | 全体     | 連結     |
|--------------|--------|--------|--------|
| 業務活動収支       | 1,921  | 3,210  | 3,391  |
| 業務支出         | 18,876 | 28,684 | 32,917 |
| 業務収入         | 20,796 | 31,639 | 36,053 |
| 臨時支出         | 0      | 0      | 0      |
| 臨時収入         | 0      | 255    | 255    |
| 投資活動収支       | △834   | △1,489 | △1,673 |
| 投資活動支出       | 1,784  | 2,638  | 2,857  |
| 投資活動収入       | 950    | 1,148  | 1,184  |
| 財務活動収支       | △992   | △1,473 | △1,459 |
| 財務活動支出       | 3,732  | 5,070  | 5,189  |
| 財務活動収入       | 2,739  | 3,596  | 3,730  |
| 本年度資金収支額     | 94     | 248    | 260    |
| 前年度末資金残高     | 535    | 3,101  | 3,561  |
| 比例連割合変更による差額 | 0      | 0      | 7      |
| 本年度末資金残高     | 629    | 3,348  | 3,828  |
| 前年度末歳計外現金残高  | 329    | 329    | 333    |
| 本年度歳計現金増減額   | △5     | △5     | △5     |
| 本年度末歳計外現金残高  | 324    | 324    | 328    |
| 本年度末現金預金残高   | 952    | 3,672  | 4,156  |

#### 概要

平成 28 年度は、資金が一般会計等ベースでは 1 億円、全体ベースでは 2 億円、連結ベースでは 3 億円増加しています。その結果、本年度末資金残高は、それぞれ 10 億円(一般会計等)、37 億円(全体)、42 億円(連結)となりました。これを市民 1 人あたりに換算すると、一般会計等ベースでは 1 万円になります。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、市債の発行や償還を除いた実質的な財政収支を意味し、この収支がプラスであることは、市債の償還を除く歳出について、税金など市債の発行に頼らない収入によって全額賄えていることを意味します。それぞれ 15 億円(一般会計等)、25 億円(全体)、25 億円(連結)となり、黒字を継続しています。

財務活動収支額はそれぞれ 10 億円(一般会計等)、15 億円(全体)、15 億円(連結)の赤字となっています。これは、地方債等の借入額よりも償還額が多かったことを示しており、地方債等の償還が進んでいることがわかります。

※端数処理により合計額が合わない場合があります。

※一人あたりに換算する場合は平成 29 年 3 月末時点の人口(68,259 人)に基づき計算しています。

### Ⅲ 財務分析(一般会計等)

#### 1 純資産比率

総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合かを表しています。企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。50～90%が平均的な値とされています。

純資産比率＝純資産額／資産額＝49.9%(63.7%) 類似団体平均 66.4%

#### 2 将来世代負担比率

社会資本の整備の結果を示す有形固定資産(事業用資産、インフラ資産、物品)を市債などの借入れによってどれくらい調達したかを表しています。この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いことを表します。15～40%が平均的な値とされています。

将来世代負担比率＝地方債残高／有形固定資産＝50.9%(35.9%) 類似団体平均 30.0%

#### 3 歳入額対資産比率

これまでに整備してきた資産の合計が、歳入総額の何年分に相当するかを表します。3.0～7.0が平均的な値とされています。

歳入額対資産比率＝資産額／(歳入総額＋前期末資金残高)＝3.97(3.51) 類似団体平均 3.28

#### 4 資産老朽化比率

有形固定資産のうち償却資産(建物、工作物、物品など)について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表しています。この比率が高いほど、施設の減価償却が進んでいると言えます。35～50%が平均的な値とされています。

資産老朽化比率＝減価償却累計額／償却資産取得価額＝58.8% 類似団体平均 64.0%

#### 5 受益者負担比率

行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を表すもので、当該団体の受益者負担の特徴を把握することができます。2～8%が平均的な値とされています。

受益者負担比率＝経常収益／経常行政コスト＝6.9%(6.9%) 類似団体平均 3.7%

#### 6 行政コスト対税收等比率

受益者負担を除いた純経常行政コストを、当年度の経常的な収入財源により、どの程度賄えているかを表します。この指標が100%を超えると、経常的な行政サービスを提供するために過去からの資産を取り崩したか翌年度以降へ負担を回したこととなり、下回れば資産を蓄積したか、翌年度以降の負担を軽減したことを表します。90～110%が平均的な値とされています。

行政コスト対税收等比率＝純経常行政コスト／(一般財源＋補助金等受入)＝95.1%(94.6%)  
類似団体平均 103.6%



## 7 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

市債の発行や償還、財政調整基金への積立・取崩を除いた実質的な財政収支を意味し、この収支がプラスであることは、市債の償還を除く歳出について、税金など市債の発行に頼らない収入によって全額賄えていることを意味します。

基礎的財政収支＝業務活動収支(支払利息支出を除く)＋投資活動収支＝1,529 百万円  
類似団体平均△239 百万円

※ ( )内は、土地開発公社債務代位弁済や三セク債を発行しなかった場合の参考数値。

※類似団体平均は、人口が5万人～10万人で無作為で抽出した4団体を対象としています。

※「平均的な値」は改訂モデル時の値。

## IV 住民一人当たりの財務情報

財務書類の数値を市民一人当たりに換算して算出することで、より実感を持てる数値になるとともに、人口規模等に影響されずに他市町村と比較を行うことができます。

住民一人あたり貸借対照表

(単位:千円)

|          | 一般会計等                      | 住民一人あたり          | 類似団体  |
|----------|----------------------------|------------------|-------|
| 有形無形固定資産 | 90,992,346<br>(87,945,965) | 1,333<br>(1,288) | 1,099 |
| 投資等      | 4,809,014                  | 70               | 54    |
| 流動資産     | 3,527,091<br>(3,631,490)   | 52<br>(53)       | 38    |
| 資産合計     | 99,328,451<br>(96,386,469) | 1,455<br>(1,412) | 1,191 |
| 固定負債     | 44,913,008<br>(30,440,008) | 658<br>(446)     | 351   |
| 流動負債     | 4,829,881<br>(4,529,881)   | 71<br>(66)       | 36    |
| 負債合計     | 49,742,889<br>(34,969,889) | 729<br>(512)     | 387   |
| 純資産      | 49,585,562<br>(61,416,580) | 726<br>(900)     | 804   |
| 負債・純資産合計 | 99,328,451<br>(96,386,469) | 1,455<br>(1,412) | 1,191 |

平均的な値 資産額 1,000 千円～3,000 千円、負債額 300 千円～1,000 千円

## 行政コスト計算書(性質別)

(単位:千円)

|                                | 一般会計等                      | 住民一人あたり      | 類似団体 |
|--------------------------------|----------------------------|--------------|------|
| 人にかかるコスト<br>(職員給与費・賞与引当金繰入額等)  | 3,677,758                  | 54           | 72   |
| 物にかかるコスト<br>(物件費、維持補修費、減価償却費等) | 8,124,329                  | 119          | 90   |
| 移転支出的なコスト<br>(扶助費、補助費、繰出金等)    | 7,682,019                  | 113          | 144  |
| その他のコスト<br>(支払利息、徴収不能引当金繰入額等)  | 683,553<br>(579,154)       | 10<br>(8)    | 6    |
| 経常行政コスト                        | 20,167,659<br>(20,063,260) | 295<br>(294) | 309  |

平均的な値 200 千円～500 千円

※( )内は、土地開発公社債務代位弁済や三セク債を発行しなかった場合の参考数値。

※類似団体平均は、人口が5万人～10万人で無作為で抽出した4団体を対象としています。

※平成29年3月末時点の人口(68,259人)に基づき計算しています。

※端数処理により合計額が合わない場合があります。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

【一般会計等】

(単位:円)

| 科目名        | 金額              | 科目名        | 金額              |
|------------|-----------------|------------|-----------------|
| 【資産の部】     |                 | 【負債の部】     |                 |
| 固定資産       | 95,801,360,565  | 固定負債       | 44,913,007,797  |
| 有形固定資産     | 90,783,218,099  | 地方債        | 42,359,025,345  |
| 事業用資産      | 47,923,843,650  | 長期未払金      | -               |
| 土地         | 36,542,042,981  | 退職手当引当金    | 2,115,628,000   |
| 立木竹        | -               | 損失補償等引当金   | -               |
| 建物         | 29,368,676,292  | その他        | 438,354,452     |
| 建物減価償却累計額  | -18,473,241,521 | 流動負債       | 4,829,881,380   |
| 工作物        | 169,317,182     | 1年内償還予定地方債 | 3,873,049,414   |
| 工作物減価償却累計額 | -1,646,124      | 未払金        | -               |
| 船舶         | -               | 未払費用       | -               |
| 船舶減価償却累計額  | -               | 前受金        | -               |
| 浮標等        | -               | 前受収益       | -               |
| 浮標等減価償却累計額 | -               | 賞与等引当金     | 249,904,919     |
| 航空機        | -               | 預り金        | 323,697,621     |
| 航空機減価償却累計額 | -               | その他        | 383,229,426     |
| その他        | -               | 負債合計       | 49,742,889,177  |
| その他減価償却累計額 | -               | 【純資産の部】    |                 |
| 建設仮勘定      | 318,694,840     | 固定資産等形成分   | 98,298,142,565  |
| インフラ資産     | 42,359,520,185  | 余剰分(不足分)   | -48,712,580,668 |
| 土地         | 32,029,386,928  |            |                 |
| 建物         | 113,705,150     |            |                 |
| 建物減価償却累計額  | -56,062,652     |            |                 |
| 工作物        | 22,210,112,453  |            |                 |
| 工作物減価償却累計額 | -11,963,107,694 |            |                 |
| その他        | -               |            |                 |
| その他減価償却累計額 | -               |            |                 |
| 建設仮勘定      | 25,486,000      |            |                 |
| 物品         | 1,165,613,426   |            |                 |
| 物品減価償却累計額  | -665,759,162    |            |                 |
| 無形固定資産     | 209,128,305     |            |                 |
| ソフトウェア     | 209,128,305     |            |                 |
| その他        | -               |            |                 |
| 投資その他の資産   | 4,809,014,161   |            |                 |
| 投資及び出資金    | 431,828,000     |            |                 |
| 有価証券       | -               |            |                 |
| 出資金        | 431,828,000     |            |                 |
| その他        | -               |            |                 |
| 投資損失引当金    | -               |            |                 |
| 長期延滞債権     | 360,320,458     |            |                 |
| 長期貸付金      | 1,630,000,000   |            |                 |
| 基金         | 2,386,865,703   |            |                 |
| 減価基金       | -               |            |                 |
| その他        | 2,386,865,703   |            |                 |
| その他        | -               |            |                 |
| 徴収不能引当金    | -               |            |                 |
| 流動資産       | 3,527,090,509   |            |                 |
| 現金預金       | 952,387,132     |            |                 |
| 未収金        | 136,930,878     |            |                 |
| 短期貸付金      | -               |            |                 |
| 基金         | 2,496,782,000   |            |                 |
| 財政調整基金     | 1,118,318,000   |            |                 |
| 減価基金       | 1,378,464,000   |            |                 |
| 棚卸資産       | -               |            |                 |
| その他        | -               |            |                 |
| 徴収不能引当金    | -59,009,501     | 純資産合計      | 49,585,561,897  |
| 資産合計       | 99,328,451,074  | 負債及び純資産合計  | 99,328,451,074  |

## 行政コスト計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【一般会計等】

(単位:円)

| 科目名         | 金額             |
|-------------|----------------|
| 経常費用        | 20,167,659,202 |
| 業務費用        | 12,485,640,348 |
| 人件費         | 3,677,758,219  |
| 職員給与費       | 3,207,008,519  |
| 賞与等引当金繰入額   | 249,904,919    |
| 退職手当引当金繰入額  | -              |
| その他         | 220,844,781    |
| 物件費等        | 8,124,329,076  |
| 物件費         | 5,994,562,244  |
| 維持補修費       | 870,141,295    |
| 減価償却費       | 1,257,697,726  |
| その他         | 1,927,811      |
| その他の業務費用    | 683,553,053    |
| 支払利息        | 443,344,136    |
| 徴収不能引当金繰入額  | 27,656,927     |
| その他         | 212,551,990    |
| 移転費用        | 7,682,018,854  |
| 補助金等        | 2,674,059,748  |
| 社会保障給付      | 4,010,133,826  |
| 他会計への繰出金    | 974,614,213    |
| その他         | 23,211,067     |
| 経常収益        | 1,384,151,650  |
| 使用料及び手数料    | 1,062,906,060  |
| その他         | 321,245,590    |
| 純経常行政コスト    | 18,783,507,552 |
| 臨時損失        | 24,056,996     |
| 災害復旧事業費     | -              |
| 資産除売却損      | 24,056,996     |
| 投資損失引当金繰入額  | -              |
| 損失補償等引当金繰入額 | -              |
| その他         | -              |
| 臨時利益        | 103,399,104    |
| 資産売却益       | 56,522,104     |
| その他         | 46,877,000     |
| 純行政コスト      | 18,704,165,444 |

## 純資産変動計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【一般会計等】

(単位:円)

| 科目名            | 合計              | 固定資産等形成分       | 余剰分(不足分)        |  |
|----------------|-----------------|----------------|-----------------|--|
| 前年度末純資産残高      | 48,526,219,938  | 98,404,260,727 | -49,878,040,789 |  |
| 純行政コスト(△)      | -18,704,165,444 |                | -18,704,165,444 |  |
| 財源             | 19,754,154,649  |                | 19,754,154,649  |  |
| 税収等            | 14,904,061,291  |                | 14,904,061,291  |  |
| 国県等補助金         | 4,850,093,358   |                | 4,850,093,358   |  |
| 本年度差額          | 1,049,989,205   |                | 1,049,989,205   |  |
| 固定資産等の変動(内部変動) |                 | -115,461,316   | 115,461,316     |  |
| 有形固定資産等の増加     |                 | 1,354,539,041  | -1,354,539,041  |  |
| 有形固定資産等の減少     |                 | -1,323,552,777 | 1,323,552,777   |  |
| 貸付金・基金等の増加     |                 | 534,630,000    | -534,630,000    |  |
| 貸付金・基金等の減少     |                 | -681,077,580   | 681,077,580     |  |
| 資産評価差額         | -               | -              |                 |  |
| 無償所管換等         | 9,352,754       | 9,352,754      |                 |  |
| その他            | -               | -9,600         | 9,600           |  |
| 本年度純資産変動額      | 1,059,341,959   | -106,118,162   | 1,165,460,121   |  |
| 本年度末純資産残高      | 49,585,561,897  | 98,298,142,565 | -48,712,580,668 |  |

## 資金収支計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【一般会計等】

(単位:円)

| 科目名         | 金額             |
|-------------|----------------|
| 【業務活動収支】    |                |
| 業務支出        | 18,875,671,345 |
| 業務費用支出      | 11,193,652,491 |
| 人件費支出       | 3,671,364,462  |
| 物件費等支出      | 6,881,335,293  |
| 支払利息支出      | 443,344,136    |
| その他の支出      | 197,608,600    |
| 移転費用支出      | 7,682,018,854  |
| 補助金等支出      | 2,674,059,748  |
| 社会保障給付支出    | 4,010,133,826  |
| 他会計への繰出支出   | 974,614,213    |
| その他の支出      | 23,211,067     |
| 業務収入        | 20,796,173,627 |
| 税収等収入       | 14,885,018,301 |
| 国県等補助金収入    | 4,528,657,810  |
| 使用料及び手数料収入  | 1,062,512,020  |
| その他の収入      | 319,985,496    |
| 臨時支出        | -              |
| 災害復旧事業費支出   | -              |
| その他の支出      | -              |
| 臨時収入        | -              |
| 業務活動収支      | 1,920,502,282  |
| 【投資活動収支】    |                |
| 投資活動支出      | 1,784,281,973  |
| 公共施設等整備費支出  | 1,249,651,973  |
| 基金積立金支出     | 425,388,000    |
| 投資及び出資金支出   | 91,142,000     |
| 貸付金支出       | 18,100,000     |
| その他の支出      | -              |
| 投資活動収入      | 949,849,707    |
| 国県等補助金収入    | 321,435,548    |
| 基金取崩収入      | 491,994,000    |
| 貸付金元金回収収入   | 38,100,000     |
| 資産売却収入      | 98,320,159     |
| その他の収入      | -              |
| 投資活動収支      | -834,432,266   |
| 【財務活動収支】    |                |
| 財務活動支出      | 3,731,671,924  |
| 地方債償還支出     | 3,549,595,289  |
| その他の支出      | 182,076,635    |
| 財務活動収入      | 2,739,240,739  |
| 地方債発行収入     | 2,739,240,739  |
| その他の収入      | -              |
| 財務活動収支      | -992,431,185   |
| 本年度資金収支額    | 93,638,831     |
| 前年度末資金残高    | 535,050,680    |
| 本年度末資金残高    | 628,689,511    |
| 前年度末歳計外現金残高 | 328,888,461    |
| 本年度歳計外現金増減額 | -5,190,840     |
| 本年度末歳計外現金残高 | 323,697,621    |
| 本年度末現金預金残高  | 952,387,132    |

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

【全体会計】

(単位:円)

| 科目名        | 金額              | 科目名         | 金額              |
|------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 【資産の部】     |                 | 【負債の部】      |                 |
| 固定資産       | 131,444,004,390 | 固定負債        | 74,126,042,547  |
| 有形固定資産     | 122,070,852,152 | 地方債等        | 60,719,161,154  |
| 事業用資産      | 47,963,758,779  | 長期未払金       | -               |
| 土地         | 36,567,153,051  | 退職手当引当金     | 2,201,265,134   |
| 立木竹        | -               | 損失補償等引当金    | -               |
| 建物         | 29,397,712,942  | その他         | 11,205,616,259  |
| 建物減価償却累計額  | -18,487,473,112 | 流動負債        | 6,737,517,541   |
| 工作物        | 169,317,182     | 1年内償還予定地方債等 | 5,201,865,293   |
| 工作物減価償却累計額 | -1,646,124      | 未払金         | 514,903,167     |
| 船舶         | -               | 未払費用        | -               |
| 船舶減価償却累計額  | -               | 前受金         | 3,644,023       |
| 浮標等        | -               | 前受収益        | -               |
| 浮標等減価償却累計額 | -               | 賞与等引当金      | 266,644,687     |
| 航空機        | -               | 預り金         | 351,934,545     |
| 航空機減価償却累計額 | -               | その他         | 398,525,826     |
| その他        | -               | 負債合計        | 80,863,560,088  |
| その他減価償却累計額 | -               | 【純資産の部】     |                 |
| 建設仮勘定      | 318,694,840     | 固定資産等形成分    | 133,940,786,390 |
| インフラ資産     | 73,605,628,114  | 余剰分(不足分)    | -76,539,346,189 |
| 土地         | 32,754,433,961  | 他団体出資等分     | -               |
| 建物         | 500,523,467     |             |                 |
| 建物減価償却累計額  | -164,793,699    |             |                 |
| 工作物        | 67,574,608,875  |             |                 |
| 工作物減価償却累計額 | -28,962,993,705 |             |                 |
| その他        | 3,294,697,385   |             |                 |
| その他減価償却累計額 | -1,493,800,737  |             |                 |
| 建設仮勘定      | 102,952,567     |             |                 |
| 物品         | 1,234,956,456   |             |                 |
| 物品減価償却累計額  | -733,491,197    |             |                 |
| 無形固定資産     | 4,281,188,935   |             |                 |
| ソフトウェア     | 211,870,065     |             |                 |
| その他        | 4,069,318,870   |             |                 |
| 投資その他の資産   | 5,091,963,303   |             |                 |
| 投資及び出資金    | 120,825,000     |             |                 |
| 有価証券       | -               |             |                 |
| 出資金        | 120,825,000     |             |                 |
| その他        | -               |             |                 |
| 長期延滞債権     | 785,085,600     |             |                 |
| 長期貸付金      | 1,630,000,000   |             |                 |
| 基金         | 2,556,052,703   |             |                 |
| 減価基金       | -               |             |                 |
| その他        | 2,556,052,703   |             |                 |
| その他        | -               |             |                 |
| 徴収不能引当金    | -               |             |                 |
| 流動資産       | 6,820,995,899   |             |                 |
| 現金預金       | 3,671,941,646   |             |                 |
| 未収金        | 692,321,917     |             |                 |
| 短期貸付金      | -               |             |                 |
| 基金         | 2,496,782,000   |             |                 |
| 財政調整基金     | 1,118,318,000   |             |                 |
| 減価基金       | 1,378,464,000   |             |                 |
| 棚卸資産       | 3,345,300       |             |                 |
| その他        | 83,280,000      |             |                 |
| 徴収不能引当金    | -126,674,964    |             |                 |
| 繰延資産       | -               | 純資産合計       | 57,401,440,201  |
| 資産合計       | 138,265,000,289 | 負債及び純資産合計   | 138,265,000,289 |

## 連結行政コスト計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【全体会計】

(単位:円)

| 科目名         | 金額             |
|-------------|----------------|
| 経常費用        | 31,041,828,128 |
| 業務費用        | 15,075,814,959 |
| 人件費         | 3,867,325,520  |
| 職員給与費       | 3,318,428,725  |
| 賞与等引当金繰入額   | 263,984,687    |
| 退職手当引当金繰入額  | 332,967        |
| その他         | 284,579,141    |
| 物件費等        | 9,829,821,951  |
| 物件費         | 6,097,419,537  |
| 維持補修費       | 930,942,117    |
| 減価償却費       | 2,347,706,302  |
| その他         | 453,753,995    |
| その他の業務費用    | 1,378,667,488  |
| 支払利息        | 795,235,337    |
| 徴収不能引当金繰入額  | 63,524,508     |
| その他         | 519,907,643    |
| 移転費用        | 15,966,013,169 |
| 補助金等        | 11,922,967,395 |
| 社会保障給付      | 4,019,800,446  |
| その他         | 23,245,328     |
| 経常収益        | 3,825,598,238  |
| 使用料及び手数料    | 3,158,753,302  |
| その他         | 666,844,936    |
| 純経常行政コスト    | 27,216,229,890 |
| 臨時損失        | 24,056,998     |
| 災害復旧事業費     | -              |
| 資産除売却損      | 24,056,998     |
| 損失補償等引当金繰入額 | -              |
| その他         | -              |
| 臨時利益        | 359,266,716    |
| 資産売却益       | 56,522,104     |
| その他         | 302,744,612    |
| 純行政コスト      | 26,881,020,172 |



## 連結純資産変動計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【全体会計】

(単位:円)

| 科目名            | 合計              | 固定資産等形成分        | 余剰分(不足分)        | 他団体出資等分 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 前年度末純資産残高      | 55,917,899,564  | 134,772,331,332 | -78,854,431,768 | -       |
| 純行政コスト(△)      | -26,881,020,172 |                 | -26,881,020,172 | -       |
| 財源             | 28,575,069,055  |                 | 28,575,069,055  | -       |
| 税収等            | 21,290,887,778  |                 | 21,290,887,778  | -       |
| 国県等補助金         | 7,284,181,277   |                 | 7,284,181,277   | -       |
| 本年度差額          | 1,694,048,883   |                 | 1,694,048,883   | -       |
| 固定資産等の変動(内部変動) |                 | -621,027,096    | 621,027,096     |         |
| 有形固定資産等の増加     |                 | 2,030,074,911   | -2,030,074,911  |         |
| 有形固定資産等の減少     |                 | -2,460,237,548  | 2,460,237,548   |         |
| 貸付金・基金等の増加     |                 | 617,267,000     | -617,267,000    |         |
| 貸付金・基金等の減少     |                 | -808,131,459    | 808,131,459     |         |
| 資産評価差額         | -               | -               |                 |         |
| 無償所管換等         | 9,352,754       | 9,352,754       |                 |         |
| 他団体出資等分の増加     |                 |                 | -               | -       |
| 他団体出資等分の減少     |                 |                 | -               | -       |
| 比例連結割合変更に伴う差額  | -               | -               | -               | -       |
| その他            | -219,861,000    | -219,870,600    | 9,600           |         |
| 本年度純資産変動額      | 1,483,540,637   | -831,544,942    | 2,315,085,579   | -       |
| 本年度末純資産残高      | 57,401,440,201  | 133,940,786,390 | -76,539,346,189 | -       |

## 連結資金収支計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【全体会計】

(単位:円)

| 科目名           | 金額             |
|---------------|----------------|
| 【業務活動収支】      |                |
| 業務支出          | 28,683,811,193 |
| 業務費用支出        | 12,717,798,024 |
| 人件費支出         | 3,867,847,510  |
| 物件費等支出        | 7,438,808,520  |
| 支払利息支出        | 795,235,337    |
| その他の支出        | 615,908,657    |
| 移転費用支出        | 15,966,013,169 |
| 補助金等支出        | 11,922,967,395 |
| 社会保障給付支出      | 4,019,800,446  |
| その他の支出        | 23,245,328     |
| 業務収入          | 31,638,930,584 |
| 税収等収入         | 21,247,248,432 |
| 国県等補助金収入      | 6,962,745,729  |
| 使用料及び手数料収入    | 3,100,497,468  |
| その他の収入        | 328,438,955    |
| 臨時支出          | -              |
| 災害復旧事業費支出     | -              |
| その他の支出        | -              |
| 臨時収入          | 255,222,165    |
| 業務活動収支        | 3,210,341,556  |
| 【投資活動収支】      |                |
| 投資活動支出        | 2,637,587,068  |
| 公共施設等整備費支出    | 2,111,462,068  |
| 基金積立金支出       | 508,025,000    |
| 投資及び出資金支出     | -              |
| 貸付金支出         | 18,100,000     |
| その他の支出        | -              |
| 投資活動収入        | 1,148,338,766  |
| 国県等補助金収入      | 508,356,164    |
| 基金取崩収入        | 491,994,000    |
| 貸付金元金回収収入     | 38,100,000     |
| 資産売却収入        | 98,320,159     |
| その他の収入        | 11,568,443     |
| 投資活動収支        | -1,489,248,302 |
| 【財務活動収支】      |                |
| 財務活動支出        | 5,069,863,995  |
| 地方債等償還支出      | 4,875,232,720  |
| その他の支出        | 194,631,275    |
| 財務活動収入        | 3,596,440,739  |
| 地方債等発行収入      | 3,596,440,739  |
| その他の収入        | -              |
| 財務活動収支        | -1,473,423,256 |
| 本年度資金収支額      | 247,669,998    |
| 前年度末資金残高      | 3,100,574,027  |
| 比例連結割合変更に伴う差額 | -              |
| 本年度末資金残高      | 3,348,244,025  |
| 前年度末歳計外現金残高   | 328,888,461    |
| 本年度歳計外現金増減額   | -5,190,840     |
| 本年度末歳計外現金残高   | 323,697,621    |
| 本年度末現金預金残高    | 3,671,941,646  |

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

【連結】

(単位:円)

| 科目名        | 金額              | 科目名         | 金額              |
|------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 【資産の部】     |                 | 【負債の部】      |                 |
| 固定資産       | 134,260,127,352 | 固定負債        | 76,492,970,043  |
| 有形固定資産     | 123,694,147,722 | 地方債等        | 61,449,378,648  |
| 事業用資産      | 49,307,466,933  | 長期未払金       | -               |
| 土地         | 36,863,194,751  | 退職手当引当金     | 3,766,323,009   |
| 立木竹        | -               | 損失補償等引当金    | -               |
| 建物         | 30,989,678,235  | その他         | 11,277,268,386  |
| 建物減価償却累計額  | -19,034,446,489 | 流動負債        | 7,075,874,148   |
| 工作物        | 173,081,764     | 1年内償還予定地方債等 | 5,269,568,211   |
| 工作物減価償却累計額 | -3,083,624      | 未払金         | 539,357,026     |
| 船舶         | 521,391         | 未払費用        | 2,834,557       |
| 船舶減価償却累計額  | -173,935        | 前受金         | 22,919,112      |
| 浮標等        | -               | 前受収益        | -               |
| 浮標等減価償却累計額 | -               | 賞与等引当金      | 305,802,067     |
| 航空機        | -               | 預り金         | 533,324,212     |
| 航空機減価償却累計額 | -               | その他         | 402,068,963     |
| その他        | -               | 負債合計        | 83,568,844,191  |
| その他減価償却累計額 | -               | 【純資産の部】     |                 |
| 建設仮勘定      | 318,694,840     | 固定資産等形成分    | 136,792,806,316 |
| インフラ資産     | 73,605,628,114  | 余剰分(不足分)    | -78,871,141,393 |
| 土地         | 32,754,433,961  | 他団体出資等分     | 242,541,399     |
| 建物         | 500,523,467     |             |                 |
| 建物減価償却累計額  | -164,793,699    |             |                 |
| 工作物        | 67,574,608,875  |             |                 |
| 工作物減価償却累計額 | -28,962,993,705 |             |                 |
| その他        | 3,294,697,385   |             |                 |
| その他減価償却累計額 | -1,493,800,737  |             |                 |
| 建設仮勘定      | 102,952,567     |             |                 |
| 物品         | 2,457,430,590   |             |                 |
| 物品減価償却累計額  | -1,676,377,915  |             |                 |
| 無形固定資産     | 4,284,755,522   |             |                 |
| ソフトウェア     | 212,233,131     |             |                 |
| その他        | 4,072,522,391   |             |                 |
| 投資その他の資産   | 6,281,224,108   |             |                 |
| 投資及び出資金    | 57,025,200      |             |                 |
| 有価証券       | -               |             |                 |
| 出資金        | 57,025,200      |             |                 |
| その他        | -               |             |                 |
| 長期延滞債権     | 785,098,368     |             |                 |
| 長期貸付金      | 1,630,000,000   |             |                 |
| 基金         | 3,771,082,212   |             |                 |
| 減債基金       | -               |             |                 |
| その他        | 3,771,082,212   |             |                 |
| その他        | 38,018,328      |             |                 |
| 徴収不能引当金    | -               |             |                 |
| 流動資産       | 7,472,923,161   |             |                 |
| 現金預金       | 4,155,546,289   |             |                 |
| 未収金        | 814,873,532     |             |                 |
| 短期貸付金      | -               |             |                 |
| 基金         | 2,532,678,964   |             |                 |
| 財政調整基金     | 1,154,214,964   |             |                 |
| 減債基金       | 1,378,464,000   |             |                 |
| 棚卸資産       | 8,088,933       |             |                 |
| その他        | 88,410,407      |             |                 |
| 徴収不能引当金    | -126,674,964    |             |                 |
| 繰延資産       | -               | 純資産合計       | 58,164,206,322  |
| 資産合計       | 141,733,050,513 | 負債及び純資産合計   | 141,733,050,513 |

## 連結行政コスト計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【連結】

(単位:円)

| 科目名         | 金額             |
|-------------|----------------|
| 経常費用        | 35,265,993,600 |
| 業務費用        | 16,251,920,667 |
| 人件費         | 4,638,995,424  |
| 職員給与費       | 3,936,604,437  |
| 賞与等引当金繰入額   | 303,142,067    |
| 退職手当引当金繰入額  | 42,564,546     |
| その他         | 356,684,374    |
| 物件費等        | 10,153,663,926 |
| 物件費         | 6,108,308,522  |
| 維持補修費       | 944,896,525    |
| 減価償却費       | 2,450,707,474  |
| その他         | 649,751,405    |
| その他の業務費用    | 1,459,261,317  |
| 支払利息        | 802,368,570    |
| 徴収不能引当金繰入額  | 63,524,508     |
| その他         | 593,368,239    |
| 移転費用        | 19,014,072,933 |
| 補助金等        | 14,959,740,487 |
| 社会保障給付      | 4,030,758,575  |
| その他         | 23,573,871     |
| 経常収益        | 4,522,171,419  |
| 使用料及び手数料    | 3,161,214,413  |
| その他         | 1,360,957,006  |
| 純経常行政コスト    | 30,743,822,181 |
| 臨時損失        | 24,207,411     |
| 災害復旧事業費     | -              |
| 資産除売却損      | 24,207,411     |
| 損失補償等引当金繰入額 | -              |
| その他         | -              |
| 臨時利益        | 359,442,918    |
| 資産売却益       | 56,698,306     |
| その他         | 302,744,612    |
| 純行政コスト      | 30,408,586,674 |

## 連結純資産変動計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【連結】

(単位:円)

| 科目名            | 合計              | 固定資産等形成分        | 余剰分(不足分)        | 他団体出資等分 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 前年度末純資産残高      | 56,671,307,791  | 138,828,498,797 | -82,157,191,006 | -       |
| 純行政コスト(△)      | -30,408,586,674 |                 | -30,408,586,674 | -       |
| 財源             | 32,169,449,260  |                 | 32,169,449,260  | -       |
| 税収等            | 23,114,561,460  |                 | 23,114,561,460  | -       |
| 国県等補助金         | 9,054,887,800   |                 | 9,054,887,800   | -       |
| 本年度差額          | 1,760,862,586   |                 | 1,760,862,586   | -       |
| 固定資産等の変動(内部変動) |                 | -506,710,701    | 506,710,701     |         |
| 有形固定資産等の増加     |                 | 2,431,359,488   | -2,431,359,488  |         |
| 有形固定資産等の減少     |                 | -2,754,211,274  | 2,754,211,274   |         |
| 貸付金・基金等の増加     |                 | 628,426,857     | -628,426,857    |         |
| 貸付金・基金等の減少     |                 | -812,285,772    | 812,285,772     |         |
| 資産評価差額         | -               | -               |                 |         |
| 無償所管換等         | 9,352,754       | 9,352,754       |                 |         |
| 他団体出資等分の増加     |                 |                 | -               | -       |
| 他団体出資等分の減少     |                 |                 | -               | -       |
| 比例連結割合変更に伴う差額  | 7,309,177       | 17,823,052      | -10,513,875     | -       |
| その他            | -284,625,986    | -283,515,586    | -1,110,400      |         |
| 本年度純資産変動額      | 1,492,898,531   | -763,050,481    | 2,255,949,012   | -       |
| 本年度末純資産残高      | 58,164,206,322  | 138,065,448,316 | -79,901,241,994 | -       |

## 連結資金収支計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

【連結】

(単位:円)

| 科目名           | 金額             |
|---------------|----------------|
| 【業務活動収支】      |                |
| 業務支出          | 32,917,064,594 |
| 業務費用支出        | 13,902,991,567 |
| 人件費支出         | 4,636,488,566  |
| 物件費等支出        | 7,661,697,445  |
| 支払利息支出        | 802,368,570    |
| その他の支出        | 802,436,986    |
| 移転費用支出        | 19,014,073,027 |
| 補助金等支出        | 14,959,740,487 |
| 社会保障給付支出      | 4,030,758,575  |
| その他の支出        | 23,573,965     |
| 業務収入          | 36,053,252,953 |
| 税収等収入         | 23,044,044,941 |
| 国県等補助金収入      | 8,726,725,914  |
| 使用料及び手数料収入    | 3,102,958,579  |
| その他の収入        | 1,179,523,519  |
| 臨時支出          | -              |
| 災害復旧事業費支出     | -              |
| その他の支出        | -              |
| 臨時収入          | 255,222,165    |
| 業務活動収支        | 3,391,410,524  |
| 【投資活動収支】      |                |
| 投資活動支出        | 2,856,644,480  |
| 公共施設等整備費支出    | 2,296,254,551  |
| 基金積立金支出       | 542,237,850    |
| 投資及び出資金支出     | 52,079         |
| 貸付金支出         | 18,100,000     |
| その他の支出        | -              |
| 投資活動収入        | 1,184,092,479  |
| 国県等補助金収入      | 515,082,500    |
| 基金取崩収入        | 493,968,000    |
| 貸付金元金回収収入     | 38,100,000     |
| 資産売却収入        | 98,496,362     |
| その他の収入        | 38,445,617     |
| 投資活動収支        | -1,672,552,001 |
| 【財務活動収支】      |                |
| 財務活動支出        | 5,188,848,537  |
| 地方債等償還支出      | 4,989,245,327  |
| その他の支出        | 199,603,210    |
| 財務活動収入        | 3,729,616,516  |
| 地方債等発行収入      | 3,727,570,786  |
| その他の収入        | 2,045,730      |
| 財務活動収支        | -1,459,232,021 |
| 本年度資金収支額      | 259,626,502    |
| 前年度末資金残高      | 3,561,462,266  |
| 比例連結割合変更に伴う差額 | 6,957,199      |
| 本年度末資金残高      | 3,828,045,967  |
| 前年度末歳計外現金残高   | 332,736,423    |
| 本年度歳計外現金増減額   | -5,236,101     |
| 本年度末歳計外現金残高   | 327,500,322    |
| 本年度末現金預金残高    | 4,155,546,289  |

平成29年度職員提案（第3次）審査結果一覧

全体提案件数：5件 実施件数：2件 否実施件数：3件

【テーマ提案】

| 平成29年度職員提案（第3次）審査結果一覧                                                                                                                   |                     |  | 平成30年3月7日<br>総合調整会議資料                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 全体提案件数：5件    実施件数：2件    否実施件数：3件                                                                                                        |                     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 【テーマ提案】                                                                                                                                 |                     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 提案内容                                                                                                                                    |                     |  | 職員提案検討推進委員会の意見                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 29-10                                                                                                                                   | 栗東市公式インスタグラムの開始     |  | ・インスタグラムは、気になったものを写真で投稿するだけという手軽さが魅力であり、市民自らが市の魅力を発見し投稿できる環境を整えることができる。<br><br>・SNSを利用する場合、「炎上」してしまうことを懸念する。投稿が手軽にできる半面、炎上した際には、対応にかなりの手間と労力がかかる。<br><br>・情報発信の手段が増えると担当課の負担も増える。投稿する内容が最も大事である。<br><br>・現行のフェイスブックの更なる充実を図ることを最優先とし、インスタグラムやツイッターの利用については、今後の検討課題とするべきである。 |  |
| ＜現状及び問題点＞<br>栗東市フェイスブック（FB）が開始され、栗東市の広報発信力が上昇した。しかし、FBは利用者の年齢層が高い傾向があり、10代～20代への情報発信力が求められると考える。                                        |                     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| ＜改善案＞<br>主に10代と20代に支持されているSNSとして「インスタグラム」が人気であり、写真投稿と併せて「ハッシュタグ」という機能を使うことで、情報の発信や受取りが手軽にできる。発信力向上のために市の公式インスタグラムのページを立ち上げてはどうか。        |                     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 29-11                                                                                                                                   | 回議書・負担行為支出命令書の電子決裁化 |  | 職員提案検討推進委員会の意見                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| ＜現状及び問題点＞<br>負担行為や支出命令等の会計調書は、所属部署内の合議を経て、財政課ならびに会計課へ提出することとなっている。<br>金額の大小に関わらず、毎回様式を揃えて紙媒体で印刷しなければならぬため、会計事務処理が多い部署では、かなりの業務負担となっている。 |                     |  | ・決裁事務の効率化やペーパーレス化など、長期的な視点で考える必要なことかもしれない。しかし、監査や会計検査の対応、費用面など多くの課題が伴う。<br><br>・事務の混乱を避けるため、実現する場合は、会計調書と回議書等を一体的に導入するべきである。また、併せて事務処理の流れも見直す必要がある。                                                                                                                         |  |
|                                                                                                                                         |                     |  | ・おうみ自治体クラウド協議会においても電子決裁化が検討項目となっているので、しばらく様子をみてはどうか。                                                                                                                                                                                                                        |  |
|                                                                                                                                         |                     |  | ＜提案者名＞<br><br>匿名                                                                                                                                                                                                                                                            |  |

| 提案内容                                                                                                                                                                                                                                      |                          | 職員提案検討推進委員会の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 審査結果                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 29-12                                                                                                                                                                                                                                     | ナレッジマネジメントにおける公開羅針盤の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・公開羅針盤で行えることはナレッジマネジメントの一部であり、職員の暗黙知をいかに表面化するのがナレッジマネジメントを行う上での課題である。</li><li>・公開羅針盤でほとんど使われていない機能は、その利便性が認識されていないだけではないか。</li><li>・過去に電子会議室等が使用されていた実績はあるが、長くは続かなかった。機能が職員に馴染まなかったのかもしれない。</li><li>・知識や経験といった業務にかかると「知」の継承は、人事異動に伴う引継ぎにおいて行われることが重要である。</li></ul> | 審査結果<br>実施<br>否実施      |
| ＜現状及び問題点＞<br>ナレッジマネジメントは、個人の知識を組織全体に共有化し、組織の創造性を向上させる考え方であり、以前（平成26年度）、本市の基幹システムの更新の際、「電子会議室」を利用し、意見交換や情報共有を行ったところ、職員間での知識の共有化等が図れ、とても有効に活用できた。<br>しかし、現在のグループウェアシステム「公開羅針盤」のメニューにある「行先表示板」、「電子会議室」、「仕事管理」、「回覧板」等の機能はほとんど活用されていないのが現状である。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ＜検討・推進セクション＞           |
| ＜改善案＞<br>現在の公開羅針盤を最大限活用し、ナレッジマネジメントによる知識等の共有化に取り組む。（費用をかけずに今のシステムでできることを考える。）                                                                                                                                                             |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ＜提案者名＞<br>匿名           |
| 提案内容                                                                                                                                                                                                                                      |                          | 職員提案検討推進委員会の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 審査結果                   |
| 29-13                                                                                                                                                                                                                                     | 正面玄関先にエアカーテンの設置          | <ul style="list-style-type: none"><li>・総合窓口課や税務課など、正面玄関自動ドアの開閉による影響を直接的に受ける部署では、業務に支障をきたしていると思われる。節電や環境REMSの遵守等も大切であるが、そのような職員の声に耳を傾けるべきである。</li><li>・職員と来庁者のそれぞれの視点で環境改善を図る必要がある。</li><li>・エアカーテン設置については、まず投資効果の検証が必要である。</li></ul>                                                                     | 審査結果<br>実施<br>実施       |
| ＜現状及び問題点＞<br>庁舎正面玄関の自動ドアは2重であるが、それでも人の出入りに伴って、かなり外気が入ってくる。<br>特に、玄関に対して正面方向に強い風が吹いているときは、庁舎内の冷暖房機能が著しく低下し、業務に支障をきたしている。<br>また、部署によっては個別に送風機等を使用しているのが現状である。                                                                               |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ＜検討・推進セクション＞<br>総務部総務課 |
| ＜改善案＞<br>玄関にエアカーテンを導入し、外気が庁内に入らないようにする。                                                                                                                                                                                                   |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ＜提案者名＞<br>匿名           |



| 提案内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 職員提案検討推進委員会の意見                                                                                   | 審査結果                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>29-14</p> <p>市民満足を目指す5S改善の取り組み</p> <p>＜現状及び問題点＞</p> <p>書類等が整理整頓されていない部署が多く、資料を探するのに手間取るなど、業務の非効率化を招いている。また、窓口業務がある部署では、市民に対して与える印象は決して快いものではない。</p> <p>特に、窓口の印象は、市民サービス全体の印象を決める一つの要因となるものであり、市民が窓口に対して悪い印象を受けると、市民サービス全体が悪いと感じてしまう可能性がある。</p>                                    |                                                                                                  | <p>＜実施審査＞</p> <p>実施</p>           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>・5S改善は、主に工場等の事業所でスローガンに掲げて取り組まれているようである。公務職場としては「整理」「整頓」「清掃」の3Sが馴染む（取り組み内容がわかりやすい）のではないか。</p> | <p>＜検討・推進セクション＞</p> <p>総務部総務課</p> |
| <p>＜改善案＞</p> <p>整理、整頓、清掃、清潔、躰のローマ字の頭文字をとった「5S改善」に取り組む。</p> <p>「整理」…要るものとは要らないものに区別し、要らないものを処分する。</p> <p>「整頓」…要るものを使い易い場所にきちんと置く。</p> <p>「清掃」…身の回りのものや職場をきれいに掃除して、いつでも使える状態にする。</p> <p>「清潔」…整理・整頓・清掃を維持し誰が見てもきれいでわかりやすい状態に保ち、きれいな状態で保とうという気持ちにさせる。</p> <p>「躰」…職場のルールや規律を守り、習慣づける。</p> | <p>・年間を通して行うよりも、例えば4月～5月の年度切り替え時期など、一定期間を定めて集中的に実施するほうが効果的である。</p>                               | <p>＜提案者名＞</p> <p>匿名</p>           |

## 平成29年度 職員提案（第3次）概要

### 1. 募集期間

第3次募集 平成29年10月31日 ～ 12月28日

#### ○施策・政策提案

市の政策・施策に関するもの（ただし、自らの業務を除く）

#### ○事務改善提案

市の行政事務の改善に関するもの

#### ○アイデア提案

市民サービスの向上に関するもの

### 2. 提案件数・内訳

|          |    |
|----------|----|
| ・施策・政策提案 | 0件 |
| ・事務改善提案  | 4件 |
| ・アイデア提案  | 1件 |
| 合計       | 5件 |

### 3. 提案の審査等

#### ◆平成30年2月13日（火）

職員提案検討推進委員会（市民政策部政策監・総務課長・財政課長・教育総務課長で構成）において審査を行った。

|         |      |       |
|---------|------|-------|
| ・事務改善提案 | 実施2件 | 否実施2件 |
| ・アイデア提案 | 実施0件 | 否実施1件 |
| 合計      | 実施2件 | 否実施3件 |

### 4. これまでの経過および今後の予定

平成30年2月13日（火）

職員提案検討推進委員会にて審査

2月下旬

市長及び提案者に結果報告

3月 7日（水）

総合調整会議に報告

3月中旬

結果を職員に公開

様式第2号(第7条関係)

審査票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                         |                                                       |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------|
| 栗東市公式インスタグラムの開始                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                         | No.                                                   | 29-10 |
| 意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                         |                                                       |       |
| <div>・インスタグラムは、気になったものを写真で投稿するだけという手軽さが魅力であり、市民自らが市の魅力を発見し投稿できる環境を整えることができる。</div> <div>・SNSを利用する場合、「炎上」してしまうことを懸念する。投稿が手軽にできる半面、炎上した際には、対応にかなりの手間と労力がかかる。</div> <div>・情報発信の手段が増えると担当課の負担も増える。投稿する内容が最も重要である。</div> <div>・現行のフェイスブックの更なる充実を図ることを最優先とし、インスタグラムやツイッターの利用については、今後の検討課題とするべきである。</div> |                                         |                                                       |       |
| 結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 実施審査                                    |                                                       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 実施             |                                                       |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <input checked="" type="checkbox"/> 否実施 | まずは現行のフェイスブック「うますぎる栗東」の充実を図り、並行して他のSNSの活用について調査・検討する。 |       |

|                 |                                                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進責任者           |                                                                                                                                                                                |
| 検討・推進セクション      | <div><input type="checkbox"/> 行政改革推進本部</div> <div><input type="checkbox"/> 事務改善委員会</div> <div><input type="checkbox"/> プロジェクトチーム</div> <div><input type="checkbox"/> 部 課</div> |
| 検討・推進に当たっての留意事項 |                                                                                                                                                                                |

審査票

|                                                                                                                                                                                                                                     |                                         |                            |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------|-------|
| 回議書・負担行為支出命令書の電子決裁化                                                                                                                                                                                                                 |                                         | No.                        | 29-11 |
| 意見                                                                                                                                                                                                                                  |                                         |                            |       |
| <div>・決裁事務の効率化やペーパーレス化など、長期的な視点で考えると必要なことかもしれない。しかし、監査や会計検査の対応、費用面など多くの課題が伴う。</div> <div>・事務の混乱を避けるため、実現する場合は、会計調書と回議書等を一体的に導入するべきである。また、併せて事務処理の流れも見直す必要がある。</div> <div>・おうみ自治体クラウド協議会においても電子決裁化が検討項目となっているので、しばらく様子をみてはどうか。</div> |                                         |                            |       |
| 結果                                                                                                                                                                                                                                  | 実施審査                                    |                            |       |
|                                                                                                                                                                                                                                     | <input type="checkbox"/> 実施             |                            |       |
|                                                                                                                                                                                                                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 否実施 | おうみ自治体クラウド協議会において実現性を検討する。 |       |

|                 |                                                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進責任者           |                                                                                                                                                                                |
| 検討・推進セクション      | <div><input type="checkbox"/> 行政改革推進本部</div> <div><input type="checkbox"/> 事務改善委員会</div> <div><input type="checkbox"/> プロジェクトチーム</div> <div><input type="checkbox"/> 部 課</div> |
| 検討・推進に当たっての留意事項 |                                                                                                                                                                                |

様式第2号(第7条関係)

審査票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                         |                                                                                                                     |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ナレッジマネジメントにおける公開羅針盤の有効活用                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         | No.                                                                                                                 | 2 9 - 1 2 |
| 意 見                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                         |                                                                                                                     |           |
| <div>・ 公開羅針盤で行えることはナレッジマネジメントの一部であり、職員の暗黙知をいかに表面化するかがナレッジマネジメントを行う上での課題である。</div> <div>・ 公開羅針盤でほとんど使われていない機能は、その利便性が認識されていないだけではないか。</div> <div>・ 過去に電子会議室等が使用されていた実績はあるが、長くは続かなかった。機能が職員に馴染まなかったのかもしれない。</div> <div>・ 知識や経験といった業務にかかる「知」の継承は、人事異動に伴う引継ぎにおいて行われることが重要である。</div> |                                         |                                                                                                                     |           |
| 結果                                                                                                                                                                                                                                                                              | 実施審査                                    |                                                                                                                     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 実施             |                                                                                                                     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input checked="" type="checkbox"/> 否実施 | 現在の公開羅針盤には、ナレッジマネジメントを行う環境が一定整っていることから、活用されていない機能について、その有効な使い方の周知を行う。また、新年度に向けた業務の引継ぎ等において、各職員が持つ知恵や知識の継承を行うよう周知する。 |           |

|                 |                                                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進責任者           |                                                                                                                                                                                |
| 検討・推進セクション      | <div><input type="checkbox"/> 行政改革推進本部</div> <div><input type="checkbox"/> 事務改善委員会</div> <div><input type="checkbox"/> プロジェクトチーム</div> <div><input type="checkbox"/> 部 課</div> |
| 検討・推進に当たっての留意事項 |                                                                                                                                                                                |

審査票

|                                                                                                                                                                                                        |                                        |                                                                                                   |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 正面玄関先にエアカーテンの設置                                                                                                                                                                                        |                                        | No.                                                                                               | 2 9 - 1 3 |
| 意 見                                                                                                                                                                                                    |                                        |                                                                                                   |           |
| <div>・ 総合窓口課や税務課など、正面玄関自動ドアの開閉による影響を直接的に受ける部署では、業務に支障をきたしていると聞く。節電や環境REMSの遵守等も大切であるが、そのような職員の声に耳を傾けるべきである。</div> <div>・ 職員と来庁者のそれぞれの視点で環境改善を図る必要がある。</div> <div>・ エアカーテン設置については、まず投資効果の検証が必要である。</div> |                                        |                                                                                                   |           |
| 結果                                                                                                                                                                                                     | 実施審査                                   |                                                                                                   |           |
|                                                                                                                                                                                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 | 提案趣旨を採用し、来庁者および職員の環境を改善する方法について検討することとし、エアカーテンの導入は検討材料の1つに含める。また、安全衛生委員会において、労働環境の見直しを議題として取り上げる。 |           |
|                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 否実施           |                                                                                                   |           |

|                 |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進責任者           | 総務部長                                                                                                                                                                                          |
| 検討・推進セクション      | <div><input type="checkbox"/> 行政改革推進本部</div> <div><input type="checkbox"/> 事務改善委員会</div> <div><input type="checkbox"/> プロジェクトチーム</div> <div><input checked="" type="checkbox"/> 総務部 総務課</div> |
| 検討・推進に当たっての留意事項 | 提案内容を全面的に採用するのではなく、提案趣旨を採用するものとする。                                                                                                                                                            |

様式第2号(第7条関係)

審査票

|                                                                                                                                                                             |                                        |                            |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|-------|
| 市民満足を目指す5S改善の取り組み                                                                                                                                                           |                                        | No.                        | 29-14 |
| 意見                                                                                                                                                                          |                                        |                            |       |
| <div>・5S改善は、主に工場等の事業所でスローガンに掲げて取り組まれているようである。公務職場としては「整理」「整頓」「清掃」の3Sが馴染む（取り組む内容がわかりやすい）のではないか。</div> <div>・年間を通して行うよりも、例えば4月～5月の年度切り替え時期など、一定期間を定めて集中的に実施するほうが効果的である。</div> |                                        |                            |       |
| 結果                                                                                                                                                                          | 実施審査                                   |                            |       |
|                                                                                                                                                                             | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 | 「整理」「整頓」「清掃」の3S改善の取り組みを行う。 |       |
|                                                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 否実施           |                            |       |

|                 |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 推進責任者           | 総務部長                                                                                                                                                                                          |
| 検討・推進セクション      | <div><input type="checkbox"/> 行政改革推進本部</div> <div><input type="checkbox"/> 事務改善委員会</div> <div><input type="checkbox"/> プロジェクトチーム</div> <div><input checked="" type="checkbox"/> 総務部 総務課</div> |
| 検討・推進に当たっての留意事項 |                                                                                                                                                                                               |

## 職員提案の流れ

### ○提案の募集

- ・ 提案については随時受付を行っておりますが、必要に応じてテーマ等を設定し、期間を定めて募集することがあります。



### ○提案の応募

- ・ 提案の内容について、ヒアリングを行う場合があります。



### ○提案に関係する課への意見照会

- ・ いただいた提案に関係する課に対して、実現性の有無や課題について意見を求めます。



### ○職員提案検討推進委員会による審査

- ・ 委員会は市民政策部政策監、総務課長、財政課長、教育総務課長で構成されています。
- ・ 関係課の意見も参考にしながら審査を行い、提出された提案への対応方針を定めます。



### ○市長及び提案者への結果報告

- ・ 委員会にて審査された結果を市長へ報告します。
- ・ 提案者に対して結果通知書を配布します。



### ○総合調整会議・推進計画策定の指示

- ・ 行政施策または事務事業として採用が適当と認める提案については、総合調整会議に諮り、提案区分と内容に応じて、所管部等に推進計画の策定を指示します。



### ○結果の公開

- ・ 審査結果については、グループウェアを通じて公開します（提案者の同意が得られた場合は氏名を公表）。



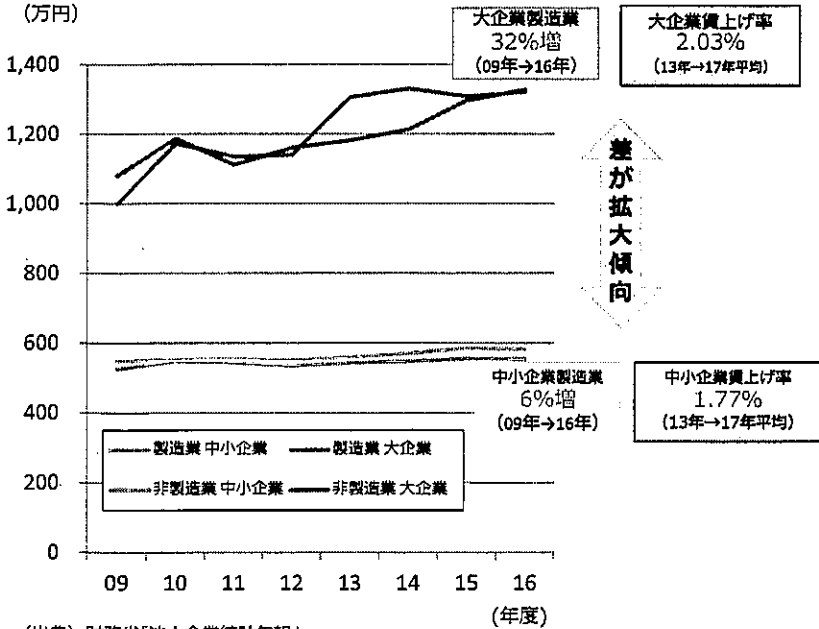
# 設備投資に係る新たな固定資産税特例について

平成30年2月  
経済産業省  
中小企業庁

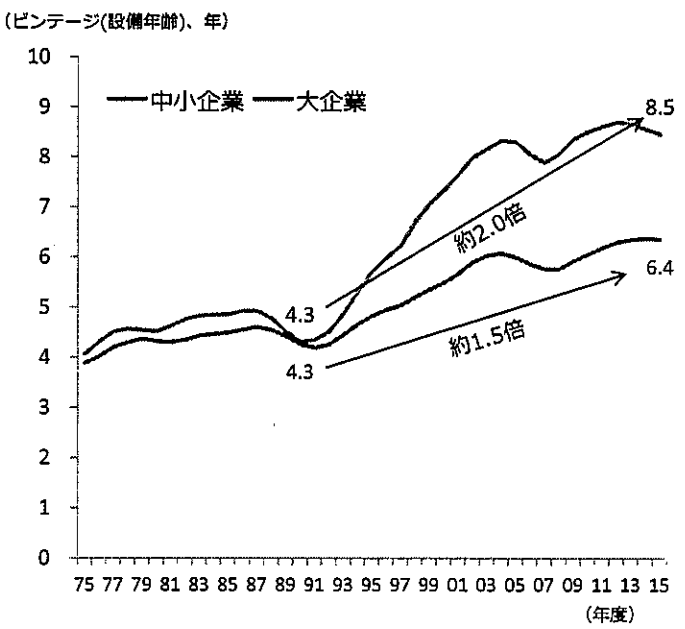
## 中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性

- 中小企業の業況は回復傾向であるが、**労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向**にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、**少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。**

労働生産性の推移と賃上げ率



企業規模別設備年齢の推移



(出典) 財務省「法人企業統計年報」  
(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。  
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より  
(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。 1

## 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (固定資産税)

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置**を講じる。

### 特例措置の内容

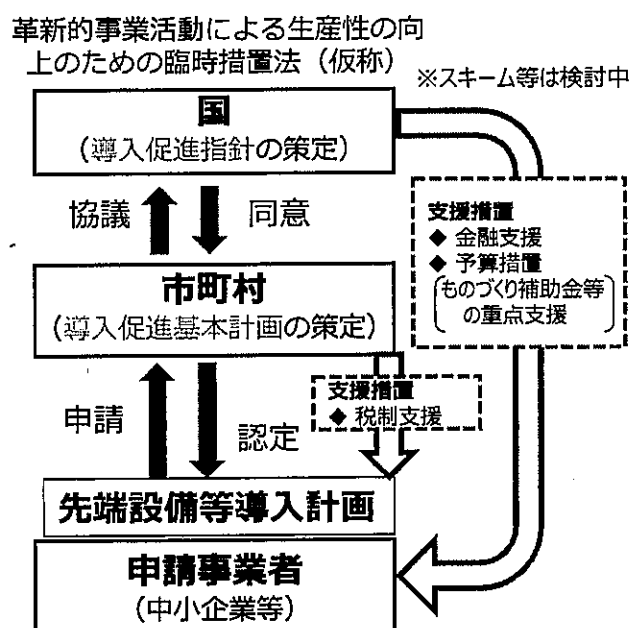
- 以下の要件を満たす設備投資を対象
  - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
    - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
    - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
  - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資  
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
  - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資  
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)  
※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。  
※ 基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度～32年度)に限定

※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

2

## 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設(詳細) ①

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】



|            |                                                                                                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者<br>※1  | 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者(大企業の子会社を除く)                                                                      |
| 対象地域       | 導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2                                                                                                                                                    |
| 対象設備<br>※1 | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備<br>【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】<br>◆機械装置(160万円以上/10年以内)<br>◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)<br>◆器具備品(30万円以上/6年以内)<br>◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内) |
| その他要件      | 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/<br>中古資産でないこと                                                                                                                                  |
| 特例措置       | 固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2(※4)に軽減                                                                                                                                           |

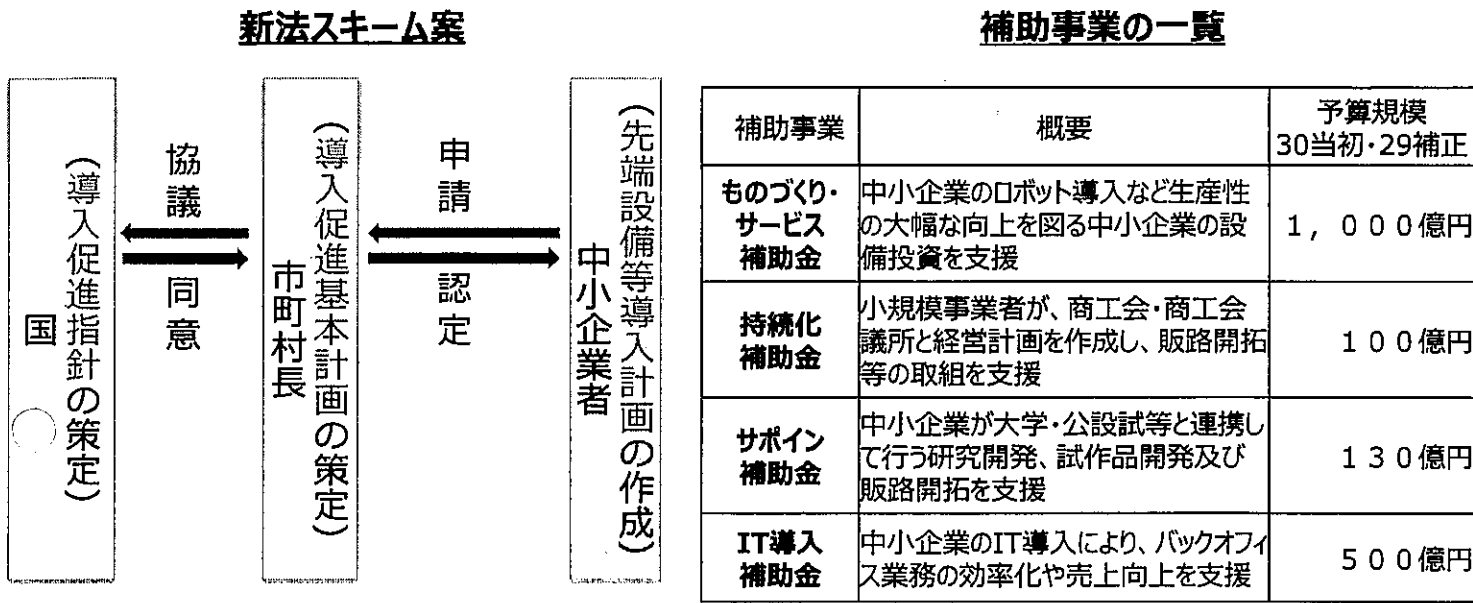
※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり  
※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

- 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、**国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。**

3

ものづくり補助金等の運用について

- 「生産性革命」の実現に向けて、厳しい経営環境の下でも投資などにチャレンジする中小企業を強力に後押しするため、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。



4

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）②－1

- 革新的事業活動による生産性の向上のための臨時措置法（仮称）において検討している法定計画等は以下のとおり。
- なお、同法は検討段階のものであり、今後、変更される可能性はある。

市町村及び中小企業者等が策定することを想定している法定計画等のイメージ

①導入促進指針

主体：国

項目：①先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項  
・計画期間（3年間）  
・事業の生産性向上に係る目標（労働生産性年3%以上向上）

②先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

③その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ※先端設備等については、次の事項を省令で規定することを想定
- 設備の種類（機械装置・器具備品等）
  - 設備の性能（生産性が旧モデル比で年1%以上向上）
  - 設備の販売開始時期
  - 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する先端設備等であること

5

## 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）②－２

国、市町村及び中小企業者等が策定することを想定している法定計画等のイメージ

### ②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

項目：①先端設備等の導入の促進の目標

②先端設備等の種類

③先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

④計画期間

⑤その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。

○国の導入促進指針に適合すること。

○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

○導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資すること。

6

## 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）②－３

国、市町村及び中小企業者等が策定することを想定している法定計画等のイメージ

### ③先端設備等導入計画

主体：中小企業者等

項目：①先端設備等の種類及び導入時期

・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要

例）機械の種類、型番、設置場所等

※生産性が旧モデル比で年1%以上向上することを工業会証明書を添付することにより確認

②先端設備等導入の内容

・事業の内容及び実施時期

・労働生産性の向上に係る目標

③先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年3%以上向上することについて確認し、確認書を発行。中小企業者等は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

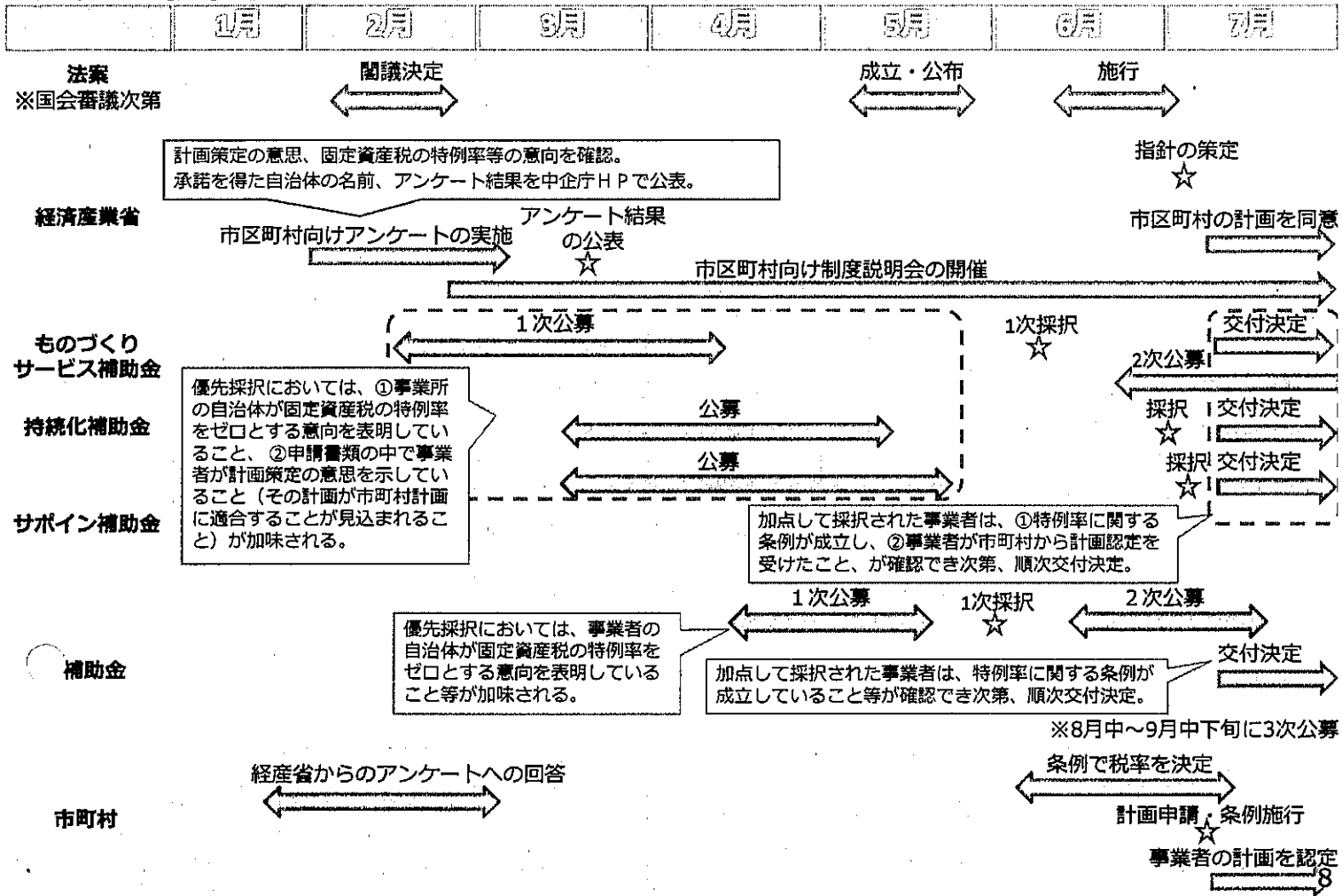
※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に合致するときは、その認定をするものとする。

○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合すること。

○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7

# 固定資産税特例普及の想定スケジュール





# 中小企業の設備投資を支援します!

中小企業庁

今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間で集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

## 市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ\*になります

\*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法案】

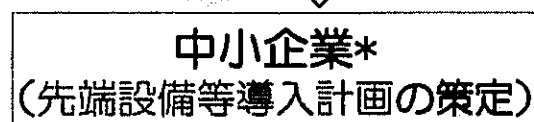
POINT!



1 生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象



2 年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象



3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

\*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

### ○対象設備（注）市町村により異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

上記制度のお問い合わせ先、  
優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧ください

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。

# お問い合わせ先

中小企業庁

| 対象地域                              | 担当課         |                | 連絡先（直通）      |
|-----------------------------------|-------------|----------------|--------------|
| 北海道                               | 北海道経済産業局    | 中小企業課          | 011-709-3140 |
| 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島                 | 東北経済産業局     | 経営支援課          | 022-221-4806 |
| 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡 | 関東経済産業局     | 産業振興課          | 048-600-0303 |
| 岐阜、愛知、三重                          | 中部経済産業局     | 中小企業課          | 052-951-2748 |
| 富山、石川                             | 電力・ガス事業北陸支局 | 産業課            | 076-432-5401 |
| 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山             | 近畿経済産業局     | 中小企業課          | 06-6966-6023 |
| 鳥取、島根、岡山、広島、山口                    | 中国経済産業局     | 中小企業課          | 082-224-5661 |
| 徳島、香川、愛媛、高知                       | 四国経済産業局     | 産業振興課          | 087-811-8523 |
| 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島             | 九州経済産業局     | 中小企業課          | 092-482-5447 |
| 沖縄                                | 沖縄総合事務局     | 経済産業部<br>中小企業課 | 098-866-1755 |

※上記問い合わせ先については、固定資産税の特例に係る問い合わせ先となります。  
各種補助金の問い合わせ先につきましては、各種補助金のHP等をご覧ください。

## 優先採択の対象となる補助金一覧

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。対象となる補助金は以下となります。各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先等については、各補助金のHP等をご覧ください。

| 補助事業名                                         | 概要                                                                 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ものづくり・商業・サービス<br>経営力向上支援事業<br>(ものづくり・サービス補助金) | 中小企業が生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う際の設備投資を支援                 |
| 小規模事業者持続化補助金<br>(持続化補助金)                      | 小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等を行う取組を支援                           |
| 戦略的基盤技術高度化支援事業<br>(サポイン補助金)                   | 中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援                             |
| サービス等生産性向上<br>IT導入支援事業<br>(IT補助金)             | 中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援 |



# 栗東市水道事業経営戦略

平成30年度～平成39年度

平成30年3月

栗東市

## 目次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに .....                         | 1  |
| 1 経営戦略策定の趣旨と位置づけ .....                 | 1  |
| (1) 経営戦略策定の趣旨 .....                    | 1  |
| (2) 経営戦略の位置づけ .....                    | 2  |
| 2 計画期間 .....                           | 2  |
| 第2章 水道事業の現状と課題 .....                   | 3  |
| 1 事業の概要 .....                          | 3  |
| 2 給水の状況 .....                          | 5  |
| (1) 給水人口と有収水量の実績 .....                 | 5  |
| (2) 給水人口と有収水量の見通し（平成29年度～平成39年度） ..... | 5  |
| 3 水道施設や管路の状況と将来の見通し .....              | 6  |
| (1) 水道施設の状況と将来の見通し .....               | 6  |
| (2) 管路の状況と将来の見通し .....                 | 8  |
| (3) 耐震化の状況 .....                       | 9  |
| 4 料金の状況 .....                          | 10 |
| (1) 現在の料金体系 .....                      | 10 |
| (2) 料金についての考え方 .....                   | 11 |
| (3) 料金改定の状況 .....                      | 11 |
| 5 組織の状況 .....                          | 11 |
| (1) 組織の状況 .....                        | 11 |
| (2) 職員の状況 .....                        | 12 |
| (3) 組織の見通し .....                       | 13 |
| 6 これまでの主な経営健全化の取組 .....                | 13 |
| 7 経営の状況 .....                          | 14 |
| (1) 収支の概況（単位：百万円） .....                | 14 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| (2) 給水収益・収益的支出の状況 .....       | 15 |
| (3) 企業債残高の推移 .....            | 19 |
| (4) 他団体と比較した経営状況 .....        | 19 |
| 第3章 基本方針と施策目標 .....           | 22 |
| 1 基本方針 .....                  | 22 |
| 2 施策目標 .....                  | 22 |
| 第4章 計画実施に向けた重要な取組み .....      | 24 |
| 1 投資計画 .....                  | 24 |
| (1) 投資目標 .....                | 24 |
| (2) 今後の投資に関する取組みの内容 .....     | 25 |
| (3) 目標設定 .....                | 27 |
| (4) 計画期間内に実施する施設、管路投資計画 ..... | 27 |
| 2 財源計画 .....                  | 27 |
| (1) 財政目標 .....                | 27 |
| (2) 財源確保のための取組みの内容 .....      | 28 |
| (3) 目標設定 .....                | 29 |
| 3 その他の重要な取組みの内容 .....         | 30 |
| 第5章 投資・財政計画（収支計画） .....       | 31 |
| (1) 前提条件 .....                | 31 |
| (2) 収益的収支 .....               | 33 |
| (3) 資本的収支 .....               | 34 |
| 第6章 経営戦略の事後検証・更新等 .....       | 35 |
| 1 経営戦略の事後検証の必要性 .....         | 35 |
| 2 計画の推進と点検・進捗管理の方法 .....      | 35 |
| 【用語説明】 .....                  | 36 |

## 第1章 はじめに

### 1 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

#### (1) 経営戦略策定の趣旨

栗東市水道事業は、住民生活と産業活動に欠かすことのできないライフラインとして昭和35年度に事業認可を受けて以来普及を進め、平成23年の観音寺簡易水道事業の統合を経て、現在では給水普及率99.9%となっています。

また本市では、平成25年3月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」の方針を踏まえ、平成28年度に「栗東市水道事業ビジョン」を策定し、安全で良質な水道水の安定的な供給を図ってきました。

しかしながら、平成28年3月に策定した栗東市人口ビジョンでは平成57年度以降は本市でも人口減少が見込まれており、また節水機器の普及や核家族化による有収水量の減少により水道事業も今後ますます厳しい経営を強いられることが予想されます。一方で既存の各施設は設置から相当年数が経過し、老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要になります。

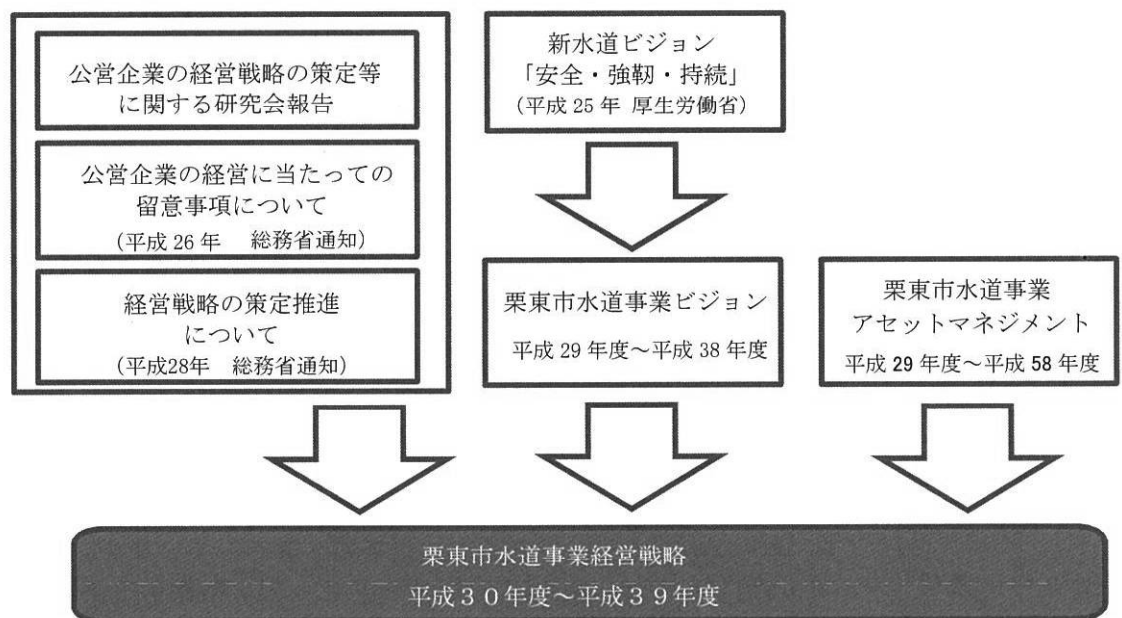
このような状況を踏まえ、平成28年度に策定しました栗東市水道事業ビジョンや栗東市水道事業アセットマネジメントに基づき、自己水の確保と安定供給を図るため、「災害に強いライフラインの構築」を進めるとともに、さらなる経営の効率化を実現するため、中長期的な経営の基本計画となる「栗東市水道事業経営戦略」を策定しました。

## (2) 経営戦略の位置づけ

「栗東市水道事業経営戦略」は、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項通知」(平成26年8月29日付)や、厚生労働省の「新水道ビジョン」(平成25年3月)を踏まえ、本市水道事業における中長期的な経営の基本計画として策定しました。

なお、「栗東市水道事業経営戦略」の策定にあたり、「栗東市水道事業ビジョン」(計画期間平成29年度～38年度)、「栗東市水道事業アセットマネジメント」(計画期間平成29年度～58年度)」との整合を図っています。

### 【経営戦略の位置づけ】



## 2 計画期間

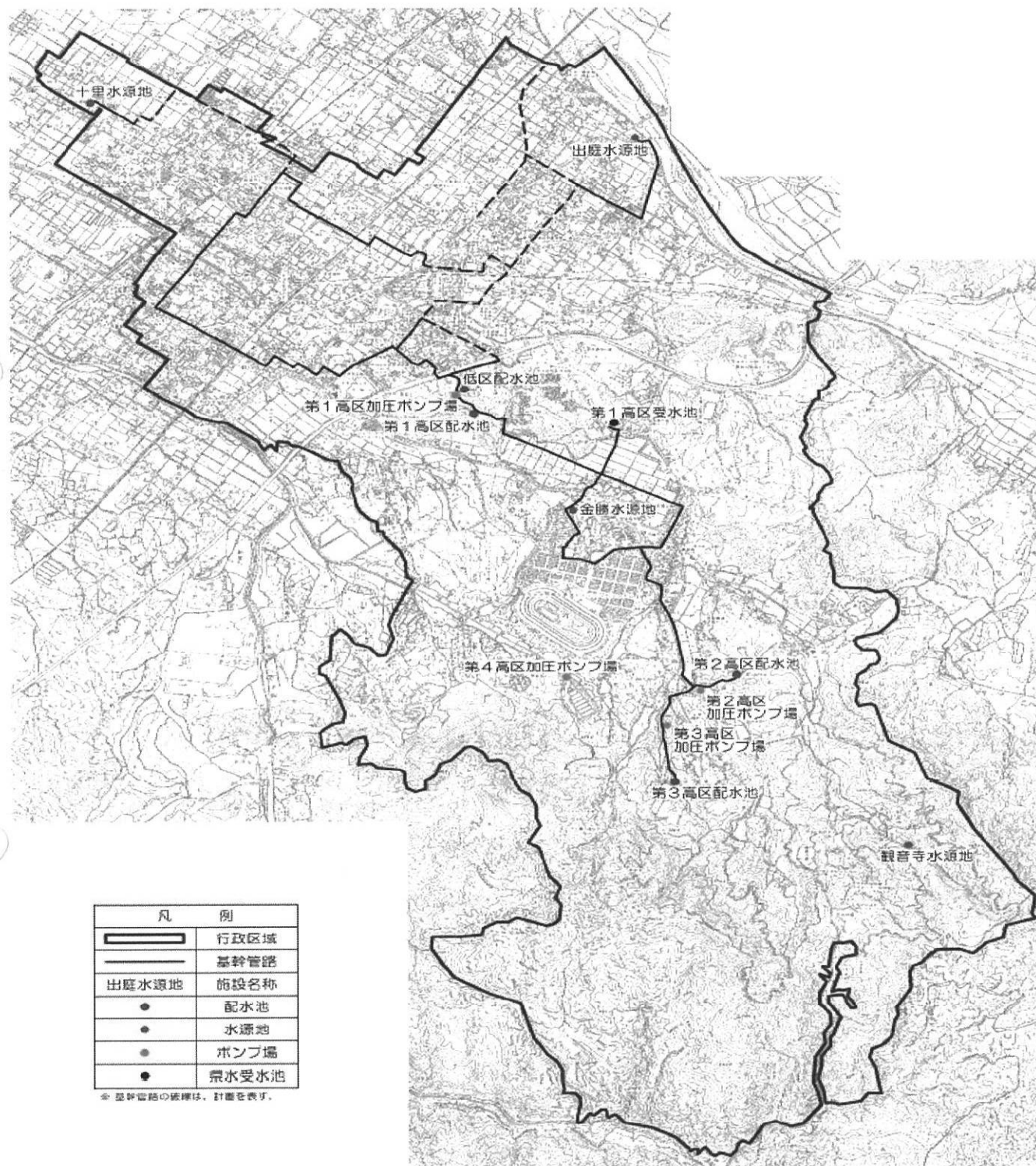
平成30年度～平成39年度(10年間)

## 第2章 水道事業の現状と課題

### 1 事業の概要

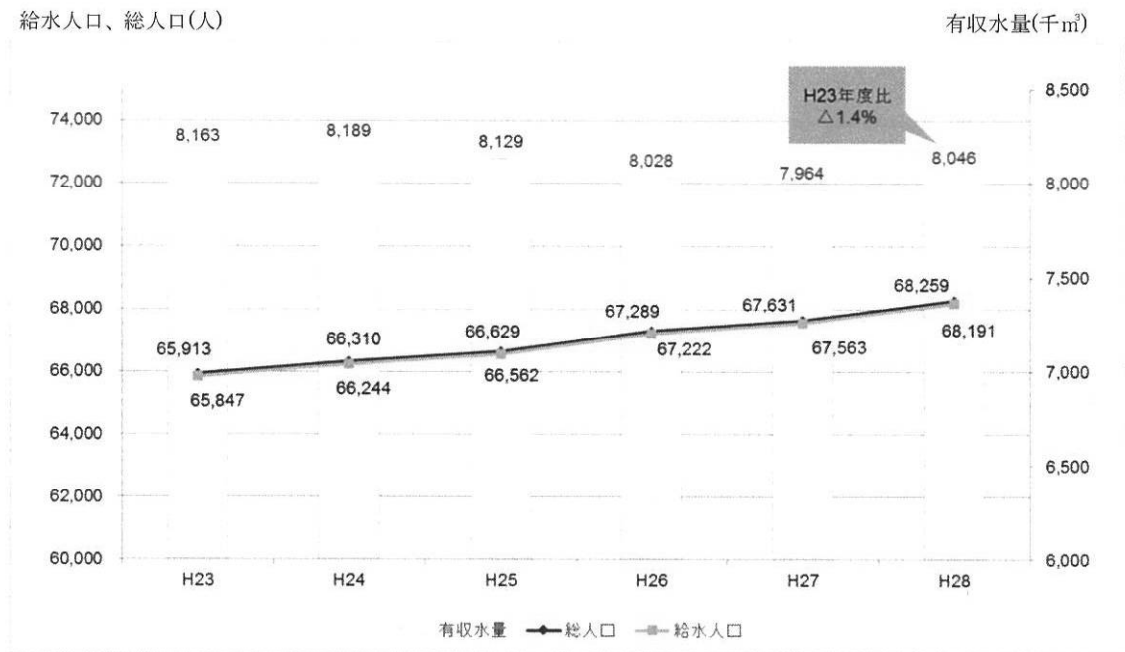
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 供用開始年月日             | 昭和38年3月26日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 法適（全部・財務）<br>・非適の区分 | 全部適用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 計画給水人口              | 70,900 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 現在給水人口              | 68,793（平成29年12月末現在） 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 有収水量密度              | 267 $\text{km}^3/\text{km}^2$                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事業の特徴<br>（地理的要因その他） | <p>本市は、滋賀県の湖南地域の中程に位置し、東部を湖南市、南部を甲賀市、西部を大津市と草津市、北部を守山市と野洲市に接しています。地形は、南部は標高693mの阿星山を最高峰とする金勝連峰より広がる丘陵地帯が面積の半分を占めています。北部は、近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に穏やかに傾斜をなし、湖南市域の穀倉地帯として、良質の近江米を産出する水田地帯が広がっています。また、西部には草津川、北東部には野洲川があり、それぞれ琵琶湖に注ぐ代表的な河川であり、琵琶湖南部の主要な流水域上にあります。</p> <p>そのような地理的条件なかで、水道事業は昭和35年度に創設事業認可を受け、現在は、平成22年度に事業変更認可を受け、第4次拡張事業に着手しています。本市の水道は、約60%を自己水源でまかない、残りの約40%は滋賀県用水供給事業者から浄水を受水しています。</p> |

【栗東市の主要な水道施設の位置図】



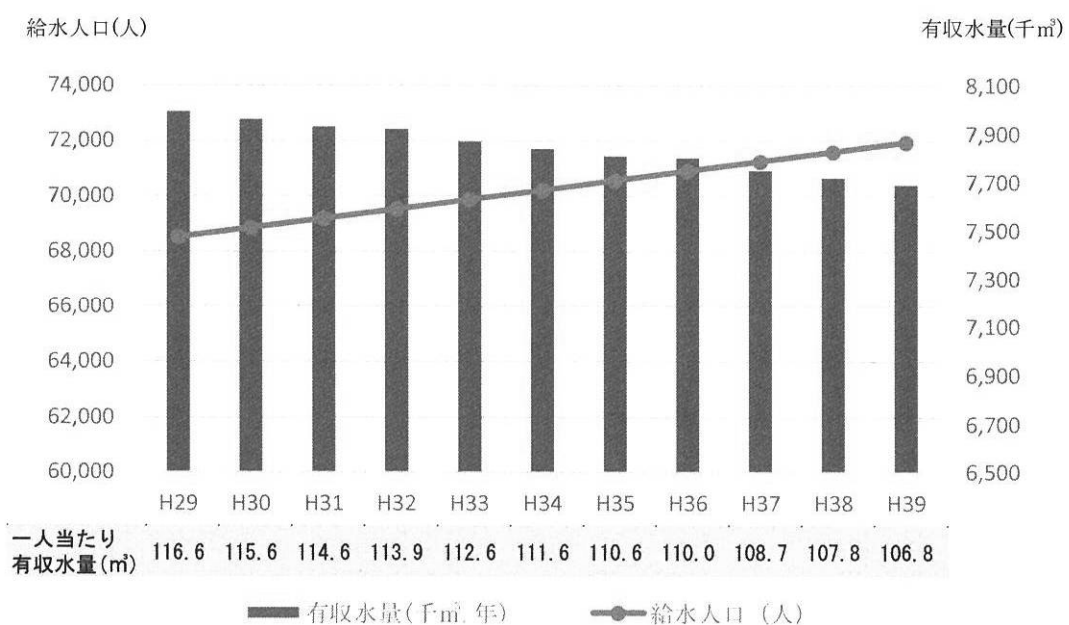
## 2 給水の状況

### (1) 給水人口と有収水量の実績



総人口の増加に伴い、給水人口も増加しています。一方、節水機器の普及や核家族化の影響で一人あたり有収水量が減少しており、結果として本市の有収水量は近年減少傾向にあります。

### (2) 給水人口と有収水量の見通し(平成29年度～平成39年度)





「栗東市人口ビジョン」（平成28年3月）における推計では、本市の総人口（行政区域内人口）は、今後も増加傾向は続く見通しとなっており、これに伴い給水人口も増加傾向が続く見込みです。しかし、節水意識の向上や節水機器の普及および長引く景気の低迷などにより一人当たり有収水量が減少傾向にあることや、工場などの大口利用者による利用水量が井戸水の利用などにより減少傾向にあることから、今後も有収水量は減少傾向が続く見込みです。

このため、将来の水需要量の増加が見込めない中で事業運営を行うことになり、厳しい事業環境となっていくことが想定されます。水需要量の動向は、今後の水道施設の整備や水道事業の経営に直接影響を及ぼすことから、長期的な視点に立って把握し、的確な需要の推計を行い、合理性のある施設整備を進め、さらなるコスト削減に努めながら、健全経営に取り組んでいく必要があります。

### 3 水道施設や管路の状況と将来の見通し

#### （1）水道施設の状況と将来の見通し

本市の水道は、約60%を自己水源でまかない、残りの40%は滋賀県用水供給事業者から浄水を受水しています。自己水源の99%以上は地下水を取水しており、残りは金勝川上流の表流水を取水しています。

本市の地形は、標高の低く市街地を形成している低区と標高の高く山間地が多い高区からなっており、低区で取水や受水した水道水を高区に送る必要があるため、多くの水道施設を保有しています。施設の種類には、水源地（浄水場併用）、県水受水池、配水池、加圧ポンプ場および水道管路があります。これらの施設の多くは建設後40年以上経過し、老朽化しており、今後その更新に多額の費用がかかることが問題となっています。

#### ●主な浄水場（水源地）

| 施設     | 計画給水量（m <sup>3</sup> /日） | 建設年度             | 経過年数           |
|--------|--------------------------|------------------|----------------|
| 出庭水源地  | 9,800                    | 1967<br>(2016更新) | 50年<br>(更新後1年) |
| 十里水源地  | 5,300                    | 1975             | 42年            |
| 金勝水源地  | 2,164                    | 1975             | 42年            |
| 観音寺水源地 | 37                       | 1970             | 47年            |

●主な県水受水池

| 施設       | 容量 (m <sup>3</sup> ) | 建設年度    | 経過年数  |
|----------|----------------------|---------|-------|
| 第1 高区受水池 | 4, 0 0 0             | 1 9 9 2 | 2 5 年 |

●主な配水池

| 施設             | 配水池能力 (m <sup>3</sup> ) | 建設年度    | 経過年数  |
|----------------|-------------------------|---------|-------|
| 低区配水池第1 配水池    | 1 0, 0 0 0              | 2 0 0 2 | 1 5 年 |
| 低区配水池第3 配水池    | 5, 2 8 0                | 1 9 8 0 | 3 7 年 |
| 第1 高区配水池第1 配水池 | 1, 0 0 0                | 1 9 6 7 | 5 0 年 |
| 第1 高区配水池第2 配水池 | 1, 5 7 0                | 1 9 7 2 | 4 5 年 |
| 第2 高区配水池第1 配水池 | 1 8 0                   | 1 9 6 7 | 5 0 年 |
| 第2 高区配水池第2 配水池 | 3 0 0                   | 1 9 7 5 | 4 2 年 |
| 第3 高区配水池       | 4 5                     | 1 9 6 7 | 5 0 年 |

●主な加圧ポンプ場

| 施設          | 受水池容量 (m <sup>3</sup> ) | ポンプ棟<br>建設年度 | 経過年数  |
|-------------|-------------------------|--------------|-------|
| 第1 高区加圧ポンプ場 | 低区配水池兼用                 | 2 0 0 2      | 1 5 年 |
| 第2 高区加圧ポンプ場 | 8 0 0                   | 1 9 6 7      | 5 0 年 |
| 第3 高区加圧ポンプ場 | 1 4                     | 1 9 6 7      | 5 0 年 |
| 第4 高区加圧ポンプ場 | 1 4 0                   | 1 9 9 6      | 2 1 年 |

《関連指標の推移》

| 区分              | 平成<br>2 4 年度 | 平成<br>2 5 年度 | 平成<br>2 6 年度 | 平成<br>2 7 年度 | 平成<br>2 8 年度 | 用語説明<br>(算式)                                 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------------------------|
| 施設利用率 (%)       | 7 4. 2       | 7 3. 8       | 7 6. 6       | 7 5. 9       | 7 5. 7       | 施設の利用状況や適正規模を判断する指標。<br>一日平均配水量÷一日配水能力×1 0 0 |
| 有形固定資産減価償却率 (%) | 4 6. 2       | 4 8. 1       | 4 9. 7       | 5 0. 9       | 4 3. 5       | 施設の老朽化の状況を判断する指標。<br>償却資産の減価償却累計額÷取得価額×1 0 0 |

施設利用率は継続して7 0 %以上と高くなっており、施設は効率的に利用できて

いるといえます。

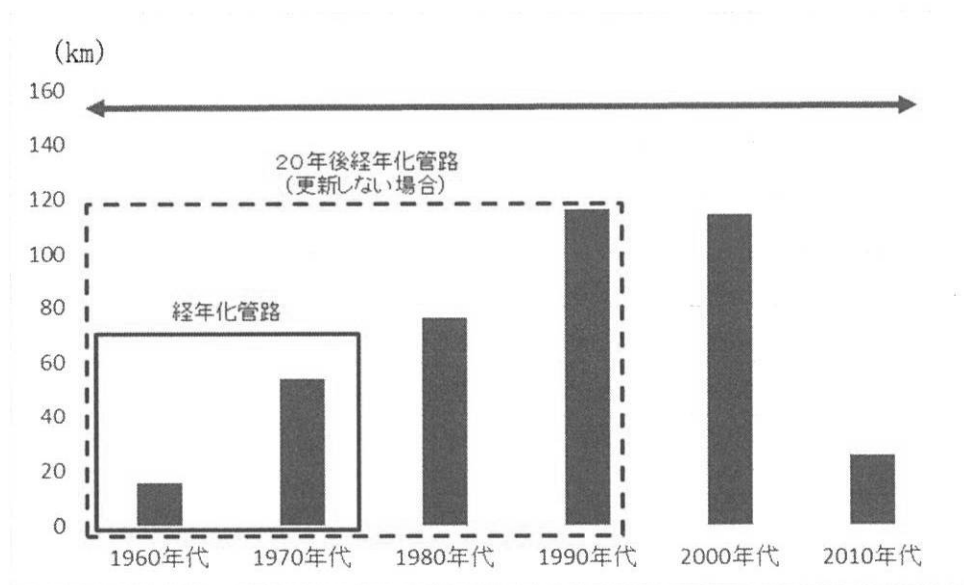
一方で、有形固定資産減価償却率は、平成28年度の出庭水源地の供用開始により若干減少しておりますが、出庭水源地以外の全体的な施設や管路の老朽化が進んでいるといえます。

## (2) 管路の状況と将来の見通し

本市の水道管路の総延長は、約400km（県水管約10km含む）であり、現在これらの管路の老朽化に伴う漏水事故の増加が課題となっています。

現状として、耐用年数を経過し老朽化している管路（経年化管路）は1割程度ですが、管路の更新は年間0.2%程度（平成28年度実績）しかできておりません。管路の更新を行わなかった場合、今後20年間で6割程度の管路が経年化管路となる見込みです。

### 【管路の年度別布設状況】



平成27年8月5日に発生した漏水事故では、布設から40年以上経過した水道管600mmが破損したことにより、92世帯が断水し、市内6学区の一部世帯で水が茶色く濁るなどの影響が出ました。

今後は、このような事故や大規模地震などの災害に備えて、重要な管路から計画的に更新していくことが必要となります。なお、更新する際は、耐震性の高い管路を使用することが重要になります。

《関連指標の推移》

| 区分            | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 用語説明<br>(算式)                                      |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------------------------------------------------|
| 管路経年化率<br>(%) | 10.7       | 12.2       | 12.9       | 14.5       | 12.3       | 管路の老朽化の状況を判断する指標。<br>法定耐用年数超管路延長÷管路総延長            |
| 管路更新率<br>(%)  | 0.1        | 0.2        | 0.3        | 0.1        | 0.2        | 管路の更新ペースや状況を把握する指標。<br>当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100     |
| 有収率<br>(%)    | 96.0       | 95.7       | 91.1       | 90.9       | 92.4       | 施設の稼働がどの程度収益につながっているかを表す指標。<br>年間総有収水量÷年間総配水量×100 |

管路経年化率は現在12%程度ですが、管路更新率は継続して0%台となっていくことから、今後管路の老朽化は急激に進んでいく見込みです。

また、有収率は高い水準にありますが、今後管路の老朽化が進めば漏水割合が増加し、有収率も悪化することが考えられます。

### (3) 耐震化の状況

#### 【水道施設の耐震状況】

本市の浄水場等水道施設は、先述のとおりその多くが平成12年度までに建設されており、耐震化されていない施設が多いと考えられます。

今後、災害時の事故の防止及び被害の最小化のため、耐震化診断を行ったうえで優先度の高い水道施設から計画的に耐震化を進めていく必要があります。

|          | 耐震化済みの施設 | 耐震化未対応の施設                                                                                           |
|----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浄水場（水源地） | 出庭水源地    | 十里水源地<br>金勝水源地<br>観音寺水源地                                                                            |
| 配水池      | 無し       | 低区配水池第1配水池<br>低区配水池第3配水池<br>第1高区配水池第1配水池<br>第1高区配水池第2配水池<br>第2高区配水池第1配水池<br>第2高区配水池第2配水池<br>第3高区配水池 |
| 受水池      | 無し       | 第1高区受水池                                                                                             |

|        |    |                                                      |
|--------|----|------------------------------------------------------|
| 加圧ポンプ場 | 無し | 第1高区加圧ポンプ場<br>第2高区加圧ポンプ場<br>第3高区加圧ポンプ場<br>第4高区加圧ポンプ場 |
|--------|----|------------------------------------------------------|

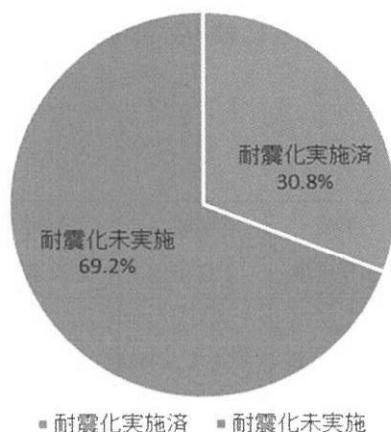
#### 【管路の耐震状況】

本市の管路は約3割を除き耐震化がされておらず、この割合は全国の耐震化率約36%（※）と比べても低くなっています。このような状況では、大規模地震が発生した場合は、管路の被害が広範囲にわたって発生することが予想されます。

今後は、基幹管路や重要施設給水管を優先的に耐震化していくとともに、その他の管路についても、老朽化したものから順次、耐震管に切り替えていく予定です。

※ 厚生労働省「水道事業における耐震化の状況（平成26年度）」より

#### 【管路の耐震化の状況（平成28年度）】



## 4 料金の状況

### （1）現在の料金体系

現在の水道使用料は、下表のとおりです。

| 口径    | 基本料金<br>(円/2ヶ月) | 従量料金単価 (円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 基本水量<br>( $m^3$ /2ヶ月) |
|-------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 13mm  | 1,980           | $21m^3 \sim 40m^3 \dots\dots\dots 125円/m^3$<br>$41m^3 \sim 60m^3 \dots\dots\dots 130円/m^3$<br>$61m^3 \sim 100m^3 \dots\dots\dots 140円/m^3$<br>$101m^3 \sim 200m^3 \dots\dots\dots 150円/m^3$<br>$201m^3 \sim 600m^3 \dots\dots\dots 160円/m^3$<br>$601m^3 \sim 1,000m^3 \dots\dots\dots 170円/m^3$<br>$1,001m^3 \sim \dots\dots\dots 175円/m^3$<br>(※水量の区分は2ヶ月分を記載) | 20                    |
| 20mm  | 2,200           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 25mm  | 2,400           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 30mm  | 6,500           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 40mm  | 8,500           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 50mm  | 10,500          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 75mm  | 15,000          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 100mm | 20,000          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |
| 150mm | 30,000          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |

## (2) 料金についての考え方

水道事業の経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担すべきものを除き、料金収入などをもって充てなければならないとされています。

このため、経営戦略を策定し、更新投資に要する経費など同戦略に基づいて事業を継続するために必要となる経費について、現在の料金水準で賄うことが困難である場合には、投資や人件費等経費の最大限の合理化を前提として、料金の見直しを検討することが必要となります。

本市においても、今後、管路や水道施設の耐震化や更新に要する費用が多額となることが見込まれるため、これらの投資についての見積りを勘案した上で、安定的な経営を可能とするため必要に応じて新たな料金体系の構築を検討する必要があります。

## (3) 料金改定の状況

過去20年間に於いて水道料金は、平成13年4月に於いて水道料金の改定を行ったほか、経営状況が厳しいことに鑑み、平成25年9月に平均改定率7.5%の水道料金の改定を行いました。

### 《関連指標の推移》

| 区分           | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 用語説明<br>(算式)                                 |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------------------------------|
| 料金回収率<br>(%) | 93.1       | 98.3       | 111.4      | 108.4      | 101.2      | 給水に係る費用がどの程度給水収益でまかなえているかを表す指標。供給単価÷給水原価×100 |

料金回収率は平成26年度以降、100%以上を維持しており、給水にかかる費用を料金収入で賄えています。しかし、平成29年度以降は平成28年度に供用開始した出庭水源地の減価償却費の増加により、料金回収率が悪化し、100%を下回る見込みであり、厳しい経営状況にあるといえます。

## 5 組織の状況

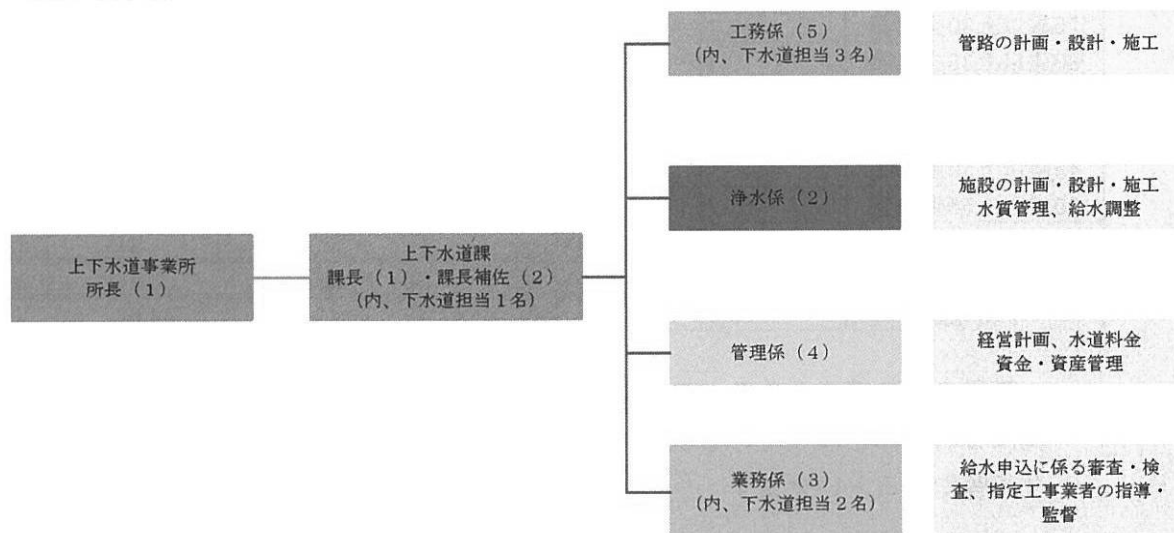
### (1) 組織の状況

本市では、水道課と下水道課を組織統合して上下水道課としたことにより、人件費の削減、窓口業務の集約、職員間の情報共有による事務の効率化などを図りました。

また、官民連携としてメーター検針、施設保守点検、水道料金の徴収などの業務を民間企業に委託することで、職員の削減や効率的な人員配置が可能となりました。

以下に、平成29年度現在の本市上下水道事業所の組織図および上水道に係る業務内容を示します。

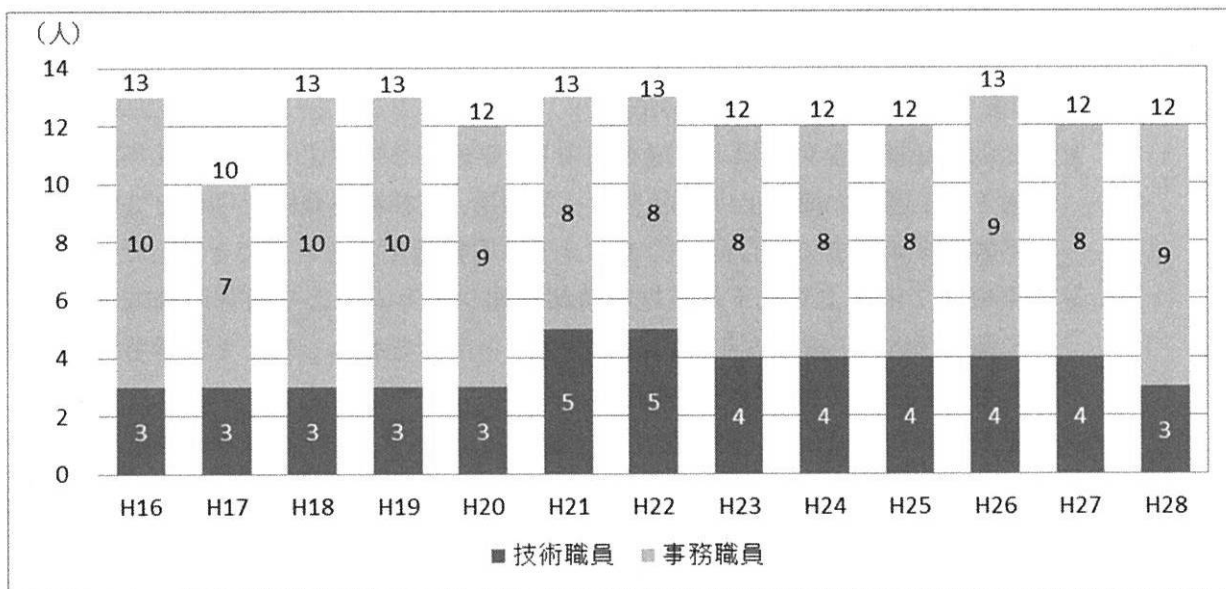
# 【部組織図】



( ) 内の数字は、職員数を示す。

## (2) 職員の状況

### 【職員数の年度別推移】





【職員年齢構成】

| 区分         | 水道事業 |        |      |        |      |        |
|------------|------|--------|------|--------|------|--------|
|            | 事務職員 |        | 技術職員 |        | 計    |        |
|            | 人数   | 比率     | 人数   | 比率     | 人数   | 比率     |
| 25歳未満      |      | —      |      | —      | —    | —      |
| 25歳以上30歳未満 | 1    | 11.1%  |      | —      | 1    | 8.3%   |
| 30歳以上35歳未満 | 1    | 11.1%  |      | —      | 1    | 8.3%   |
| 35歳以上40歳未満 |      | —      | 1    | 33.3%  | 1    | 8.3%   |
| 40歳以上45歳未満 | 2    | 22.2%  |      | —      | 2    | 16.7%  |
| 45歳以上50歳未満 |      | —      |      | —      | —    | —      |
| 50歳以上55歳未満 | 2    | 22.2%  | 1    | 33.3%  | 3    | 25.0%  |
| 55歳以上      | 3    | 33.3%  | 1    | 33.3%  | 4    | 33.3%  |
| 合計         | 9    | 100.0% | 3    | 100.0% | 12   | 100.0% |
| 平均年齢       | 39.9 |        | 47.4 |        | 44.0 |        |

職員の年齢構成をみると50歳以上の職員が半数を占めており、35歳未満の職員は2名のみとなっている状況です。若手職員、技術職員の確保や人材育成が重要な課題であるといえます。

(3) 組織の見通し

本市ではこれまで継続的に人員削減及び人員の適正化を図ってきました。そのため、これ以上の人員削減は難しい状況です。今後は、偏った年齢構成となっている業務については人員の入れ替えを行うなど、次世代への継承と専門知識・技能等の向上を図ることで、永続的に少数精鋭型の体制を維持できるよう努めます。

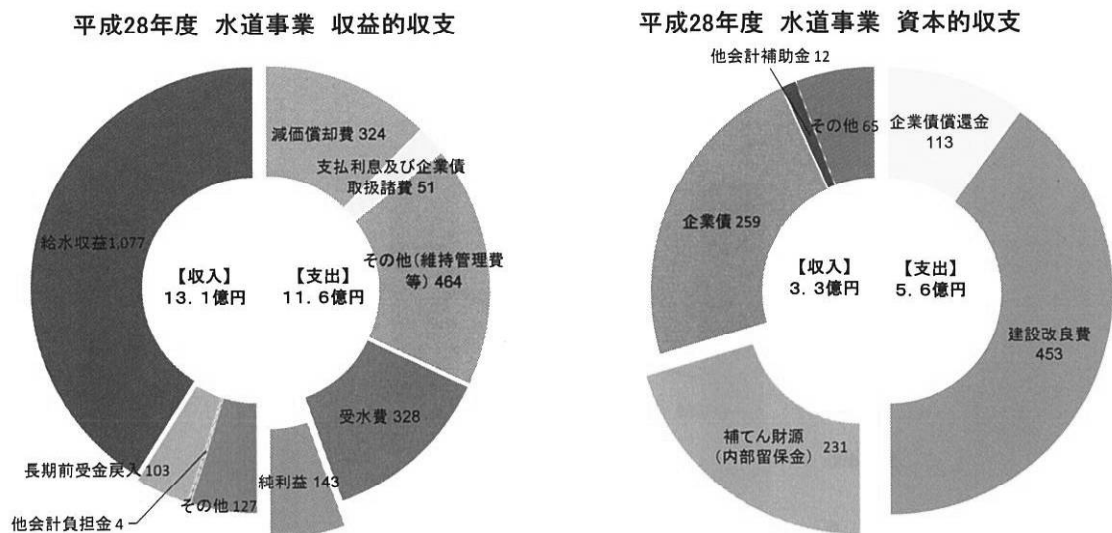
6 これまでの主な経営健全化の取組

- 公的資金補償金免除繰上償還を利用し、平成22年度より平成24年度までに約1.1億円の繰り上げ償還を行った結果、支払利息負担を平成23年度から平成28年度までの合計で約1.9千万円軽減することができました。
- 平成27年度より上下水道施設情報管理システムにより閲覧用端末等を窓口に備え付け、平成28年度からは課金システムを導入したことで参考図面発行と手数料収納の各業務を効率化しました。
- 平成29年10月より電力会社との契約において、一定期間中の最低保証電力以上の契約電力の使用を維持することを担保とした高圧電力料金の割引の適用を受けたことによる費用削減が見込まれています。



## 7 経営の状況

### (1) 収支の概況（単位：百万円）



#### 【収益的収支の概況】

本市の平成28年度における収益的収入は約13.1億円で、この内給水収益は約10.7億円、これに対して収益的支出が約11.6億円発生しており、約1.4億円の純利益を計上しております。

収益的支出の主な内訳としては、受水費及び減価償却費がそれぞれ約3割程度を占めております。

#### 【資本的収支の概況】

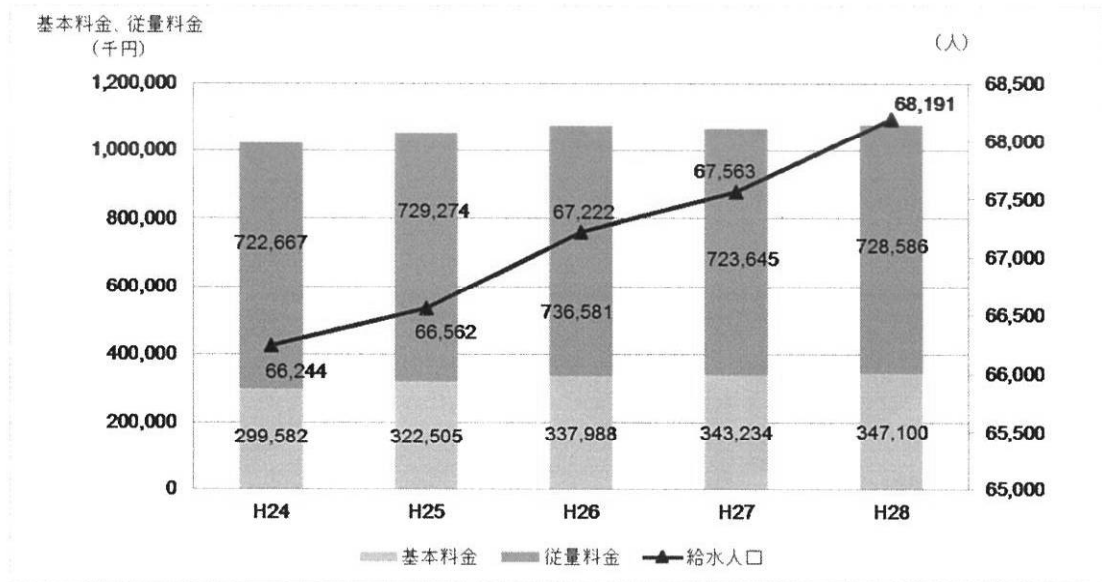
本市の平成28年度の資本的支出は、施設や管路への投資(建設改良費)が約4.5億円、約1.1億円の地方債償還となっています。これらの財源は、新たな地方債の発行約2.5億円と内部留保金約2.3億円などで賄っています。

今後、施設や管路への更新投資はさらに増加し、これに伴い新たな地方債の発行額も増加することが懸念される状況にあります。

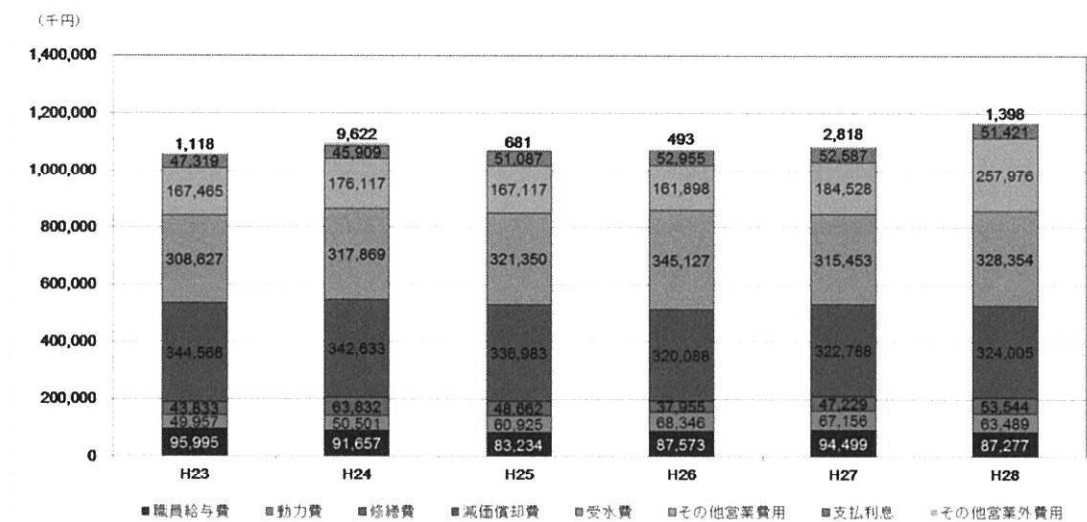
## (2) 給水収益・収益的支出の状況

### ① 給水収益、収益的支出（内訳）の推移

【給水収益の推移】



【収益的支出（内訳）の推移】



給水人口は増加しているものの、一人あたり有収水量が減少しているため、給水収益は近年横ばいに推移しています。今後もこの傾向が続くものと思われます。

一方で、受水費や減価償却費がそれぞれ収益的支出の約3割を占めており、近年同水準で推移していますが、今後は更新投資の増加に伴い減価償却費も増加することが見込まれます。

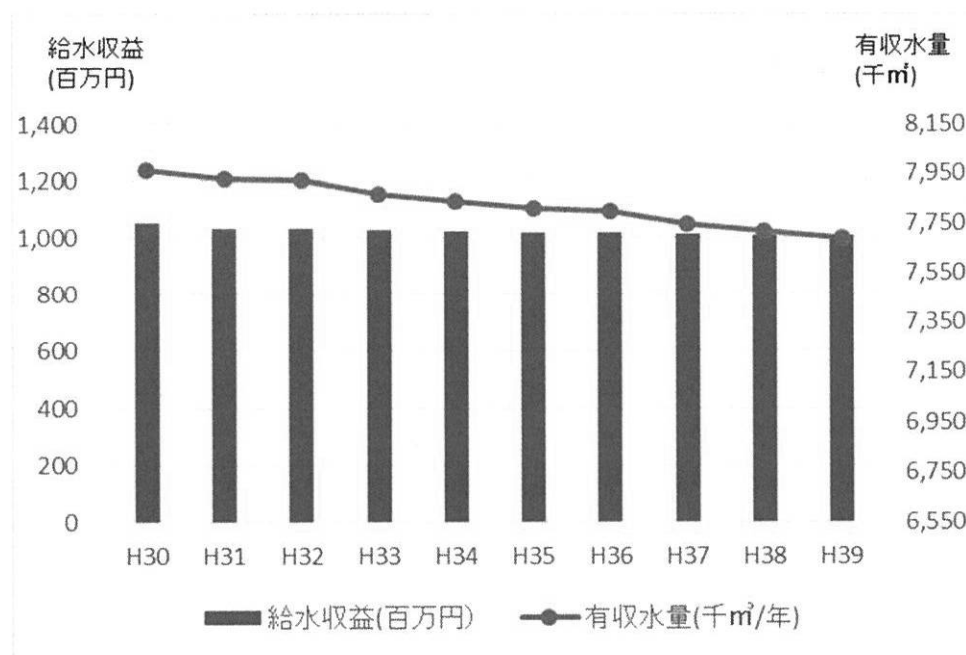
《関連指標の推移》

| 区分         | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 用語説明<br>(算式)                                                                        |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 経常収支比率 (%) | 101.9      | 107.2      | 112.9      | 110.4      | 103.8      | 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標。<br>((営業収益+営業外収益) / (営業費用+営業外費用) × 100                |
| 給水原価 (円)   | 134.1      | 131.6      | 120.2      | 123.6      | 132.1      | 有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを示す指標。<br>(経常費用-受託工事費+長期前受金戻入) ÷ 総有収水量 |

② 給水収益の見通し (平成30年度～平成39年度)

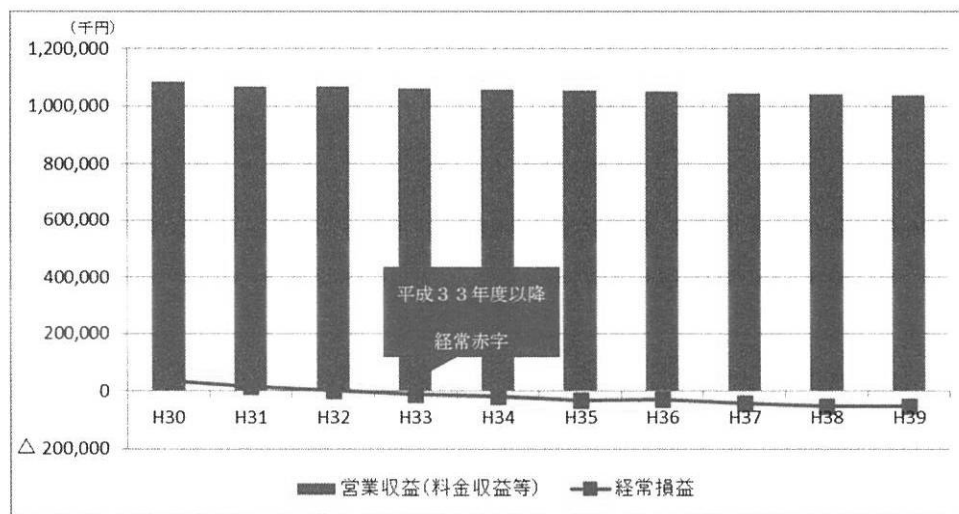
【料金改定を実施しない場合の将来見通し】

過去供給単価に大きな増減が見られないため、給水収益は有収水量の増減に比例して増減するという前提で給水収益の見通しを試算した結果、以下のとおりとなりました。

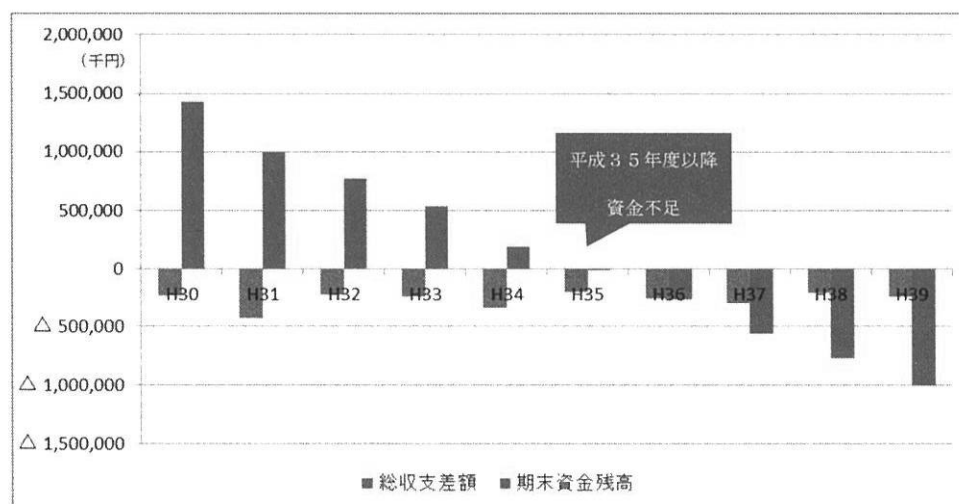


料金改定を実施しない場合、有収水量が減少する影響で、平成39年度の給水収益は平成28度と比較して約0.7億円減少する見込みです。

この結果、現状のままの経営を続けた場合、以下のとおり平成33年度には経常損益が赤字となる見込みです。



また、期末の資金残高についても減少が続き、平成35年度には資金不足に陥ることが見込まれます。



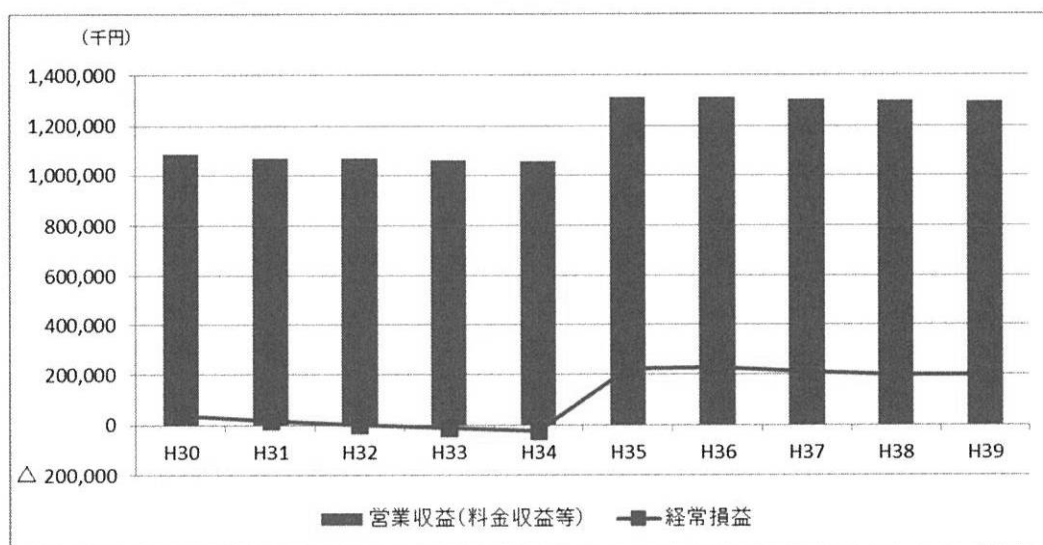
このため、今後一層の経営改善を推進するとともに、経営状況に応じて料金の見直しを検討する必要があります。

そこで、以下の収支試算条件を達成できるよう将来シミュレーションを実施したところ、平成35年度において平均改定率25.5%の料金改定(引上げ)が必要であると試算されました。

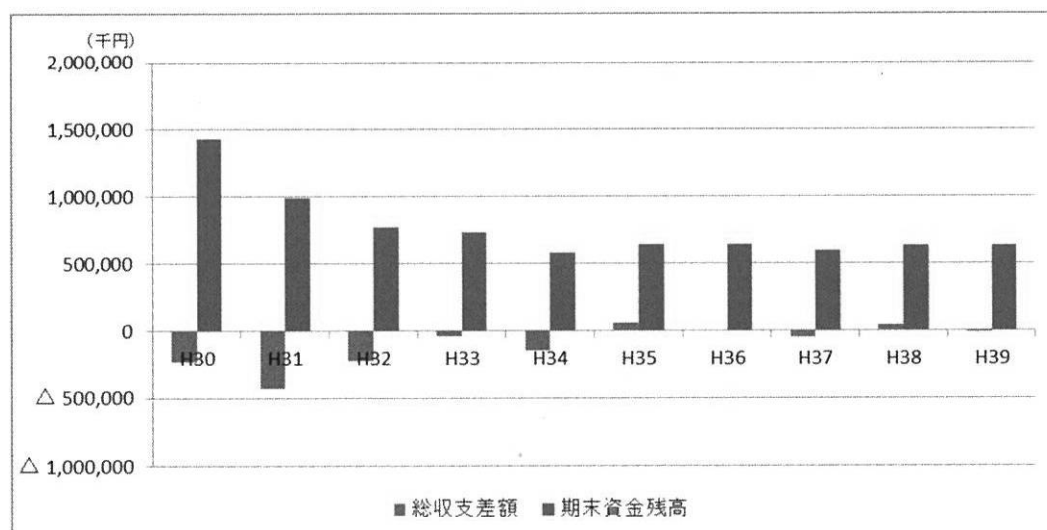
| 収支試算条件 |                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 収支面    | 安定的な経営のため、経常黒字を確保する                                                                 |
| 資金面    | 資金残高は減価償却費を含む経常費用の約6カ月分(※)である約6億円以上を確保する<br>(※) 取水から料金回収までの期間が約4～6か月であり、その間の資金を確保する |

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 企業債残高 | 将来世代との負担の公平性を確保するため、平均の企業債発行割合を31.6%とする |
|-------|-----------------------------------------|

【平成35年度に25.5%の料金改定(引上げ)を実施する場合の将来見通し】  
給水収益は有収水量の増減に比例して増減するという前提で、平成35年度に25.5%の料金改定(引上げ)を実施した場合の給水収益の見通しを試算した結果、以下のとおりとなりました。

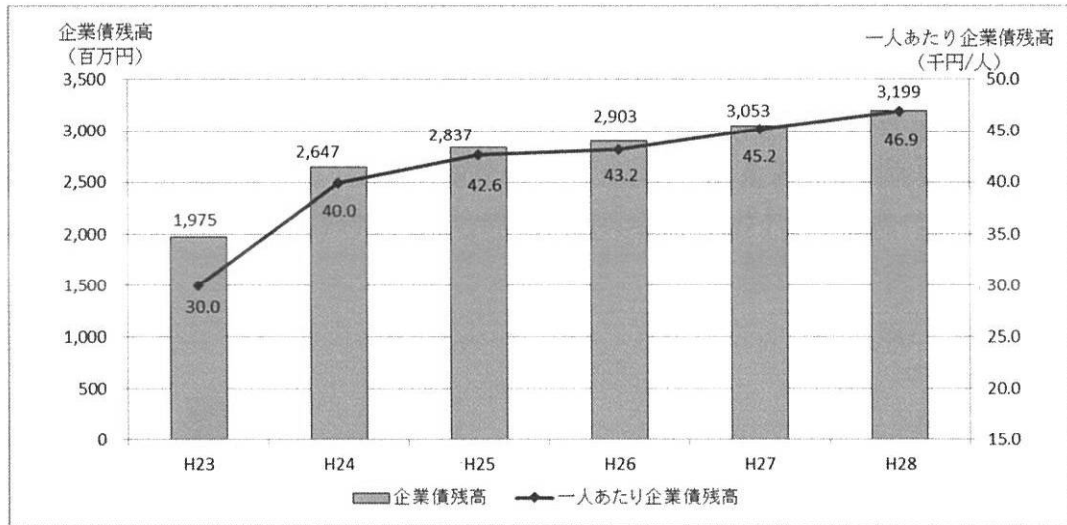


有収水量の減少により、平成33、34年度に一時的に経常損益が赤字となりますが、料金改定後は経常黒字が確保される見込みです。



資金残高についても、平成34年度まで減少が続きますが、おおむね6億円程度を確保することができる見込みです。

### (3) 企業債残高の推移



企業債残高は、平成23年度からの出庭水源地の改修工事以降、増加が続いており、平成28年度には約32億円となっています。また、企業債残高の増加とともに、給水収益に対する企業債残高の割合、一人あたり企業債残高も増加しています。

今後は更新投資額のさらなる増加が見込まれるため、必要となる事業を考慮しつつ、企業債残高の適切な水準を十分に検討する必要があります。

#### 《関連指標の推移》

| 区分                      | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 用語説明<br>(算式)                                          |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------------------------------------------|
| 企業債残高対<br>給水収益比率<br>(%) | 258.9      | 269.7      | 270.2      | 286.2      | 297.3      | 給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標。<br>地方債現在高合計÷給水収益×100 |

### (4) 他団体と比較した経営状況

#### ① 比較対象団体

| 選定の観点       | 比較対象団体                                                                                                                                      | 団体数                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 滋賀県内<br>他団体 | <b>【類似団体区分A4※】</b><br>近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市<br><br><b>【類似団体区分A4以外】</b><br>大津市、彦根市、草津市、高島市、米原市、日野町、竜王町、甲良町、多賀町、長浜水道企業団、愛知郡広域行政組合（事業会計分） | A4 6団体<br>A4以外 11団体<br>計 17団体 |

※経営比較分析表における類似団体区分。

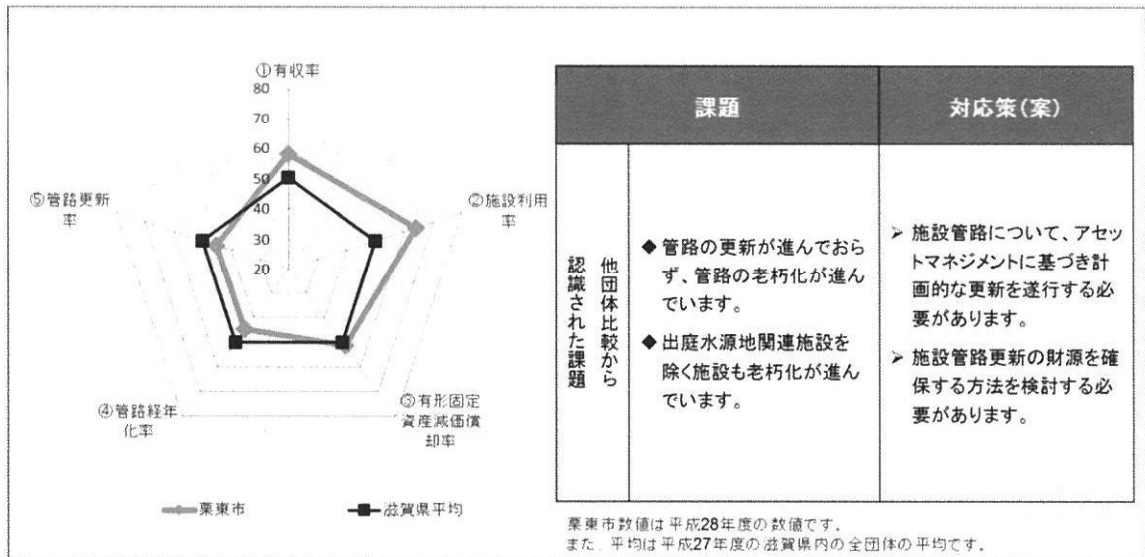
② 経営指標の比較分析結果

| 経営指標             | 栗東市          | 滋賀県内他<br>団体平均 | 滋賀県内<br>A 4 他団体<br>平均 | 分析結果                                                     |
|------------------|--------------|---------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 投資に関する経営指標分析     |              |               |                       |                                                          |
| 有収率              | 92.4%        | 87.8%         | 88.9%                 | ともに、他団体より高い水準にあり、施設を有効かつ効率的に利用できています。                    |
| 施設利用率            | 75.7%        | 58.4%         | 63.7%                 |                                                          |
| 有形固定資産<br>減価償却率  | 43.5%        | 44.0%         | 45.6%                 | 他団体と同程度の水準ですが、施設の老朽化が進んでいます。                             |
| 管路経年化率           | 12.3%        | 6.3%          | 5.9%                  | 他団体より高い水準にあり、老朽化が進んでいるといえます。                             |
| 管路更新率            | 0.2%         | 0.5%          | 0.5%                  | 過去6年間平均でも0.2%と他団体よりも低い水準にあります。                           |
| 財政に関する経営指標分析     |              |               |                       |                                                          |
| 経常収支比率           | 103.8%       | 111.6%        | 107.0%                | 収益・利益は獲得できているものの、他団体よりやや低めの水準になっています。                    |
| 営業収益対経<br>常利益率   | 4.0%         | 12.2%         | 7.5%                  |                                                          |
| 給水原価             | 132.1<br>円/㎥ | 150.9<br>円/㎥  | 160.3<br>円/㎥          | 給水原価は他団体より低い水準ですが、供給単価も安く、料金回収率も他団体より低い水準となっています。        |
| 料金回収率            | 101.2%       | 106.6%        | 102.7%                |                                                          |
| 事業収益対企<br>業債残高比率 | 289.4%       | 396.1%        | 252.6%                | 企業債残高の水準は滋賀県内他団体より低く、資金残高の水準は他団体より高いため、財務状態は安定しているといえます。 |
| 事業収益対資<br>金残高比率  | 169.6%       | 146.4%        | 109.6%                |                                                          |

### ③ 他団体比較結果まとめ

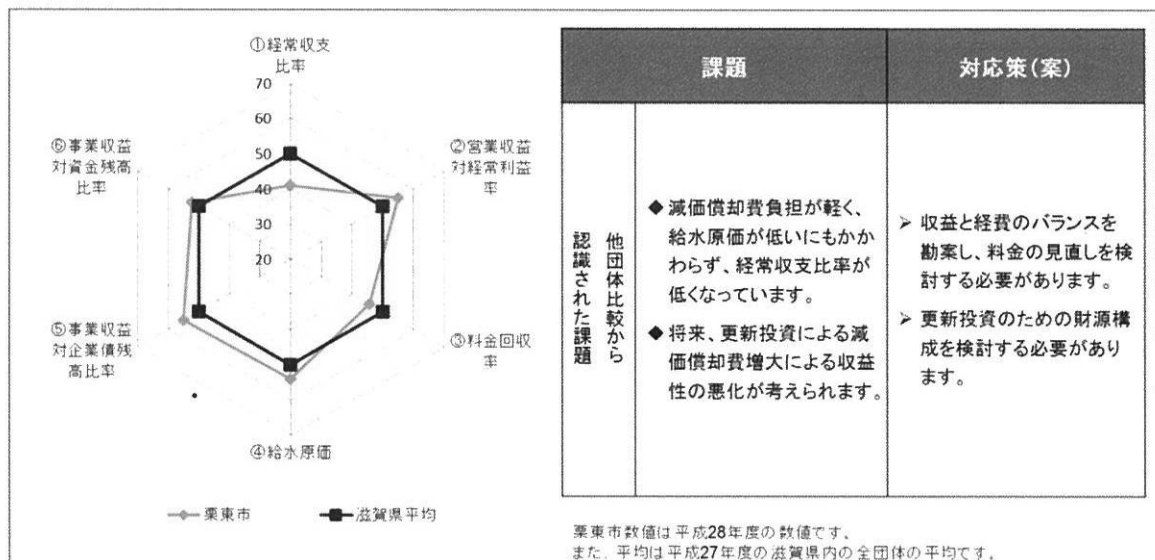
#### 【投資に関する経営指標分析結果まとめ】

施設・管路の計画的な更新を実施するため、どのように財源を確保するかを検討する必要があります。



#### 【財政に関する経営指標分析結果まとめ】

収益と経費のバランスの見直しを検討するとともに財源構成を検討し、更新投資のための財源を確保する必要があります。



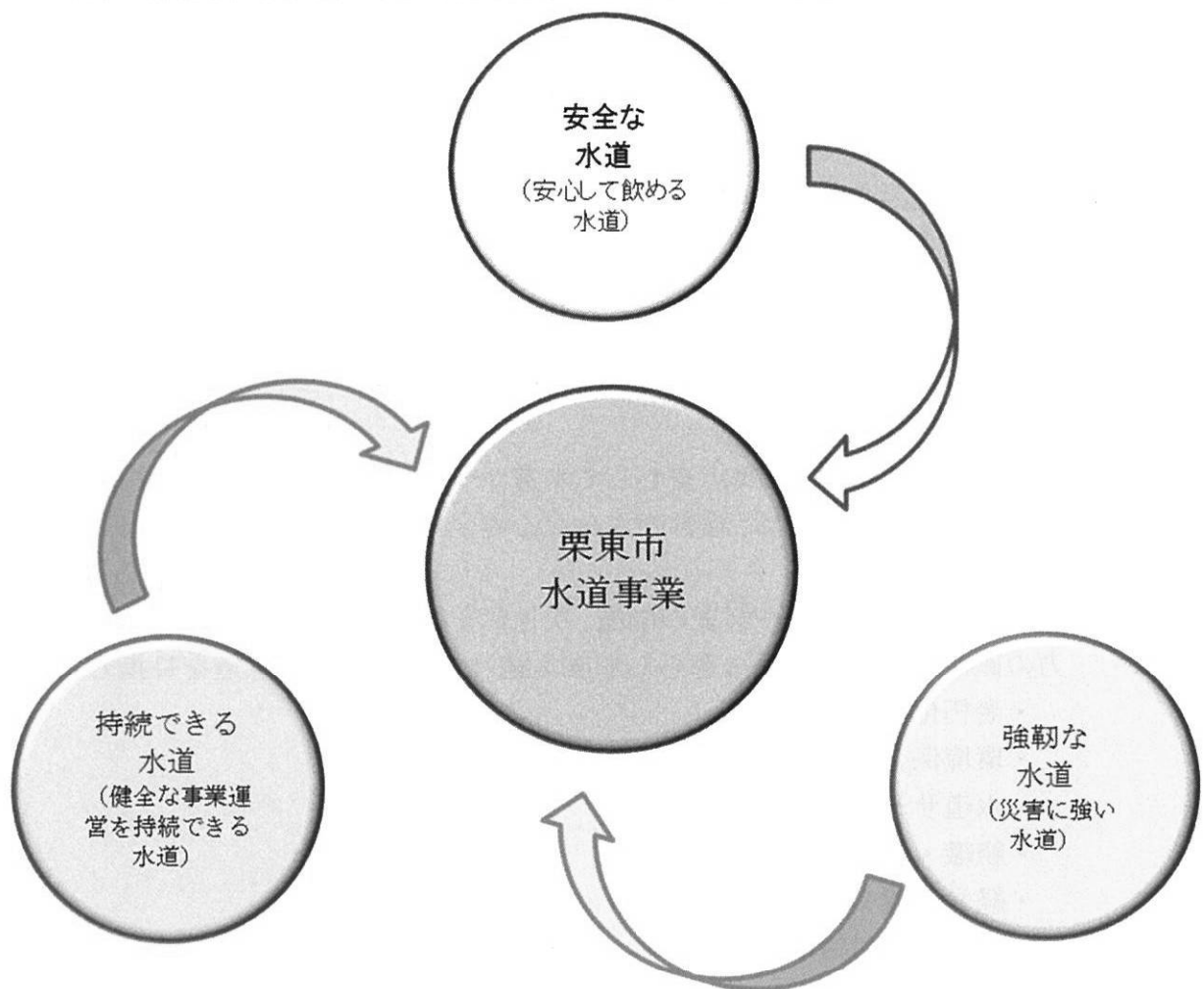


## 第3章 基本方針と施策目標

### 1 基本方針

水道施設は住民の日常生活を維持し、地域の経済社会活動を支える基幹的な施設であり、ライフラインとして安全な水を安定して供給する使命があります。

新水道ビジョンに掲げられた「安全」「強靱」「持続」の視点を踏まえて、これを実現する経営の基本方針を次のように定めます。



### 2 施策目標

3つの基本方針を具現化し、市民が安心して利用できる水道を次世代に継承することができるように、以下の施策目標を設定し、各施策に計画的に取り組んでいきます。

### ① 安全な水道

水源から蛇口までの水質管理を徹底するため、水道水源の確保に努め、水質管理体制を充実させ、安全でおいしい水道水を供給します。

- ・ 水質管理の充実と水質管理体制の強化
- ・ リスク管理の徹底
- ・ 給水サービスの向上

### ② 強靱な水道

水道施設や管路施設の計画的な更新・整備を実施します。

自然災害などによる被害を最小限にとどめ、被災した場合にあっても、迅速に復旧できる応急給水体制の構築など、水道事業の災害対策を講じ、水道水を確実に給水できる安定的で強靱な水道を目指します。

- ・ 水道施設の耐震化の推進
- ・ 二次災害の防止
- ・ 災害時における給水の確保
- ・ 危機管理体制の確立

### ③ 持続可能な水道

将来にわたって、市民が安心して水道サービスの提供を受け続けることができる環境を作るため、経営のさらなる健全化と水道技術の継承を目指します。

効率的な事業運営や経費の削減、次世代を担う職員の人材育成による技術力の確保に努め、市民の暮らしを支え続ける持続可能な水道を目指します。

- ・ 老朽化施設の更新
- ・ 環境保全への貢献
- ・ 水道サービスの向上
- ・ 組織・体制の強化
- ・ 経営基盤の強化
- ・ 漏水防止対策の推進
- ・ 自己水源の開発

## 第4章 計画実施に向けた重要な取組み

| 施策の体系        |                           |
|--------------|---------------------------|
| 今後の投資に関する取組み | ① 老朽施設・管路の更新の推進           |
|              | ② 施設・管路の耐震化の推進            |
|              | ③ 施設規模の適正化、管路の廃止・口径の縮小の検討 |
|              | ④ 水道施設の長寿命化（予防保全型の維持管理）   |
|              | ⑤ 広域化に関する事項               |
|              | ⑥ 新たな知見や新技術の導入            |
| 財源確保のための取組み  | ① 企業債に関する事項               |
|              | ② 料金に関する事項                |
|              | ③ 民間の資金・ノウハウの活用           |
|              | ④ 定員の適正化、人材育成             |
|              | ⑤ 資金管理・調達に関する事項           |
| その他の重要な取組み   | ① 受水費の削減                  |

### 1 投資計画

#### (1) 投資目標

- 栗東市水道事業アセットマネジメントに基づく更新投資
- 管路更新率を1%以上とする
- 耐震化の推進

P. 9、20に記載のとおり、本市では管路更新率が低く、必要な更新投資が実施できておらず管路の老朽化が進んでいるといえます。このような状況では、将来的に管路の老朽化がさらに進み、大規模な漏水や水道管破裂といった事故が発生し、住民への安定的な水供給が出来なくなるおそれがあります。

そこで、平成29年3月に策定した栗東市水道事業アセットマネジメントに基づき、計画的な更新を実施することで管路更新率を1%以上とすることを投資目標とします。

また、P. 9に記載のとおり、出庭水源地施設を除く本市のほとんどの水道施設については建設年度が古く現在の耐震化基準を満たしておりません。

そこで、施設の統廃合の可否や更新の優先順位を勘案した水道施設の詳細な耐震化計画を策定した上で、これに従い施設の耐震化を進めることを投資目標とします。

## (2) 今後の投資に関する取組みの内容

### ① 老朽施設・管路の更新の推進

本市の水道施設は、今後老朽化が進んでいくことから、安定的な水供給を保持するために、計画的に更新を実施します。

#### 《取組み》

- 平成29年3月に策定した投資計画（栗東市水道事業アセットマネジメント）に基づき、優先度や財源を加味したうえで計画的に老朽施設・管路の更新を進めます。
- 更新にあたっては、道路掘削や舗装復旧、老朽管の撤去処分等が不要となる被覆材管内装着工法等の採用、ダクタイル鋳鉄管からより安価な配水用ポリエチレン管への使用材料の変更等により管路更新投資費用の削減を図ります。

### ② 施設・管路の耐震化の推進

本市における施設・管路の耐震化率は低いため、災害発生時に水道供給への被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するため、計画的かつ効率的に施設・管路の耐震化を進めていきます。

#### 《取組み》

- 施設の耐震診断を実施し、これに基づく耐震化計画を策定したうえで、基幹施設や重要給水施設（病院、避難施設など）への供給施設の耐震化を優先的に実施します。
- 管路については、更新時に耐震管路を導入することで、耐震化を進めます。

### ③ 施設規模の適正化、管路の廃止・口径の縮小の検討

P. 5に記載のとおり、一人あたり有収水量の減少により、有収水量は逡減傾向にあります。今後給水人口も減少するおそれがあり、有収水量はいつそう減少することが見込まれ、現状の水道施設を維持した場合、将来的に給水能力が水需要に比べて過大になっていく可能性があります。

そのため、水需要に応じた水道施設とするために、計画的な水道施設の統廃合や管路の廃止・口径の縮小の検討を進めていきます。

#### 《取組み》

- 金勝水源地については平成27年度取水量が全体の6%程度であるため、施設更新をせずに廃止し、他施設の改修等により水源確保を図る方策についても視野に検討します。
- その他の水道施設や管路は更新の時期にあわせ、水道施設の統廃合や管路の

廃止・口径の縮小の可否を検討します。

#### ④ 水道施設の長寿命化（予防保全型の維持管理）

今後水道施設の老朽化が進むなかで、更新投資費用を抑制するためには、安全性を確保したうえで、水道施設の長寿命化を図る必要があります。そこで、大規模な修繕の必要性や供給・使用停止によるサービス低下を防止するため、管路も含めた水道施設について予防保全を実施することで、ライフサイクルコストの低減を図ります。また、これにより更新投資費用の平準化も図ることができ、安定的な水道事業の経営を行うことができます。

##### 《取組み》

- 水道施設の日常的・定期的な点検結果のデータや耐震・劣化診断結果をもとに、早期に更新すべき水道施設と日常的な修繕により長期利用すべき水道施設に分類し、長寿命化計画を策定します。
- 特に浄水設備ならびに加圧ポンプ等配水関連の重要施設について、優先的に点検・保守（消耗部品の交換等）のサイクル短縮等を実施することで、施設の長寿命化を図ります。
- 管路を特質に合わせて分類し、これに合わせて使用管種を決定することで管路にかかるライフサイクルコストを低減します。

#### ⑤ 広域化に関する事項

湖南地域（本市、草津市、守山市、野洲市・湖南市・近江八幡市）では、行政系統統合基幹システムへの移行が順次実施されています（本市では平成31年10月から運用開始）。

一方で、（上下）水道料金システムについては各市がそれぞれ独自のシステムを運用している状況です。

##### 《取組み》

- 投資効率を上げるため、他市と連携し湖南地域での（上下）水道料金システム統合の可能性を検討します。
- その他、近隣水道事業体との災害時相互応援協定の締結や経理担当者等担当部門別の連絡会議への参加など同一事業者間での連携強化を図ります。

#### ⑥ 新たな知見や新技術の導入

水道事業による環境負荷を低減するために、水資源やエネルギーの有効活用、資源リサイクルの推進などにより、環境に配慮した事業経営を推進します。

### (3) 目標設定

| 区分        | 平成<br>28年度 | 平成<br>34年度 | 平成<br>39年度 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 耐震化計画の策定  | 未策定        | 策定         | 実行         |
| 有収率 (%)   | 92.4       | 93.5       | 95.0       |
| 施設利用率 (%) | 75.7       | 75.0       | 75.0       |
| 管路更新率 (%) | 0.2        | 0.6        | 1.0        |

### (4) 計画期間内に実施する施設、管路投資計画

計画期間内に実施を予定している施設、管路への主な投資は以下のとおりです。

更新投資（平成30～39年度） 約65億円

#### ① 水道施設の更新投資（平成30～39年度） 約22億円

・十里水源地の更新投資 約5億円

・金勝水源地の更新投資 約8億円

（ただし、P.25記載のとおり、更新せずに廃止することも視野に検討）

・第一工区受水池の更新投資 約4億円 ほか

#### ② 管路の更新投資（平成30～39年度） 約43億円

## 2 財源計画

### (1) 財政目標

○ 収益的収支の均衡を保持する

○ 企業債残高対給水収益比率を310%未満とする

本市は類似する他団体と比べて企業債残高が低い水準にあり、将来世代の負担が小さい状況といえます。一方で、今後更新投資費用を多額に要することを鑑みると、更新投資費用の財源として企業債に頼らざるをえず、企業債残高の水準が上昇することが見込まれます。

そこで、更新費用を多額に要するこれからの10年間においても、平成27年度経営比較分析表（※）における類似団体の平均の水準である310%程度を上回ら

ない水準での企業債発行を行い、さらに継続的なコスト削減策の検討や、必要に応じて料金の見直しを行うことで10年後まで収益的収支の均衡を保持していくことを財政目標とします。

※経営比較分析表・・・経営指標の経年比較や他公営企業との比較などを行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、利用者などにわかりやすく説明するため、総務省からの通知によって策定及び公表を行っているもの。数値及びグラフは地方公営企業決算状況調査に基づき総務省が作成。

## (2) 財源確保のための取組みの内容

### ① 企業債に関する事項

老朽化した水道施設や管路の更新などの投資に必要な財源確保のために企業債の発行は不可欠ですが、企業債は基本的に料金収入を原資として償還するものであることから、将来世代への負担も鑑みて企業債残高を一定水準以下に抑える必要があります。

#### 《取組み》

- 一人あたり有収水量の減少や将来的な給水人口の減少による料金収入の減少が見込まれる中で、将来世代に過重な負担を強いることがないように、企業債残高対給水収益比率の抑制を図ります。

### ② 料金に関する事項

P.11の「料金についての考え方」に記載のとおり、今後、管路や水道施設の耐震化や更新に要する費用が多額となることが見込まれるため、企業債や一般会計繰入金水準も勘案したうえで必要に応じて料金水準を見直します。

また、料金水準の見直しにあたっては、あわせて料金体系の見直しも実施することで利用者にとって公正妥当な料金体系の実現を図ります。

#### 《取組み》

- 平成35年度及びその後5年ごとを目途に、定期的に栗東市上下水道事業審議会等による料金制度の見直しを行い、適正な料金水準及び料金体系の実現を図ります。
- 料金体系の見直しにあたっては、比較的低い設定である本市の大口径の基本料金等の見直しに合わせて、逦増逦減型料金制度等により大口使用者の地下水等への転換を防止し、安定的な給水収益を確保できる料金制度の導入を検討します。
- 特に大口使用者で地下水利用からの水道水復帰者に対する料金減免制度等の導入を検討します。

③ 民間の資金・ノウハウの活用

これまで、検針・開閉栓業務、メーター検針業務などの民間への委託を行ってきましたが、今後も委託形態の見直しも含めて民間活用の可能性について検討し、効率的な経営と事業運営の活性化を図ります。

《取組み》

- メーターの取替について、実施時期や発注方法の見直し等により作業の効率化及びコスト削減を図ります。

④ 定員の適正化、人材育成

本市ではこれまで人員の定数管理は継続的に行い、定員の適正化及び組織の効率化を図ってきました。一方でP. 13に記載のとおり、本市の職員は約6割が50代以上となっており、退職等を見据えて専門性を有する技術者の育成・確保が課題となっています。

適正な人員確保とともに水道事業に携わる職員としての専門的知識・技能の習得を支援する体制の整備を図ってまいります。

《取組み》

- 将来的な安定経営を見据えた適正な人員確保を図ります。
- 適正な技術継承のため、湖南地域の他団体との連携や日本水道協会等が主催する各種研修への参加など、水道事業の技術面での研修機会の増加を図ります。

⑤ 資金管理・調達に関する事項

今後も支払利息の利率が低いなど最も有利な条件となる機関から資金調達を行うことで、調達コストの軽減を図ります。

(3) 目標設定

| 区分               | 平成<br>28年度 | 平成<br>34年度 | 平成<br>39年度 |
|------------------|------------|------------|------------|
| 料金水準・体系の見直し      | —          | 検討実施       | 検討実施       |
| 料金回収率 (%)        | 101.2      | 97.0       | 110%以上     |
| 経常収支比率 (%)       | 103.8      | 100%以上     | 100%以上     |
| 企業債残高対給水収益比率 (%) | 289.4      | 375.0      | 310.0      |



### 3 その他の重要な取組みの内容

#### ① 受水費の節約

本市では、滋賀県（湖南水道用水供給事業）からの受水に対する費用が収益的支出の約3割（年間約3億円）を占めており、経営のさらなる効率化のため、継続的に受水費の節約について検討していきます。

##### 《取組み》

- 自己水源の開発を進め、自己水源比率の向上及びこれに伴う受水費の節約を図ります。

## 第5章 投資・財政計画（収支計画）

### （1）前提条件

|       | 費 目       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益的収入 | 料金収入      | <p>【家庭用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水人口（※1）×一人あたり有収水量（※2）×年間日数×給水単価（※3）で算定しています。</li> </ul> <p>【営業用、その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去4年間大きな変動がないため直近3期平均を基に、将来の需要動向見込みを考慮して算定しています。（※3）</li> </ul> <p>※1 給水人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計をもとに、年0.49%ずつ増加していくと仮定しています。</p> <p>※2 1人あたり有収水量は、過去4年分の減少割合をもとに、年▲1.00%ずつ減少していくと仮定しています。</p> <p>※3 平成35年度に平均改定率25.5%の料金改定の実施を仮定しています。</p> |
|       | 長期前受金戻入   | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来取得資産については、投資計画における国庫補助金及び一般会計負担金が無く、長期前受金戻入も発生しないと仮定しています。</li> <li>既存資産については、国庫補助金により取得した固定資産の減価償却に応じて収益化しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             |
|       | 他会計負担金    | <ul style="list-style-type: none"> <li>栗東駅前土地地区画整理に伴う将来の一般会計負担予定額を計上しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 収益的支出 | 職員給与費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに十分な人員の削減をしているため、今後は現在の人員の確保を前提として、平成28年度における人員数をもとに算定しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|       | 委託料・動力費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの削減を加味し、平成28年度までの過去3年間の実績をもとに算定しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | 受水費・維持管理費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの削減を加味し、平成28年度までの過去3年間の実績をもとに算定しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | 減価償却費     | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来取得資産については投資計画における建設改良費額を平均耐用年数（見込）40年、残存価額10%で、取得翌年度より償却します。</li> <li>既存資産部分については法定耐用年数に基づき減価償却費額を算定しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   |

|       |        |                                                                                                                                                    |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益的支出 | 支払利息   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存企業債分については、現在の企業債償還額明細書により算定しています。</li> <li>・ 新規発行債については、支払利息の利率を1.2%と仮定し算定しています。</li> </ul>             |
| 資本的収入 | 企業債    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設改良費額に対する企業債発行割合を30.6%（平成28年度実績）と仮定し、算定しています</li> </ul>                                                  |
|       | 他会計負担金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栗東駅前土地地区画整理に伴う将来の一般会計負担予定額を計上しています。</li> </ul>                                                            |
| 資本的支出 | 建設改良費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年3月に策定した栗東市水道事業アセットマネジメントに基づき、建設改良費を算定しています。</li> </ul>                                               |
|       | 企業債償還金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存企業債分については、現在の企業債償還額明細書により算定しています。</li> <li>・ 将来起債分については、25年償還（5年据え置き）元金均等方式で償還すると仮定し算定しています。</li> </ul> |

## (2) 収益的収支

|                 |                   | 平成30年度 | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成33年度    | 平成34年度    | 平成35年度    | 平成36年度    | 平成37年度    | 平成38年度    | 平成39年度    |
|-----------------|-------------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収益的収支           | 1. 営業収益           | (A)    | 1,064,047 | 1,067,420 | 1,066,587 | 1,059,987 | 1,052,299 | 1,312,541 | 1,303,404 | 1,298,870 | 1,294,361 |
|                 | (1) 料 金 収 入       |        | 1,050,673 | 1,034,047 | 1,033,214 | 1,026,613 | 1,022,925 | 1,279,167 | 1,270,030 | 1,265,497 | 1,260,987 |
|                 | (2) 受 託 工 事 収 益   |        | 9,444     | 9,444     | 9,444     | 9,444     | 9,444     | 9,444     | 9,444     | 9,444     | 9,444     |
|                 | (3) そ の 他         |        | 21,218    | 21,218    | 21,218    | 21,218    | 21,218    | 21,218    | 21,218    | 21,218    | 21,218    |
| 収益的収入           | (4) 他 会 計 負 担 金   |        | 2,712     | 2,712     | 2,712     | 2,712     | 2,712     | 2,712     | 2,712     | 2,712     | 2,712     |
|                 | 2. 営 業 外 収 益 (B)  |        | 109,564   | 108,226   | 103,396   | 100,514   | 96,725    | 93,124    | 86,720    | 83,427    | 80,414    |
|                 | (1) 他 会 計 負 担 金   |        | 2,771     | 2,344     | 1,901     | 1,450     | 1,019     | 630       | 177       | 63        | 20        |
|                 | (2) 長 期 前 受 金 戻 入 |        | 104,165   | 101,255   | 98,868    | 96,437    | 93,078    | 89,867    | 83,916    | 80,737    | 77,767    |
| 収益的支出           | (3) そ の 他         |        | 2,627     | 2,627     | 2,627     | 2,627     | 2,627     | 2,627     | 2,627     | 2,627     | 2,627     |
|                 | 収 入 計 (C)         |        | 1,193,611 | 1,173,647 | 1,169,984 | 1,160,501 | 1,153,024 | 1,405,665 | 1,390,124 | 1,382,297 | 1,374,775 |
|                 | 1. 営 業 費 用        |        | 1,105,429 | 1,105,625 | 1,116,838 | 1,121,455 | 1,121,835 | 1,129,057 | 1,120,465 | 1,129,751 | 1,125,373 |
|                 | (1) 職 員 給 与 費     |        | 89,783    | 89,783    | 89,783    | 89,783    | 89,783    | 89,783    | 89,783    | 89,783    | 89,783    |
| 収益的支出           | 基 礎 本 給 費         |        | 41,017    | 41,017    | 41,017    | 41,017    | 41,017    | 41,017    | 41,017    | 41,017    | 41,017    |
|                 | 退 職 給 付 費         |        | 6,027     | 6,027     | 6,027     | 6,027     | 6,027     | 6,027     | 6,027     | 6,027     | 6,027     |
|                 | そ の 他             |        | 42,739    | 42,739    | 42,739    | 42,739    | 42,739    | 42,739    | 42,739    | 42,739    | 42,739    |
|                 | (2) 経 費           |        | 623,562   | 623,562   | 623,562   | 623,562   | 623,562   | 623,562   | 623,562   | 623,562   | 623,562   |
| 収益的支出           | 動 力 費             |        | 66,330    | 66,330    | 66,330    | 66,330    | 66,330    | 66,330    | 66,330    | 66,330    | 66,330    |
|                 | 修 繕 費             |        | 46,243    | 46,243    | 46,243    | 46,243    | 46,243    | 46,243    | 46,243    | 46,243    | 46,243    |
|                 | そ の 他             |        | 510,989   | 510,989   | 510,989   | 510,989   | 510,989   | 510,989   | 510,989   | 510,989   | 510,989   |
|                 | (3) 減 価 償 却 費     |        | 392,084   | 392,280   | 403,493   | 408,110   | 408,491   | 415,713   | 411,658   | 416,406   | 412,029   |
| 支出              | 2. 営 業 外 費 用      |        | 52,544    | 52,662    | 51,398    | 52,505    | 54,280    | 53,045    | 52,735    | 51,779    | 51,071    |
|                 | (1) 支 払 利 息       |        | 50,974    | 51,092    | 49,828    | 50,936    | 52,710    | 51,476    | 51,165    | 50,209    | 49,501    |
|                 | (2) そ の 他         |        | 1,570     | 1,570     | 1,570     | 1,570     | 1,570     | 1,570     | 1,570     | 1,570     | 1,570     |
|                 | 支 出 計 (D)         |        | 1,157,972 | 1,158,287 | 1,168,236 | 1,173,960 | 1,176,115 | 1,182,103 | 1,173,199 | 1,181,530 | 1,176,444 |
| 経 常 損 益         | (C)-(D)           | (E)    | 35,639    | 15,360    | 1,748     | △ 13,459  | △ 23,092  | 223,562   | 212,530   | 200,768   | 198,331   |
| 特 別 損 益         | (F)               |        |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 特 別 損 失         | (G)               |        |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 特 別 損 益 (F)-(G) | (H)               |        |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 当年度純利益(又は純損失)   | (E)+(H)           |        | 35,639    | 15,360    | 1,748     | △ 13,459  | △ 23,092  | 223,562   | 212,530   | 200,768   | 198,331   |

<説明>

一人あたり有収水量の減少により料金収入が減少する一方で、更新投資の実施などにより減価償却費は増加する結果、平成33年度には経常赤字の発生が見込まれるため、平成35年度に平均改定率25.5%の料金水準の見直しが必要となると試算されています。料金水準の見直しにより、収益的収支が黒字化し、必要な資金が確保できる見込みです。

(3) 資本的収支

(千円)

|                   | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成33年度    | 平成34年度    | 平成35年度    | 平成36年度    | 平成37年度    | 平成38年度    | 平成39年度    |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 企業             | 220,401   | 297,848   | 201,422   | 402,953   | 444,584   | 183,362   | 202,953   | 216,728   | 171,117   | 179,076   |
| うち資本費平準化債         |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 2. 他会計補助金         | 657       | 657       | 657       | 657       | 657       | 657       | 657       | 657       | 657       | 657       |
| 3. 他会計負担金         | 11,858    | 12,286    | 12,729    | 12,316    | 11,924    | 9,330     | 6,335     | 4,943     | 2,009     | 1,281     |
| 4. 工事負担金          | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    | 85,459    |
| 5. その他            |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 計                 | 318,376   | 396,250   | 300,268   | 501,385   | 542,625   | 278,808   | 295,404   | 307,788   | 259,243   | 266,473   |
| (A)のうち翌年度へ繰り越さ    |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| れる支出の財源充当額 (B)    |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 純計 (A)-(B) (C)    | 318,376   | 396,250   | 300,268   | 501,385   | 542,625   | 278,808   | 295,404   | 307,788   | 259,243   | 266,473   |
| 1. 建設改良費          | 720,000   | 973,000   | 658,000   | 663,000   | 799,000   | 599,000   | 663,000   | 708,000   | 559,000   | 585,000   |
| うち職員給与費           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 2. 企業償還金          | 147,949   | 161,519   | 169,405   | 177,696   | 183,167   | 169,238   | 178,798   | 187,601   | 195,129   | 215,363   |
| 3. その他            | 623       | 623       | 623       | 623       | 623       | 623       | 623       | 623       | 623       | 623       |
| 計 (D)             | 868,572   | 1,135,142 | 828,028   | 841,319   | 982,790   | 768,861   | 842,421   | 896,224   | 754,752   | 800,987   |
| 資本的収入額が資本的支出額に    | 550,196   | 738,892   | 527,760   | 339,934   | 440,165   | 490,053   | 547,017   | 588,436   | 495,509   | 534,513   |
| 不足する額 (D)-(C) (E) |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 1. 損益勘定留保資金       | 461,593   | 650,289   | 439,157   | 251,331   | 351,562   | 401,449   | 458,413   | 499,833   | 406,906   | 445,910   |
| 2. その他            | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    | 88,603    |
| 計 (F)             | 550,196   | 738,892   | 527,760   | 339,934   | 440,165   | 490,053   | 547,017   | 588,436   | 495,509   | 534,513   |
| 補填財源不足額 (E)-(F)   |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 他会計借入金残高 (G)      |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 企業債残高 (H)         | 3,319,735 | 3,455,064 | 3,488,081 | 3,713,338 | 3,974,756 | 3,988,879 | 4,013,035 | 4,042,162 | 4,018,150 | 3,981,863 |
| 資金残高              | 1,425,036 | 992,529   | 771,141   | 729,421   | 581,576   | 640,931   | 642,361   | 594,197   | 635,125   | 633,205   |

<説明>

栗東市水道事業アセットマネジメントに基づき計画的に更新投資を行うため、毎年度約6～9億円の建設改良費が発生します。この結果、計画期間内の企業債発行額が企業債償還額を上回り、企業債残高は約40億円に増加する見込みです。  
 資金残高は減価償却費を含む経常費用の約6カ月分(※)である約6億円以上が確保される見込みです。  
 (※) 取水から料金回収までの期間が約4～6か月であり、その間の資金確保することを目標として収支計画を策定しています。

## 第6章 経営戦略の事後検証・更新等

### 1 経営戦略の事後検証の必要性

経営戦略の計画期間は平成30年度から平成39年度の10年間ですが、「経営戦略策定ガイドライン」（総務省）では、その推進にあたり毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があるとされています。

### 2 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を住民及び利用者へ公表します。



## 【用語説明】

| 用語         | 説明                                                                                                                                                                                                 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ          |                                                                                                                                                                                                    |
| アセットマネジメント | <p>中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。</p> <p>現在保有している資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実行可能性の確保を図る。</p>                      |
| か          |                                                                                                                                                                                                    |
| 基幹施設       | 地震などの災害において、施設が破損すると、住民生活に重大な影響をもたらす可能性がある施設のことをいいます。本市では、浄水場や配水池などが該当します。                                                                                                                         |
| 企業債        | 地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債（国などから長期で借り入れる借金）のことです。                                                                                                                                        |
| 給水管        | 配水管から分岐して、個々の使用者の使用場所（私有地）に引き込むための水道管で、個人が布設し、維持・管理する給水装置の一部です。                                                                                                                                    |
| 給水装置       | 配水管などから分岐して設けられた給水管、止水栓、量水器（水道メーター）及び給水栓（蛇口）などです。                                                                                                                                                  |
| 給水原価       | <p>有収水量(漏水など除く水道料金収入となった水量) 1 m<sup>3</sup>当たりについて、どれだけ費用がかかったかを表しています。供給原価ともいい、計算は次式で算出します。</p> $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{長期前受金戻入}) \} \div \text{年間総有収水量} (\text{円} / \text{m}^3)$ |
| 給水区域       | 水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水サービスを行うとした区域のことをいいます。                                                                                                                                                |
| 給水人口       | 給水区域（給水できる範囲）内に住んでおり、給水を受けている人口です。給水の範囲外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれていません。                                                                                                                                  |
| 給水収益       | 水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益です。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。                                                                                                                           |
| 供給単価       | <p>有収水量（漏水など除いた、水道料金となった水量） 1 m<sup>3</sup>当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表します。給水単価ともいい、計算は次式で算出します。</p> $\text{給水収益} \div \text{年間総有収水量} (\text{円} / \text{m}^3)$                                          |
| 給水量        | 水道の利用者に給水する水量のことです。                                                                                                                                                                                |
| 緊急遮断弁      | センサーが一定震度を超える地震の揺れを感知すると、配水池の配水弁を自動閉止し、配水管の損傷による水道水の流出を防止し、応急給水用の水道水を確保するための装置です。                                                                                                                  |
| 経営戦略       | 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のことです。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通                                                                                                                   |

|          |                                                                                                                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画となっています。                                                                                                                |
| 減価償却費    | 固定資産（建物・水道管など）の取得価額について、価値の減少を主な原因とし、その耐用期間に合理的かつ計画的に費用として負担させる会計上の処理または手続を減価償却といい、この処理または手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。                                                                         |
| さ        |                                                                                                                                                                                                          |
| 財源試算     | 「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、財源の見通しを試算した結果のことをいいます。                                                                                                                                                     |
| 資本的収支    | 企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入をいいます。                                                                                                                                               |
| 受水       | 水道事業者が、水道用水供給事業から浄化した水（水道水用水）の供給を受けることをいいます。また、水道事業者から供給される水を利用者が水槽に受けることも「受水」といいます。                                                                                                                     |
| 収益的収支    | 一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての会計上の収益とそれに対応する全ての会計上の費用をいいます。                                                                                                                                                     |
| 浄水場      | 浄水処理に必要な設備がある施設のことです。原水の水質により浄水方法は異なります。                                                                                                                                                                 |
| 上水道事業    | 計画給水人口が5,000人を超える水道事業のことをいいます。                                                                                                                                                                           |
| 水源       | 水道として利用する水の供給源のことで、河川以外にもダム湖などを指すことがあります。                                                                                                                                                                |
| 水道ビジョン   | <p>（新水道ビジョン）</p> <p>平成25年3月に厚生労働省が策定したもので、「水道ビジョン」を全面的に見直し、将来を見据え、水道の理想像を明示した新しい水道ビジョンです。</p> <p>（水道ビジョン）</p> <p>平成16年6月に厚生労働省が水道の目指すべき方向性について示したもので、水道のあるべき将来像について、その実現のための施策や工程が明示されています。</p>          |
| 送水管      | 浄水場で浄水処理された「水道水」を、浄水場から配水池、ポンプ施設などの配水施設に送る水道管です。                                                                                                                                                         |
| 損益勘定留保資金 | 減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のことです。                                                                                                                                                  |
| た        |                                                                                                                                                                                                          |
| 耐震化、地震対策 | 地震による影響を最小限にするための対策です。発災前及び発災後の対策に分けることができます。水道では、発災前における対策として、施設の耐震設計や耐震管の採用、システム面では基幹施設の分散や水源間の相互融通を可能とする連絡管の整備、電源の異系統化や複数化、自家発電装置の設置、緊急時対応の無線の整備、また配水池につながる主配水管の破損が引き起こす貯留水流出による二次災害を防ぎ、非常用の飲料水を確保するた |



|             |                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | めの緊急遮断弁の設置などがあげられています。                                                                                          |
| 地下水         | 地表面下にある水をいいます。一般に地下水は、河川水に比べて水量、水質、水温が安定した良質の水源です。                                                              |
| 長期前受金戻入     | 固定資産取得のために交付された補助金などについて、いったん長期前受金として負債計上し、耐用期間内において減価償却費見合い分を収益化したものです。                                        |
| 投資試算        | 「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」の構成要素のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した結果のことをいいます。                                                   |
| は           |                                                                                                                 |
| 配水管         | 配水池やポンプ施設などの配水施設から個々の使用者に給水する水道管のうち、水道事業者が布設し、維持・管理するものをいいます。                                                   |
| 配水池         | 浄水処理された水道水を貯留し、管路網を通して給配水する施設のことをいいます。通常は標高の高い場所に設置し、位置エネルギーにより水道水を自然流下させて、配水圧を確保します。                           |
| P D C Aサイクル | 生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理方法の一種で、計画、実施、検証、見直しを繰り返すことでより良いものを目指すことができます。<br>(plan-do-check-action cycle) |
| 法定耐用年数      | 地方公営企業においては、地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のことです。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動します。                                      |
| ま           |                                                                                                                 |
| 水需要         | 水道水の使用見込量のことです。                                                                                                 |
| や           |                                                                                                                 |
| 有収水量        | 水道メーターにより計量され、料金収入に結び付く水量のことです。                                                                                 |



## 栗東市特別支援教育推進計画（平成30年度～32年度）について

### 1. 趣旨

「特別支援教育」が法律上明確に規定されて以来10年を迎え、滋賀県では平成28年3月、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」が公表されました。

本市では、平成29年3月、「栗東市特別支援教育基本ビジョン」を策定し、栗東市における特別支援教育の推進に向け、園・学校・関係機関が連携・協働するためのものとししました。基本ビジョンを土台とした「栗東市特別支援教育推進計画」は、障がい者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障がい者差別解消法の施行など、障がいのある児童・生徒を取り巻く環境の変化に伴い、特別支援教育の一層の推進を図るというものです。

### 2. 計画の名称 「栗東市特別支援教育推進計画」

### 3. 計画期間 平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間

### 4. 計画の位置付け

「栗東市特別支援教育推進計画」は、「第5次栗東市総合計画（基本計画）」の策定に伴い、平成29年(2017年)には、学校教育に関する「第2期栗東市教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。

- (1) 本市の特別支援教育推進の基本となるものです。
- (2) 本市の最上位計画である「栗東市総合計画」を受け、また他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。
- (3) 教育行政を取り巻く環境や、財政状況の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (4) この中で示す方向や施策について、市民の理解と協力および積極的な参加を求めるものです。また、国・県に対しては、積極的な支援と協力を期待するものです。

### 5. 計画策定の方法

- ・栗東市特別支援教育推進協議会推進計画策定部会（学校教育課、幼児課、子ども発達支援課）4回開催予定
- ・保護者や市民、関係機関からの意見・要望調査
- ・教員からの意見聴取
- ・パブリックコメントの実施

### 6. 基本目標

子どもたちに関わる全ての人や関係機関などが協力し、互いに認め合い共に育つ教育を進めていくことこそが、新しい社会づくりにおいて大変重要であるということを考慮し、特別支援教育に関する様々な施策を実施するとともに、特別支援教育のさらなる充実を図るための基本目標として策定を進めていきます。



# 栗東市特別支援教育推進計画(案)

平成 30 年度～32 年度

平成 3 0 年 3 月

栗東市・栗東市教育委員会

はじめに

特別支援教育が法律上明確に規定されて以来10年を迎え、滋賀県では、平成28年3月、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」が公表されました。

障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障がいのある児童・生徒を取り巻く環境の変化に伴い、特別支援教育の一層の推進を求められています。

本市では、平成29年3月、「栗東市特別支援教育基本ビジョン」を策定し、栗東市における特別支援教育の推進に向け、園・学校・関係機関が連携・協働するためのものとなりました。特別支援教育に関連して、障がい者理解を推進することにより、周囲の人々が、障がいのある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要です。次代を担う子どもに対し、学校園において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながります。その基本的な方向性としては、障がいの有無にかかわらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであると考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感や、「できた」「わかった」という達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要となります。これらのことを進めていくことが、学校園におけるいじめや学力向上の課題解決にもつながることになります。

栗東市特別支援教育推進計画は、一人ひとりの子どもたちの力を、子どもたちに関わる全ての人や関係機関などが協力して引き出し、互いに認め合い共に育つ教育を進めていくことこそが、新しい社会づくりにおいて大変重要であるということを考慮して特別支援教育に関する様々な施策を実施し、特別支援教育のさらなる充実を図ろうとするものです。

栗東市教育委員会は、本計画を着実に推進し、障がいのある幼児・児童・生徒（以下、児童等）の自立と社会参加の実現を目指してまいります。

結びに、本推進計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴し作成にご協力いただきました関係の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、本推進計画の実現に向け、今後のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

※「障害」と「障がい」の表記について

本推進計画において、法や引用文中を除き、「障がい」に統一いたします。

「障害」や「障碍」などの表記もありますが、先に立案されております他の関連計画においても、「障がい」の表記となっておりますので、それに準じます。

# 目次

|     |                                   |        |
|-----|-----------------------------------|--------|
| 第1章 | 栗東市特別支援教育推進計画の策定について              | - 1 -  |
| 1.  | 計画策定の趣旨                           | - 1 -  |
| 2.  | 計画の位置づけ                           | - 1 -  |
| 3.  | 計画の期間                             | - 2 -  |
| 4.  | 計画の構成                             | - 2 -  |
| 5.  | 計画策定の体制                           | - 3 -  |
| 6.  | 国及び滋賀県の動向                         | - 3 -  |
| 第2章 | 栗東市における特別支援教育の現状と課題               | - 5 -  |
| 1.  | 市全体の状況                            | - 5 -  |
| 2.  | 保幼園・学校における取組等の状況                  | - 13 - |
| 3.  | 特別支援教育に関する、保護者や関係団体等からの意見聴取       | - 15 - |
| 4.  | 栗東市内幼稚園、幼稚園、保育園、小学校・中学校教職員からの意見聴取 | - 16 - |
| 5.  | 栗東市における特別支援教育の課題                  | - 20 - |
| 第3章 | 栗東市特別支援教育推進計画の基本理念                | - 21 - |
| 1.  | 基本理念                              | - 21 - |
| 2.  | 基本指針                              | - 22 - |
| 第4章 | 栗東市特別支援教育推進計画における施策と具体的な取組        | - 23 - |
| 1.  | 基本施策1 円滑な接続の仕組みづくり                | - 23 - |
| 2.  | 基本施策2 園・学校と関係機関等との連携・協働           | - 24 - |
| 3.  | 基本施策3 園・学校の支援力向上の推進               | - 26 - |
| 第5章 | 各校園で取り組むこと                        | - 28 - |
| 1.  | 教育的ニーズの把握                         | - 28 - |
| 2.  | 保護者・本人のニーズの把握                     | - 28 - |
| 3.  | 個別の教育支援計画の効果的な活用                  | - 28 - |
| 4.  | 校園内委員会の効果的な運用                     | - 28 - |
| 5.  | 高等学校との連携                          | - 28 - |
| 第6章 | 栗東市・関係機関に協力を願うこと                  | - 30 - |
| 1.  | 共生社会に向けての充実                       | - 30 - |
| 2.  | 個別の教育支援計画の作成推進                    | - 30 - |
| 3.  | 健康診査及び健康診断を活用した実態把握の充実            | - 30 - |
| 4.  | 就学前支援機関との連携                       | - 31 - |
| 5.  | 障がいにかかる相談等を専門的に行うことのできる機関の連携強化    | - 31 - |
| 6.  | 家庭に対する支援の充実                       | - 31 - |
| 7.  | 地域や市民への周知                         | - 31 - |
| 参考  |                                   | - 32 - |
| 1.  | 栗東市特別支援教育推進協議会設置要綱                | - 32 - |

## 第1章 栗東市特別支援教育推進計画の策定について

### 1. 計画策定の趣旨

本市では平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、小・中学校の状況、国や滋賀県の動向等を踏まえ、特別支援教育にかかわる事業を推進してきました。平成25年には、同年を初年度とする「栗東市第5次栗東市総合計画（前期基本計画）」の策定、平成29年からは、学校教育に関する「第2期栗東市教育振興基本計画」が策定され、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

この間、国では、国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法整備の一環として、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、さまざまな周知活動や制度の制定が行われてきました。

滋賀県においても、障がいのある児童・生徒数は今後も増加していくとの推計に基づき、相応の期間をかけた適切な対応が必要であるとの見込みから、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」をもとに、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」が平成28年3月に策定され、多様な教育体制の整備や指導内容・方法の充実、推進体制の充実に取り組んでいます。

栗東市での年齢別人口を詳細に紐解くと、平成29年4月1日現在で「0～18歳」の人口は15,258人（市人口の22.4%）であり、さらに、その親世代にあたる「20～60歳」の人口は37,371人（市人口の54.8%）となり、併せて52,629人（市人口の77.1%）となります。栗東市は、18歳までの子どもとその親（子育て世帯）が人口の約8割を占める人口構成となっています。

栗東市教育委員会では、子ども発達支援課や保育園・幼稚園・幼児園、小・中学校との関係性を密にしながら早期連携・早期支援に取り組むとともに、特別支援教育の一層の充実を図っています。さらに、平成27年度より、文部科学省委託事業として、「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業～幼児期から青年期を貫く子育て・教育支援モデルの構築～」を進めてきました。この事業において、校園職員のスキルアップ研修や高校期支援の開発のための調査研究、個別の教育支援計画の引継体制の確立が進みました。また、平成28年度には、「栗東市特別支援教育基本ビジョン」を策定しました。

本計画では、これらの背景や基本理念、基本指針を継承しつつ、本市の特長である、切れ目ない相談・支援体制の強化を目指し、取組の方向や目標を定めました。

### 2. 計画の位置づけ

「栗東市特別支援教育推進計画」は、「第5次栗東市総合計画」の策定に伴い、平成29年には、学校教育に関する「第2期栗東市教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。

- (1) 本市の特別支援教育推進の基本となるものです。
- (2) 本市の最上位計画である「栗東市総合計画」を受け、また他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。
- (3) 教育行政を取り巻く環境や、財政状況の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (4) この中で示す方向や施策について、市民の理解と協力および積極的な参加を求めるものです。また、国・県に対しては、積極的な支援と協力を期待するものです。



### 3. 計画の期間

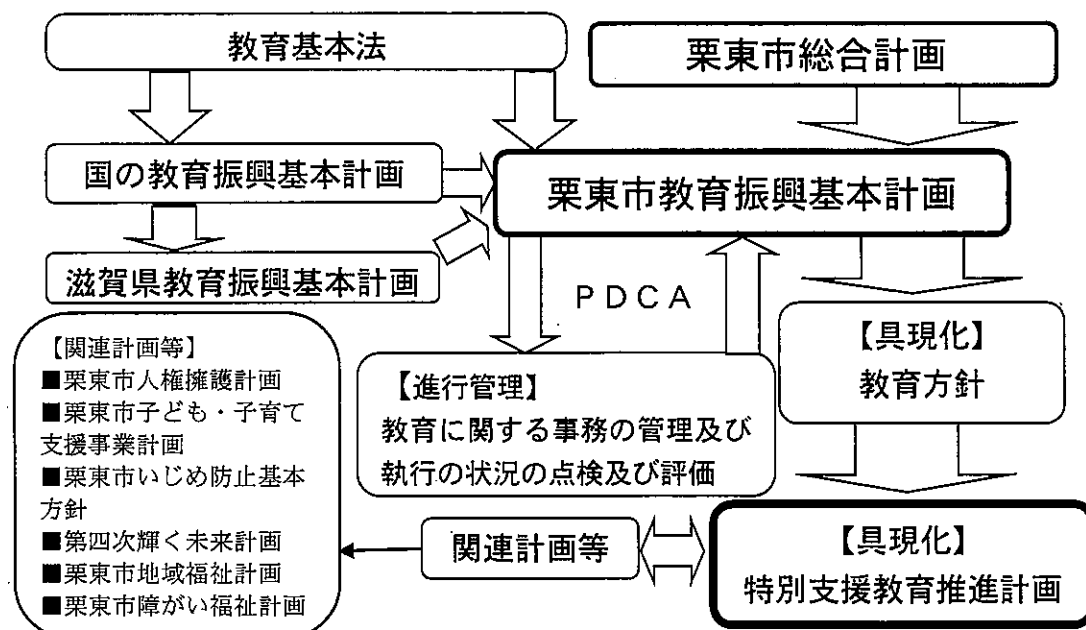
「第2期栗東市教育振興基本計画」は、平成31年度までとなっており、県の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」では、平成33年から平成37年度までは、全県的に拡大をさせる計画となっています。両計画との整合を図るため、本市特別支援教育推進計画は、「平成30年度から平成32年度(3年間)」とします。

続く第2期計画は「平成32年度から平成37年度」の6年間(予定)とし、引き続き国・県との整合を図る予定です。なお、国や滋賀県、社会情勢の変化などにより、特別支援教育に関わる法改正や事業等の見直し等があった場合は、必要な計画の見直しを行います。

| 年度          | H 25                                | H 26 | H 27 | H 28 | H 29                     | H 30                      | H 31                      | H 32 | H 33                           | H 34 | H 35 | H 36 | H 37 |
|-------------|-------------------------------------|------|------|------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|------|--------------------------------|------|------|------|------|
| 国           | 第 2 期教育振興基本計画                       |      |      |      |                          | (予定) 第 3 期<br>教育振興基本計画    |                           |      |                                |      |      |      |      |
| 滋<br>賀<br>県 | 第 2 期滋賀県<br>教育振興基本計画                |      |      |      |                          | (予定) 第 3 期滋賀県教育振<br>興基本計画 |                           |      |                                |      |      |      |      |
|             | 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン<br>(実施プラン) H28～H37 |      |      |      |                          |                           |                           |      |                                |      |      |      |      |
| 栗<br>東<br>市 | 第五次栗東市総合計画<br>(前期・後期)               |      |      |      |                          | (予定) 第六次栗東市総合計画           |                           |      |                                |      |      |      |      |
|             | 第 1 期栗東市<br>教育振興基本計画                |      |      |      | 第 2 期<br>栗東市教育<br>振興基本計画 |                           | (予定) 第 3 期栗東市<br>教育振興基本計画 |      |                                |      |      |      |      |
|             |                                     |      |      |      | 基 本<br>ビ ジ<br>ョ ン        | 栗東市<br>特別支援教育<br>推進計画     |                           |      | (予定)<br>第 2 期栗東市特別支援教育<br>推進計画 |      |      |      |      |

### 4. 計画の構成

本計画は、「栗東市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画とも整合を図り策定するものです。



## 5. 計画策定の体制

### (1) 栗東市特別支援教育推進協議会推進計画策定部会

平成29年6月、本計画を策定するための検討部会を設置しました。委員は、学識経験者、庁内の関係部署より、特に業務上の関連が深い、学校教育課、幼児課、子ども発達支援課の3課を中心に、計4回にわたる検討を行いました。

### (2) 保護者や市民、関係機関からの意見・要望

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する保護者や、関係機関の代表からの意見等を計画策定の参考にしました。

### (3) 教職員からの意見聴取

市内保育園・幼稚園・幼児園、小・中学校で特別な支援や配慮を必要とする児童等の指導等に当たっている教職員から意見を聴き、計画策定の参考にしました。

### (4) 市民からの意見募集

市民からの意見について、平成30年1月15日から平成30年2月9日までの間で募集を行いました。

## 6. 国及び滋賀県の動向

### (1) 国の動向

#### ○発達障害者支援法

平成17年4月に施行されたこの法律は、発達障がい者の定義と、発達障がいへの理解や支援を促進すること、医療・福祉・教育など支援する部局の連携などについて定めています。

平成28年5月、約10年ぶりに法改正され、周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、個々の特性に応じて学校で個別計画を作成すること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すことなどが盛り込まれました。

#### ○障害者基本法

平成16年6月に障害者基本法が改正され、第14条では「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と規定されました。

そして、平成23年8月に施行された第16条（教育）の規定では、障がい者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がい者である児童及び生徒が障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が示されています。

#### ○障害者の権利に関する条約

平成18年12月の国連総会において採択され、日本は翌平成19年9月に署名しています。その後は批准に向けた国内法制度の整備の一環として、平成23年8月に障害者基本法の改正、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。同年12月には、条約に締結することを国会が承認し、平成26年2月から効力が生じました。

## ○学校教育法の改正

平成19年4月の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換が図られました。その後、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定する仕組みの改正や、障がいの状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。

## ○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)

平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されました。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

## ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定と施行

平成28年4月に施行されたこの法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。

## ○発達障がい者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

平成29年1月20日に総務省より出された勧告では、発達障がい児の早期発見、発達障がい児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進、発達障がい児に関する情報の共有・引継ぎの推進が示されています。この勧告を受け、文部科学省、厚生労働省も適切な対応を求めています。

## (2) 滋賀県の動向

### ○「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」

平成27年3月、滋賀県教育委員会では、県における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」を策定し、滋賀県の特別支援教育の今後の方向性として、インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導を通じた社会的・職業的自立の実現を示しています。

### ○「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」

平成28年3月、滋賀県教育委員会では、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」の中の7つの観点に基づき、障がいのある子どもと、障がいのない子どもが共に育つこと、のできる教育とその指導の充実をめざし策定されました。

## 第2章 栗東市における特別支援教育の現状と課題

### 1. 市全体の状況

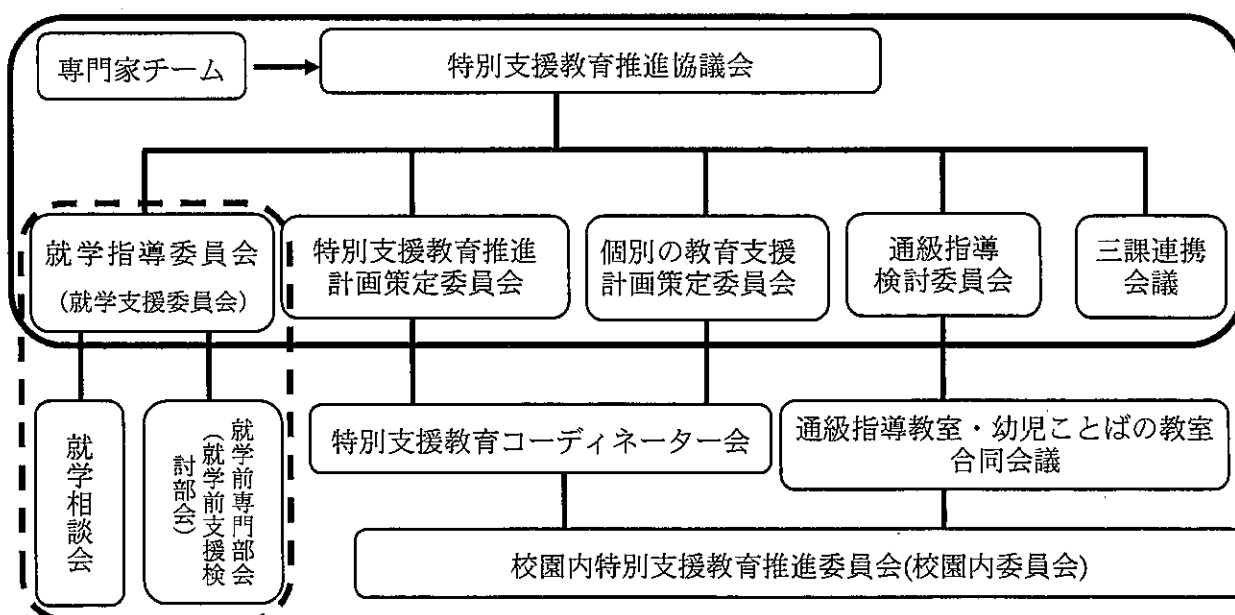
栗東市には、平成29年4月時点で、公立幼稚園が4園、公立保育園が3園、公立幼児園が5園、法人立保育園が6園、小規模認可保育園が1園、市立小学校が9校、市立中学校が3校あります。他にも市内には、県立高等学校が2校、県立聾話学校1校があります。

就学前では、特別な支援を要する園児に加配保育士、加配教員を配置し、保育・教育への支援を行っています。小中学校では、特別支援学級の設置や市独自の特別支援教育支援員を各校に配置しています。

#### (1) 栗東市における特別支援教育の推進体制について

栗東市特別支援教育推進協議会は、平成20年4月に設置され、設置要綱の第1条「栗東市に在住し、幼稚園・保育園・幼稚園・小中学校に通園（学）する聴覚及び言語機能の何らかの障がいのあるものを主として、発達障がいのある児童等に対しても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実のため栗東市特別支援教育推進協議会を設置する」とあります。

その後、平成22年4月に栗東市発達支援室（現子ども発達支援課）が新設され、同時に「幼児ことばの教室」の主管が学校教育課から移管されました。このことにより、それまでの協議会での一定の目的が達成できたという判断から、平成22年度「第1回栗東市教育委員会定例会」において教育委員会としての設置要綱が廃止された経緯があります。しかしながら、ここ数年来の社会状況や学校課題を踏まえて、栗東市の特別支援教育の充実に向けて関係者が集い協議検討する場として本協議会の開催を望む声が強くなり、平成26年度に開催する運びとなり、市の特別支援教育を推進していくための主体としての働きを担っていくことを確認し、平成27年度より受託した文部科学省国庫補助金事業「首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業」の推進主体（協議体）に位置づけ、再設置されました。本協議会には、主管となる教育委員会や市内の保育園・幼稚園・幼稚園（法人立を含む）、小・中学校の代表者、市長部局が管轄する幼児課・子ども発達支援課などが含まれ、高等学校や特別支援学校の担当者にも委員を委嘱しています。



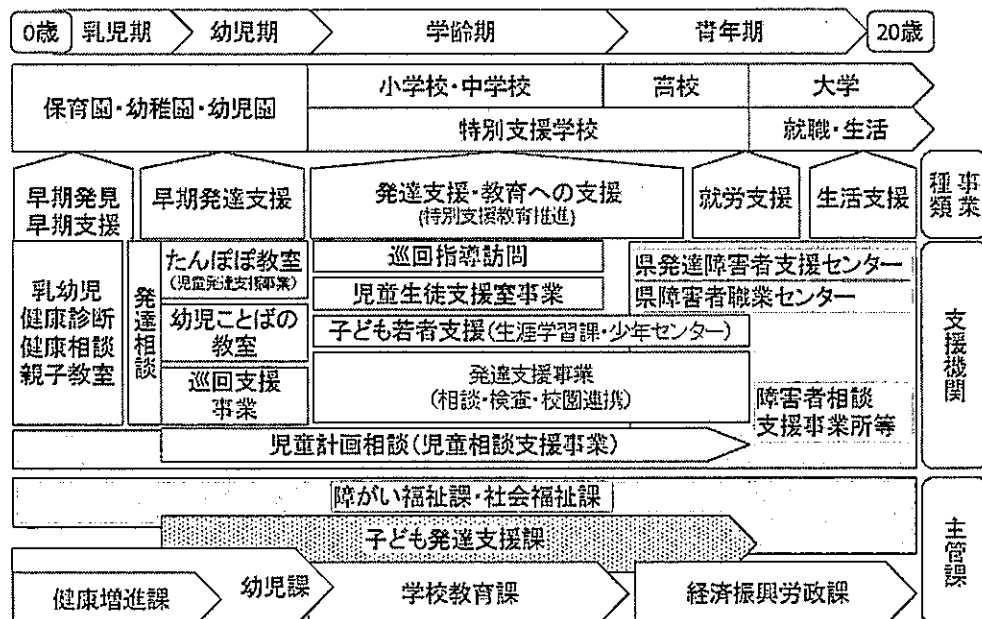
| 会議名                     | 主な内容                                                   |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|
| 特別支援教育推進協議会             | 本市の特別支援教育の振興や通級指導教室の通級、就学、指導、関係機関との連携など、特別支援教育全般に関すること |
| 就学指導委員会<br>(就学支援委員会)    | 就学就園や教育相談、その他特別支援教育の振興に関すること(平成30年度より就学支援委員会に改称)       |
| 就学相談会                   | 校園や保護者と専門家が就学についての個別相談に関すること                           |
| 就学前専門部会<br>(就学前支援検討部会)  | 保幼園における支援の充実に関すること(平成30年度より就学前支援検討部会に改称)               |
| 特別支援教育推進計画<br>策定委員会     | 本推進計画の策定並びに、進捗確認に関すること                                 |
| 個別の教育支援計画<br>策定委員会      | 個別の教育支援計画の取扱い等についての検討に関すること                            |
| 通級指導検討委員会               | 通級指導教室(ことばとまなびの教室)への通級に関すること                           |
| 通級指導教室・幼児こ<br>とばの教室合同会議 | 通級指導教室と幼児ことばの教室等の連携に関すること                              |
| 三課連携会議                  | 特別支援教育に関して、学校教育課、幼児課、子ども発達支援課の3課で検討すべき内容に関すること         |
| 校園内特別支援教育<br>推進委員会      | 各校園における特別支援教育の推進に関すること                                 |
| 特別支援教育<br>コーディネーター会     | 各校園の特別支援教育コーディネーター間での情報交換や研修に関すること                     |

## (2) 本市の発達支援と特別支援教育をめぐる現状

### ア 栗東市発達支援システム

栗東市では、平成22年4月に設置した栗東市発達支援室(現子ども発達支援課)を中心に、幼少期から高校期までの一貫した支援を目指した体制作りに取り組んでいます。現在では、幼児期、就学前、学齢期までの支援システムの構築はできているものの、成人期に至るまでのシステムの完成には至っていません。また、障がい種別も段階的に拡張する予定でしたが、同様の理由により、設置当初の「発達障がい」から拡張できていません。

しかし、発達障がいに限っては、各年代(3%~10%)の対象児童を網羅し、校園と共に発達支援室や各関係部署が協働して支援を行っています。



## イ 特別支援教育にかかる課題

こうした状況の中、本市各校園で行われる特別支援教育においては、保護者だけでなく、校園も以下のような課題を抱えています。

- (ア) 校園での生活に適應できるか、十分な支援が得られるのかという保護者の不安感
- (イ) 就・進学時期の異なる組織への引継のため、情報の欠落、支援の一時低迷による不適応の心配
- (ウ) 園・学校は、保育・教育的支援以外が不十分なことについての困り感
- (エ) 高等学校進学時以降、状況追跡が困難になり、支援状況がつかめない時期
- (オ) 高等学校卒業から社会的自立に至るまでの主となる支援機関へのつなぎ

特別支援教育においては、その基となる保育士、教職員のスキルアップに向けた取組は、残念ながら、特別支援教育がスタートした平成19年をピークに下降気味となっていました。

また、高等学校への移行支援体制の検討が始まっているものの、進められてきた支援が就労期を前に断絶するという状況もあります。さらには、「個別の教育支援計画」の作成や引継においても、園・学校、私立学校・県立学校という、異なる組織の間の中で円滑に行えないという課題を抱えています。

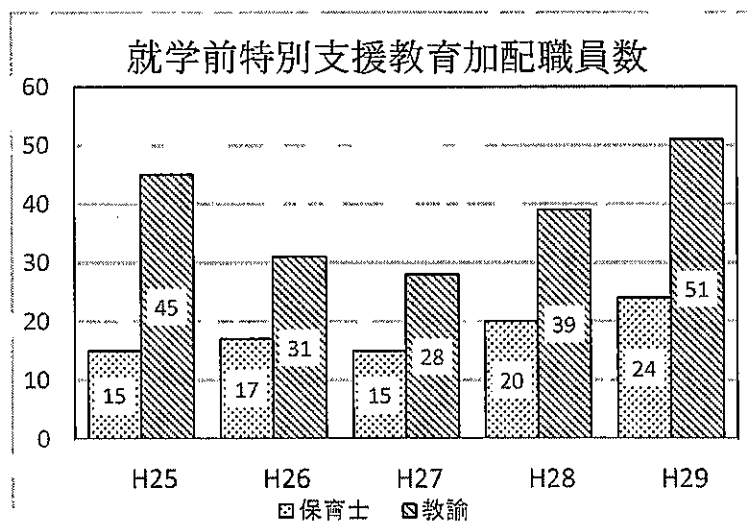
## ウ 発達支援と特別支援の協働

本市教育委員会の調べでは、学齢期における通常学級における支援を要する児童生徒の割合は、10%以上となり、全国平均値（約6.5%）と比べて、非常に高く、またそうした児童生徒への適切な対応が十分にできていない実情があります。

しかし、上記のような課題解決のため、平成27・28年度に、文部科学省指定事業として、「首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業～幼児期から青年期を貫く子育て・教育支援モデルの構築～」を地域課題として事業(研究)を推進してきました。その成果として、特別支援教育の充実に向けた取組を活性化させる大きなインパクトを与え、高校生期の支援に向けた調査研究と幼児期における個別の教育支援計画の普及に乗り出すという、多面的縦断的な取組を進め、関係者の協力を得られました。

## (3) 就学前における特別支援教育加配保育士・教員数

就学前教育における特別支援教育を支援するために、幼児課として、特別支援教育加配職員を配置しています。園での早期発見・早期対応の取組を支えるための重要な対応です。早期発見に伴い、加配職員数の増加とその充足が課題となります。



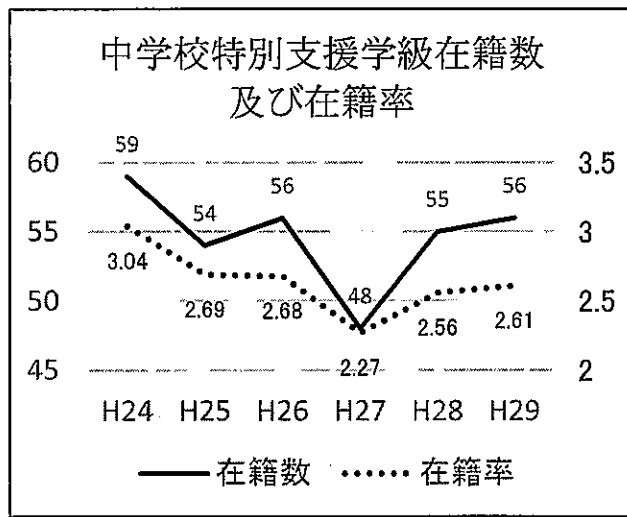
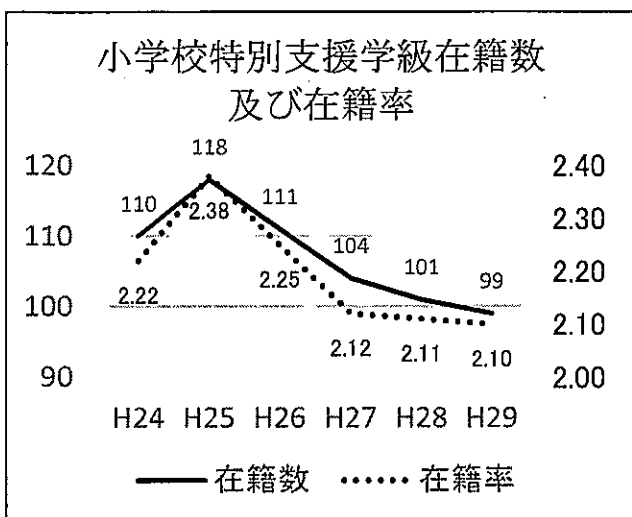
#### (4) 特別支援学級に在籍する児童・生徒数

市内小中学校における特別支援学級は、県教育委員会が設置しています。知的障がい学級は、平成29年度は、すべての小中学校に設置されています。学校によって、設置されている特別支援学級の種別の違いはあります。

##### ア 特別支援学級の在籍数及び在籍率

特別支援学級に在籍する児童生徒数及び、在籍率は以下の通りとなっています。

小学校での在籍数には減少傾向が見られますが、中学校での在籍数は増加の傾向が見られます。小学校での在籍率は、2.2%前後で推移し、中学校では、2.6%前後で推移しています。

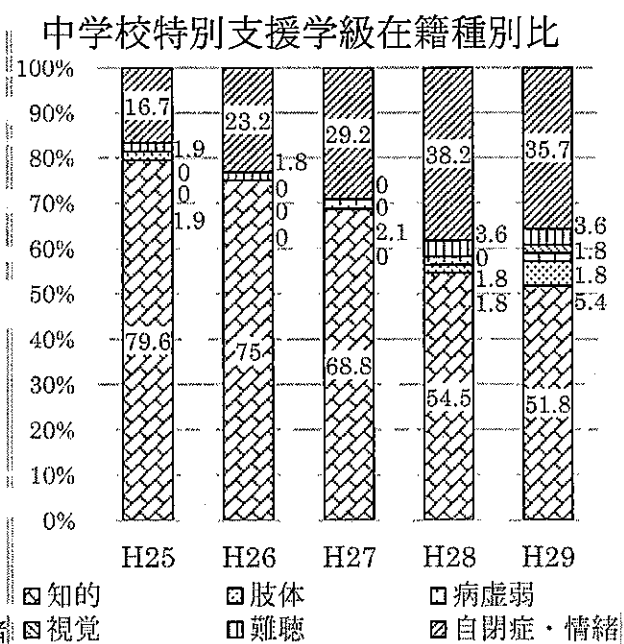
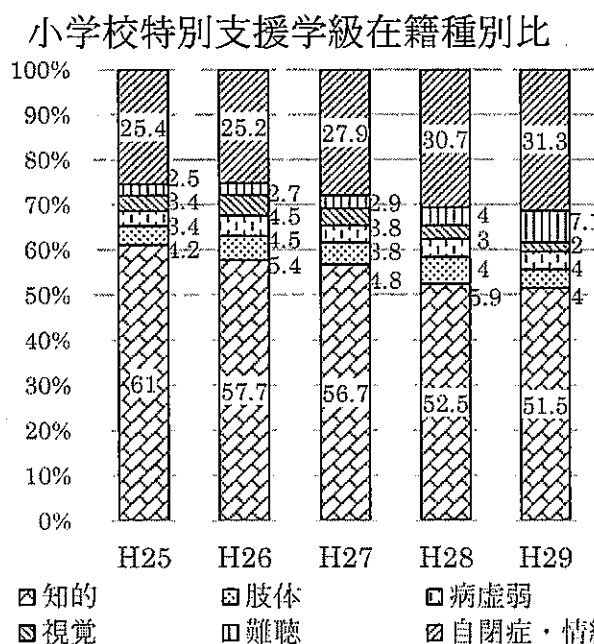


##### イ 特別支援学級での所属種別比

特別支援学級には、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの6つの種別があります。

知的障がい学級は市内全小学校9校、中学校3校にあります。小学校・中学校ともに、知的障がい学級在籍数は減少傾向となっています。

自閉症・情緒障がい学級は知的障がい学級と同じく平成29年度は、市内全小中学校にあり



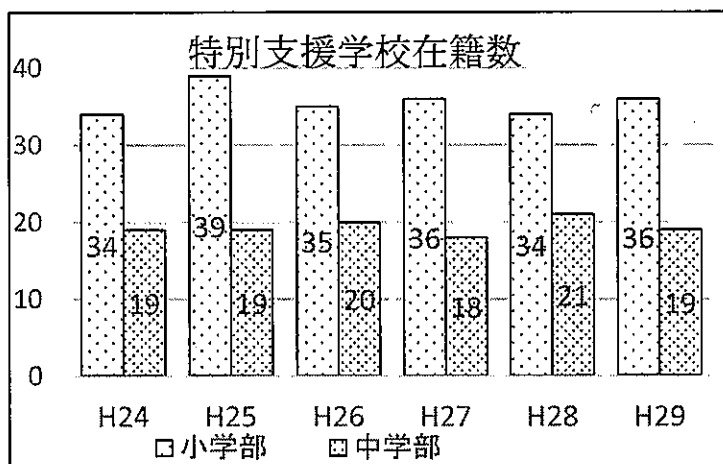
ます。中学校の自閉症・情緒障がい学級在籍児は増加傾向となっており、平成29年度は平成24年度の2倍となっています。

肢体不自由学級は、平成29年度は小学校4校、中学校2校に、難聴学級は、小学校2校、中学校2校に、弱視学級は、小中学校それぞれに1校ずつあります。肢体不自由学級は、増加傾向にあります。

#### (5) 特別支援学校の在籍児童・生徒数

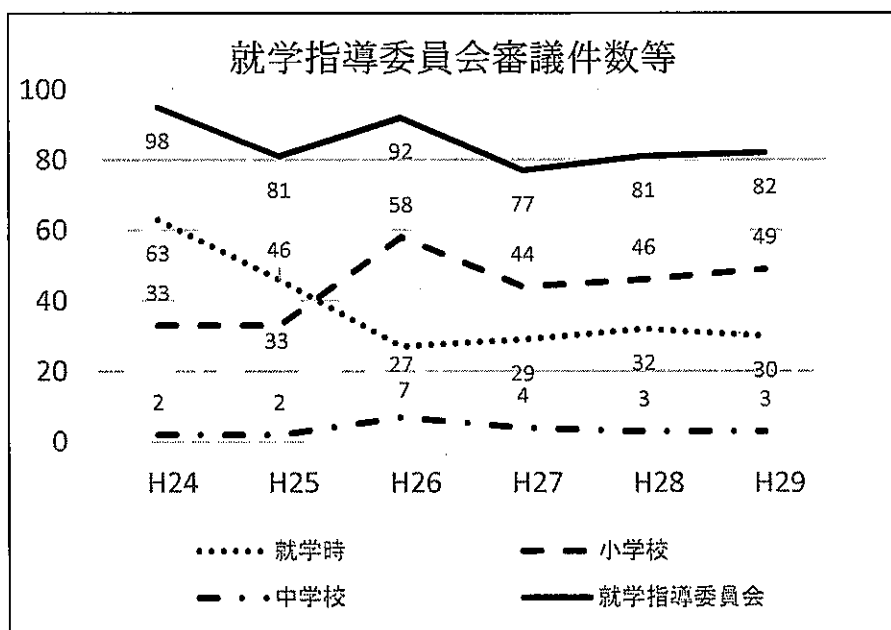
県内の特別支援学校に在籍している児童生徒数は、小学部では、35名前後、中学部では、20名前後で推移しています。

主たる在籍校は野洲養護学校で、平成29年度は9割が在籍しています。



#### (6) 就学指導委員会の審議件数

就学指導委員会は、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学並びに特別支援教育の充実を図るために設置され、就学就園や教育相談、特別支援教育の振興に関することを主な業務としています。就学指導委員会での審議件数は、右図のようになっています。



#### (7) 個別の教育支援計画

平成22年度子ども発達支援室発足とともに、個別の教育支援計画を作成しました。小学校や中学校においては、個別の教育支援計画の必要性を理解し、児童・生徒の実態を捉え、それぞれに応じた支援の方向性が見出せるよう、作成をすすめていました。しかし、就学前における個別の教育支援計画については作成実現につながらない課題があり、平成28年度までは個別の指導計画の充実を図っていました。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成は、特別な支援を必要としている児童等についての状況把握や支援の在り方を探り、支援をつないでいくものと考えています。その重要性を



再認識するために、平成27年度に個別の教育支援計画の引継体制の確立に向けての個別の教育支援計画検討会議を立ち上げ、就学前からつなげる個別の教育支援計画の内容等の整理・策定をすすめてきました。

個別の教育支援計画・個別の指導計画は、子ども及び保護者との支援懇談を経て、連携して作成するものです。そのため、保護者の理解が得られないと計画を書面にし、共有するということは難しくなります。また、教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、「家庭や医療・保健・福祉・労働等」の関係機関との十分な連携の上で、個別の教育支援計画を作成・活用することが必要であると考え、各校園での積極的な取組を推進していきます。

【平成29年度 個別の教育支援計画】

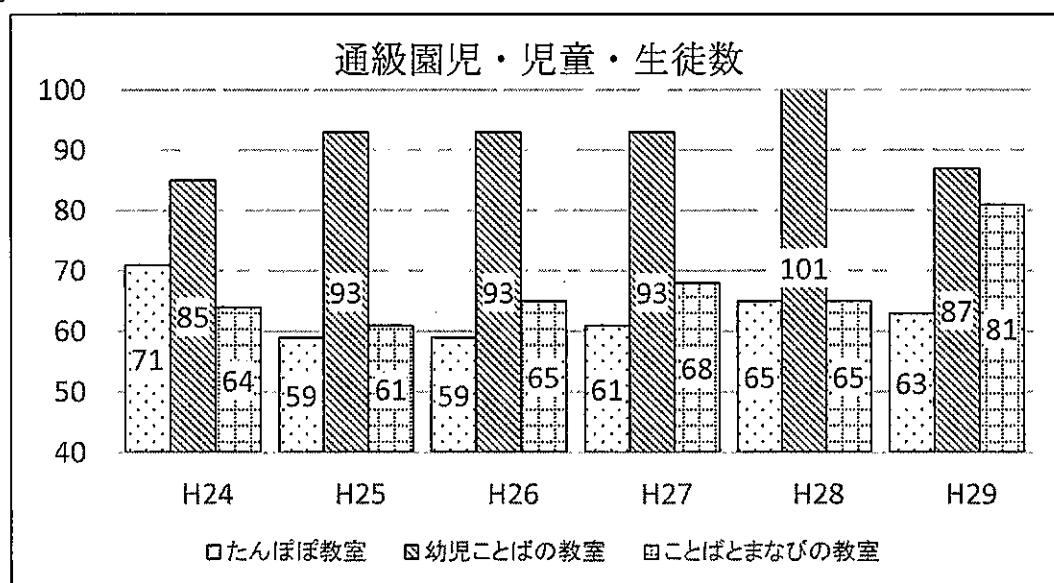
|                         | 就学前 | 小学校 | 中学校 | 合 計 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 特別な支援を必要とする園児           | 190 |     |     | 190 |
| 通常学級在籍で特別な支援を必要とする児童・生徒 |     | 267 | 100 | 367 |

## （８）通級指導教室通室園児・児童・生徒数

本市では、子ども発達支援課が主管する児童発達支援事業所のたんぼぼ教室において、療育を中心に行っています。また、幼児ことばの教室では、幼稚園等に通園している4・5歳児の園児が並行通園し、ことばとコミュニケーションを中心とした支援を行っています。

学齢期では、市内3小学校に、通級指導教室（ことばとまなびの教室）が設置され、通常学級に在籍しながら、通級指導教室で支援を受けている児童生徒もいます。なお、平成29年度からは、中学校にも通級指導教室が開設され、新たに中学校での支援の充実が図られています。

今後充実した支援のためには、指導員の増員や教室の増設を視野に入れていく必要があります。

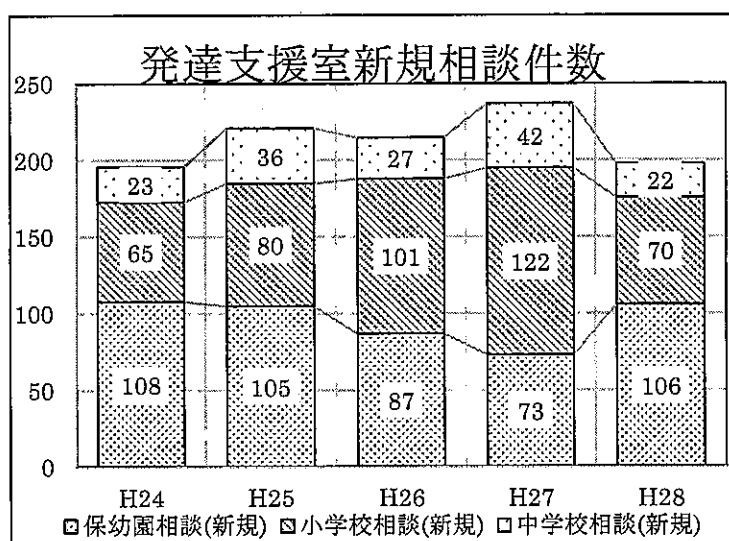


## (9) 発達相談の利用状況

### ア 新規相談受付件数

発達支援室において、保護者からの直接相談、校園を通じての相談ケースを含めると、年間約200人の子どもについて、新規ケースとして相談を受け付けています。

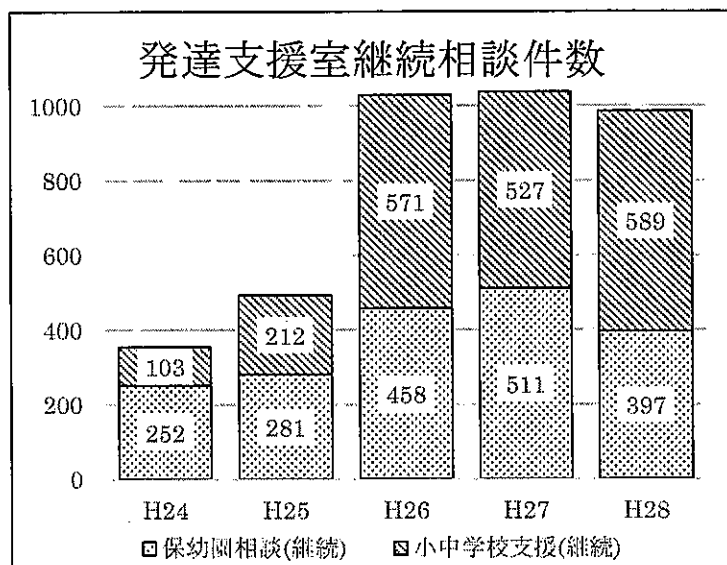
年齢が上がるにつれて新規相談件数が減っていることは、早期発見・早期対処が進められていると考えられます。



### イ 継続相談回数

継続的な発達相談としては、定期的な相談として、本人・保護者との相談や発達検査を行っています。また、不定期に新たな困り感が出た時などに相談再開となるケースとがあります。

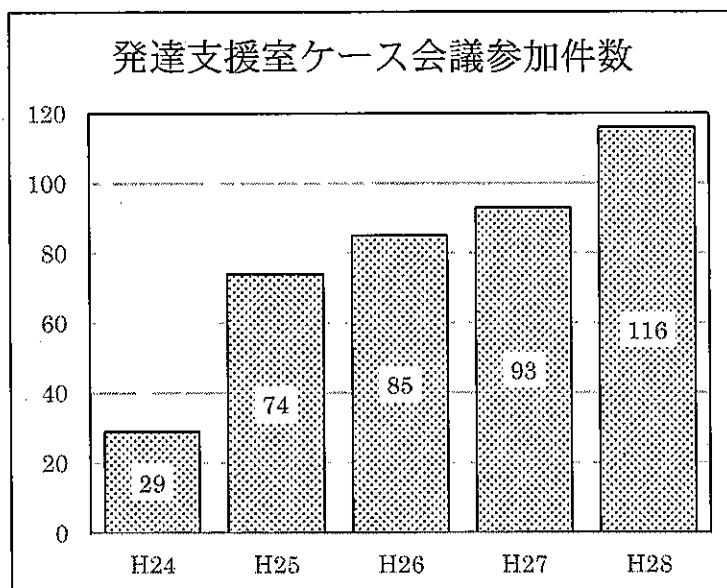
継続相談は年間のべ1000回程度の数になっています。



### ウ ケース会議参加件数

発達支援室が関わる児童等について各校園で行われる個別ケース会議において、適切な支援方策等について、学校園に助言を行うことが多くなっています。

参加件数は年々増加しており、子どもたちへの支援を充実させるためには、学校園だけでなく、関係機関とも協働できる仕組みとなっています。



## (10) 巡回相談・要請訪問の活用回数

学校園の特別支援教育を支える取組として、幼児課や学校教育課では、定期的な巡回訪問を各校園に年間1～2回行い、園内委員会や特別支援教育コーディネーターとの連携を図っています。また、小中学校には、特別支援学級訪問も実施され、特別支援学級での支援についての助言等を行っています。

発達支援室では、保育園に対しては、要請訪問という形で、発達相談や検査等を実施しています。小中学校に対しては、発達相談や検査、発達支援アドバイザーによる教職員への助言等を行っています。

| 発達支援室による校園訪問回数(回) |     |     |     |     |     |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                   | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 要請訪問(園)           | 83  | 79  | 137 | 169 | 148 |
| 学校訪問(小中)          | 103 | 212 | 51  | 68  | 45  |

## (11) 特別な支援を要する中学校3年生の進路動向

平成27年度首長部局等との協働による新たな学校モデル事業調査より、通常学級に在籍する特別な支援を要する生徒と特別支援学級在籍生徒の進学状況は次表のとおりとなっています。

| 表. 進学先の校種および進学者数 (%) |             |           |           |             |
|----------------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 校 種                  |             |           | 通常学級人数(%) | 特別支援学級人数(%) |
| 種別                   | 課 程         | 学 科       |           |             |
| 県立                   | 全日制         | 普通科       | 82 (40.6) | 4 (6.6)     |
|                      |             | 専門学科・総合学科 | 32 (15.8) | 5 (8.2)     |
|                      | 定時制         | 普通科       | 7 (3.5)   | 1 (1.6)     |
|                      |             | 専門学科・総合学科 | 6 (3.0)   | 3 (4.9)     |
|                      | 通信制         | 普通科       | 0 (0.0)   | 2 (3.3)     |
| 私立<br>(県内外)          | 全日制         | 普通科       | 23 (11.4) | 2 (3.3)     |
|                      |             | 専門学科・総合学科 | 16 (7.9)  | 5 (8.2)     |
|                      | 定時制         | 普通科       | 6 (3.0)   | 0 (0.0)     |
|                      |             | 専門学科・総合学科 | 2 (0.9)   | 0 (0.0)     |
|                      | 通信制・<br>単位制 | 普通科       | 12 (6.0)  | 2 (3.2)     |
|                      |             | 専門学科・総合学科 | 0 (0.0)   | 1 (1.6)     |
| 県立養護学校高等部・高等養護学校     |             |           | 0 (0.0)   | 30 (49.2)   |
| 県立入所施設               |             |           | 0 (0.0)   | 6 (9.8)     |
| 家事手伝い・就職             |             |           | 5 (2.5)   | 0 (0.0)     |
| その他(転出 等)            |             |           | 7 (3.5)   | 0 (0.0)     |
| 合 計                  |             |           | 202(100)  | 61 (100)    |

注: 本データは、平成27年度首長部局等との協働による新たな学校モデル事業調査によるもので、調査の実施は平成24～26年度実績による。

## 2. 保幼園・学校における取組等の状況

### (1) 園・校内委員会

各校園では、早期発見・早期支援のために、特別支援教育を推進する園・校内委員会が設置されています。校園長をはじめ、特別支援教育コーディネーターや担任など直接子どもと関わる立場からの状況を踏まえ、アセスメントを進め、今後の支援の方向性を決めていきます。また、幼児課や学校教育課とともに専門家の訪問日を設定し、各校園に対して、より具体的な支援のための助言をしています。

幼児課・学校教育課の訪問は年に1～3回設定され、各校園内での特別支援教育に関わる校園内委員会は、月に1～2回が設定されています。

### (2) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、就学前（保育園9園、幼稚園4園、幼児園5園）、小学校9校、中学校3校の全30校園で指名されています。就学前では各園1～2名、小中学校では2名ずつ指名されています。

また、就学前と小中学校とで、特別支援教育コーディネーター会議を年間10回開催しています。

この会議では、特別支援教育巡回相談員や発達支援アドバイザーの指導助言を受けるとともに、特別支援教育について、子ども発達支援課員（幼児ことばの教室指導員、たんぽぽ教室指導員等）や通級指導担当者も参画して特別支援教育の在り方等が学べる会議としています。

年間計画につきましては、次のとおりです。

【平成29年度年間計画】

| 月 日   | 就学前                                 | 小中学校                     |
|-------|-------------------------------------|--------------------------|
| 4/25  | 特別支援教育コーディネーターの役割について・小中学校との合同会議    |                          |
|       | 特別支援教育の取組み及び年間計画について                | 中学校区ごとの情報交換              |
| 5/23  | 特別支援学級と通常級等のシステムについて<br>園内委員会等の情報交換 | 情報交換 各校の支援状況について         |
| 6/27  | 就学指導委員会専門部会様式の記入実践について①             | 個別の教育支援計画・指導計画について<br>研修 |
| 7/25  | 就学指導委員会専門部会様式の記入実践について②             | 情報交換 各校の支援状況について         |
| 9/26  | ワークショップ<br>(擬似体験・発達の多様性を知ろう等)       | 情報交換<br>各校の支援状況について      |
| 10/24 | 就学前・小中学校合同研修会                       |                          |
|       | 事例検討等のグループ協議                        | 情報交換 各校の支援状況について         |
| 11/28 | 事例研修会・情報交換等                         | 情報交換 各校の支援状況について         |
| 1/23  | 事例研修会・情報交換等                         | 研修                       |
| 2/20  | 今年度のまとめ                             | 中学校区別引継ぎ                 |
| 3/1   | 小学校への引継会議<br>中学校3校連絡会議              |                          |

### (3) 特別支援教育に関わる研修会の実施状況

特別支援教育に関わる研修会は、主に学校園で実施されているものと、教育研究所で実施されているものがあります。教育研究所で実施されている内容は、過去3年間で下表のようになります。

|             | 就学前教育研修（特別支援教育）講座                                                                   | 小中学校教育研修（特別支援教育）講座                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成二十七年<br>度 | 「就学前で大切にしたいこと」<br>講師：栗東市特別支援教育<br>スーパーバイザー<br>北脇 三知也                                | I 「子どもの発達特性に基づく<br>学習支援のあり方」<br>講師：特別支援教育士スーパーバイザー<br>福井 芳彦                                                                |
|             |                                                                                     | II 「通常学級における特別支援教育の推進」<br>～授業・学級づくりの実践を通して～<br>講師：栗東市特別支援教育<br>スーパーバイザー 北脇 三知也                                             |
|             |                                                                                     | III 「通常学級における特別支援教育の推進」<br>～授業・学級づくりの実践を通して～<br>講師：栗東市特別支援教育<br>スーパーバイザー 北脇 三知也                                            |
| 平成二十八<br>年度 | 「クラスの中の気になる子への<br>かかわり方」<br>講師：大阪医科大学LDセンター<br>言語聴覚士<br>中島 順子                       | I 「学校現場と響きあい高めあい」<br>～栗東市における巡回相談のあゆみから～<br>講師：栗東市特別支援教育<br>スーパーバイザー 北脇 三知也                                                |
|             |                                                                                     | II 「子どもが教えてくれたこと」<br>～自閉スペクトラム症の子どもたちを中心～<br>講師：野洲市教育委員会学校教育課<br>参事 細谷 亜紀子                                                 |
|             |                                                                                     | III 「通常学級における特別支援教育」<br>～ユニバーサルデザインの環境づくり・<br>授業づくり～<br>講師：東京都日野市発達・支援センター長<br>宮崎 芳子                                       |
| 平成二十九<br>年度 | 「子どもと保護者のココロに寄り添う<br>丁寧な支援について」<br>～これまでの実践事例を<br>紹介しながら～<br>講師：大垣女子短期大学<br>教授 松村 齋 | I 「発達支援をつなぐために幼稚園・小学校・<br>中学校でできること」<br>講師：湖南市菩提寺小学校<br>校長 松浦 加代子                                                          |
|             |                                                                                     | II 「先生方の特別支援に関する指導の悩みや<br>子どもの課題を一緒に考えましょう」<br>(小グループ相談)<br>講師：栗東市通級指導教室<br>涌嶋 真理<br>足立 信子<br>清水 恵子<br>発達支援アドバイザー<br>福井 芳彦 |

### 3. 特別支援教育に関する、保護者や関係団体等からの意見聴取

#### ア 栗東市「手をつなぐ育成会」より

- ・特別支援学級の担当者が、専門的な知識や技能を身につけたり、研修したりする場が、さらに必要である。
- ・特別支援学級に在籍する子どもの保護者同士が、情報を交換したり、子育てについて話し合ったりする場が、以前と比べて少なくなっている。もっと学校や市が、そのような場を設定することも必要なのではないだろうか。
- ・よりよい子どもの指導や協力体制などについて、保護者と教員が意見を交わし合い、合意形成を図る場を増やすことが、子どもの成長につながると考える。
- ・卒業後の進路など、将来を見据えた支援の在り方について、保護者も教員も、学ぶべきである。
- ・作業所の人的配置や運営について、市はしっかりと把握しておくべきである。
- ・様々な障害種別の特別支援学級の設置など、環境の整備がなされている分、同時に教員の専門性の向上についても力を入れてほしい。

#### イ 栗東市「ことばの教室親の会」より

- ・小学生の通級希望者が年々増えており、市内3校では、十分な時間、通級することができていない場合もあるので、さらなる通級指導教室設置を望む。
- ・教科担任制、新しい人間関係、部活動、難しい学習内容等、新しい環境に戸惑う子どもも多い上に、反抗期とも重なることもあって、支援の必要な子どもたちにとって、そのサポートは、当然必要であり、さらに中学校に通級指導教室が設置されることを望む。
- ・指導教員に関しては、年々通級児童が増えており、負担を心配している。体力的・精神的に良い仕事をしていただくには、誰しも十分な休息が必要であるので、増員を願っている。
- ・子どもたちに、正しい理解を促すには、指導員や教職員が常日頃から、自らの資質を向上させていきたい。資質向上に向けて、特別支援教育についての研修を行ってほしい。
- ・高等学校等の支援体制についてわかりにくい面がある。高校入試での配慮や、入学前の引継について保護者に知らせてほしい。
- ・保護者の不安に寄り添い支えるための相談や研修の充実を、いっそう図っていただきたい。

以上のように、支援の充実を図るために増員、増設を望む意見や、教職員の専門性の向上を求める意見がみられました。

#### 4. 栗東市内幼稚園、幼稚園、保育園、小学校・中学校教職員からの意見聴取

以下の内容で教職員の意見聴取を実施し、計画の策定の参考としました。

##### (1)趣旨

栗東市特別支援教育推進計画を策定するにあたり、特別な支援や配慮を必要とする児童等の指導等にあたっている教職員からの意見を聴き、本推進計画策定の参考とする。

##### (2)意見聴取を行った教職員

- ・特別支援教育コーディネーター(園 19 名、小学校 24 名、中学校 6 名)
- ・校園長、教頭(園 19 名、小学校 18 名、中学校 7 名)

##### (3)意見聴取の方法

- ・教職員に、栗東市特別支援教育推進ビジョン及び栗東市特別支援教育推進計画の骨子(案)を配付し、事前に所定様式にて意見等の記入を依頼。

#### 基本指針1 円滑な接続の仕組みづくり

##### (1) 取組項目1 接続の仕組みづくり

- 個別の教育支援計画ファイルを引き継ぐことで、校園の接続が円滑になり、情報共有ができるようになってきた。
- 保幼小連絡会や特別支援教育コーディネーター会議での連絡会を活用し、より具体的な支援を繋ぐことが出来るようになってきている。
- 入園前の情報が少ないことがあるので、乳幼児健診や生育歴等の情報把握が出来る仕組みづくりが必要である。
- 引継ぎ様式の統一や連絡会の設定等、確実な引継ぎができるような仕組みが、円滑な引継ぎにつながる。
- 個別の教育支援計画や引継ぎに関する資料作成等に要する業務量が多いと感じる。様式の簡略化等、事務量の軽減が求められる。
- 個別の教育支援計画の作成推進にあたり、市内各校園の推進状況にまだまだ開きがあると感じている。軌道にのるまでの間は、各校園の情報交換をしたり、推進上の課題に対するアドバイスを得たりする場があるとよい。
- 園と小学校、小学校と中学校の引継ぎ(接続)を丁寧に行っているつもりではあるが、重要としている観点にずれがあると感じることがある。

##### (2) 取組項目2 就学支援の充実

- 就学相談、就学支援、ケース状況により訪問観察等を行うことで、就学支援の捉えや考えの方向性が明確になってきている。
- 個別の教育支援計画立案を保護者と共に行うことで、就学までのイメージを持ちながら、就学前で育てる力について共通理解を図る機会となった。
- 就学支援に関する推進体制が整備されているので、計画的に就学支援を進めることができる。
- 発達検査の数値だけでなく、児童を取り巻く様々な状況から判断をし、就学支援を行う必要がある。
- 就学先の決定だけではなく、進学後にも子どもや保護者、学校を支える支援の継続が望まれる。
- 就学先の中学校や就学前の園との連携をさらに密にしていこうと手立てが必要である。

## 基本指針2 園・学校と関係機関等との連携・協働

### (1) 取組項目3 関係機関の園・学校への支援

- 関係機関より相談結果の情報を提示していただいたり、園訪問や巡回支援等を通して、専門家からアドバイスをいただいたりすることができ、保育に活かすとともに子どもの課題について共有することができた。
- 発達支援室、通級指導教室の巡回訪問でアドバイスをいただいたことで、児童の様子を知ることができ、子どもの発達に応じた合理的配慮について考えることができた。
- 通級指導教室の学校訪問により、担当者は、担任との連携がしやすくなった。
- 発達支援アドバイザーによる1年生の読み書きのスクリーニング等の支援を受けられたことが大変よかった。
- 通級指導教室の学校訪問は、前期後期丁寧に巡回し子どもの状況を把握してくださってありがたかった。
- 通級指導教室については本校に設置されているため、即座に相談することができ支援に生かすことができている。個別の教育支援計画ファイルを引き継ぐことで、校園の接続が円滑になり、情報共有ができるようになってきた。
- 今年度から、中学校にも通級指導教室が新設されたことで、受け入れが進むことを期待する。
- 中学校にも通級指導教室ができ、さらに担当の先生が市内中学校にも訪問して教室を開催してくださっているので、対象生徒も安心して通級することができる。
- 通級指導教室での支援方法を学校でも引き続き取入れ、連携した支援にしていけることが必要である。
- 発達支援室や通級指導教室の巡回相談だけでは、担任へのフォローアップが足りないと感じることがある。
- 幼児ことばの教室に通級していた児童の引継ぎがスムーズにできるよう、引継ぎ、連携していく仕組みづくりが必要である。
- 小学校の通級指導教室が市内3校ということもあり、受け入れの人数や時間等でまだまだ制限が大きい。

### (2) 取組項目4 関係機関の継続的な支援

- 個別の教育支援ファイルの引継により、継続的に支援を受けることが出来た。
- 発達支援室の発達相談、発達検査の実施を随時依頼し、その都度対応していただき、スムーズに実施することができた。
- 検査結果等のフィードバックや助言を受けて、その後の支援に活かすことができた。
- 発達支援室からケース会議への参加をしていただき、支援の方向が見えてきた。
- 園から個別の教育支援計画や指導計画が作成されている子どもは、アセスメントの把握がしやすかった。
- 気になる児童について家庭児童相談室とも連携を密にすることができ、児童の発達検査の必要性を連絡してくださったのもありがたかった。
- 長期にわたる関わりをもっている児童にとっては、保護者も含め安心して相談等を受ける



ことができている。

○発達支援室の検査をされる先生が少なく、負担が大きいと感じる。人員の増員が必要である。

○家庭児童相談室のスタッフの人数を増員し、要保護児童の支援をさらに進めたいところである。

### (3) 取組項目 5 関係機関の連携

○「幼児ことばの教室」「通級指導教室」における指導の充実と教室間の連携が今後とも必要である。

○生徒指導主事主任会、児童生徒支援主任会、特別支援教育コーディネーター会、要保護児童地域対策協議会等への相互参加を図り、また、障がい児・者の自立や支援に関わる会議等との連携を深める必要がある。

○学校教育課・幼児課・子ども発達支援課の3課の連携とともに、福祉や医療面の連携が強化されることを、校園は期待する。

## 基本指針3 園・学校の支援力向上の推進

### (1) 取組項目 6 特別支援教育のバックアップ

○巡回支援員、相談員の訪問により、現場の状況を相談することができ、指導やアドバイスを得ることで実践につなげることができた。

○研修のおかげで特別支援教育コーディネーターを中心に体制が整えられるような職員間の理解ができた。

○個別の指導計画作成の目的や表し方等について、発達支援アドバイザーに来校いただき、研修の場をもてたのがよかった。

○巡回相談員の派遣を受けて、校内の課題を整理したり、担当教職員が支援の方向性を確かめたりすることができた。

○特別支援教育支援員の派遣を受け、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童の継続的、計画的な支援が行える。

○通常学級における支援を要する児童について巡回相談員よりアドバイスを受け、担任の児童理解を深めることができた。

○学校への特別支援教育支援員の配置は、本当にありがたい。

○巡回相談や特別支援学級計画訪問において、専門的な立場からアドバイスをいただけて、教員の力量アップにつながっている。

○全校児童数に対する通常学級における支援を要する児童の数の割合の増加、特別支援学級における児童数の増加の現状から、支援員の増員を望む。

○巡回相談員の派遣を継続的にしていただくなどして、各学級のユニバーサルデザインの授業の構築を進めていきたい。

○巡回相談員の派遣日程の調整が難しい。

○巡回相談が、年2回(基本)なので、じっくりと時間をかけて見ていただけないケースがある。さらに回数を増やしてほしい。

○特別支援と生徒指導、生徒支援の部会をそれぞれの担当者が連携して行い、常に情報交換をするなど、校園内委員会を充実させる必要がある。

○特別支援教育支援員と支援の在り方や児童の様子について協議していく時間の確保が困難であ

る。

- 特別支援教育支援員の出勤時間や出勤日に限りがあるため、支援を希望している子どもそれぞれのニーズに合わせる事が難しい。
- 園内委員会の充実や職員のスキルアップに関して、時間的な問題や人員配置にも課題があり、なかなか進められていない現状である。

## （２）取組項目 ７ 体系的な職員研修

- 特別支援教育の研修をすることで、職員一人ひとりの意識が変わってきた。
- 特別支援教育コーディネーターとしての力量が高まりつつあり、定期的に学ぶ機会があるとよい。
- 特別支援教育コーディネーター会があることで、市としての共通の支援の位置づけを確認しながら進めることができた。
- 特別支援教育コーディネーターについては、継続的に研修を行っているので、年々力量が上がってきているように感じている。
- 個別の教育支援計画等の扱いについては、今までは個々によって違ったりして、引継ぎの時の扱いについても迷いながらであったが、今年度の研修で理解できるようになった。
- インクルーシブ教育について、興味関心を持っている者とそうでない者とは研修の機会が均等にはならないため、必須の研修も持ちたいと思う。
- 個別の教育支援計画の理解に、まだまだ差がある。
- 市でも新しくコーディネーターや支援学級担任になった職員対象に夏に専門研修があるとよい。
- 数年前に、市内で悉皆の特別支援教育に係る研修が行われていたが、特に、若い教員に関しては、行う必要があるように感じる。
- 個人的に研修で得たことなどを、校内の研修などでおろしてみるものの、職員全体に共通理解を図ることは難しい。

## （４）取組項目 ８ 特別支援学校との連携

- 就学に向けての教育相談等に保護者と共に学校の教育方針を把握したり、施設見学の実施をしたりすることで、就学先の選択の参考となった。
- 特別支援学校の教育相談システムが段階的になされ、対応していただけることは、入学に向けての準備をするうえで大変ありがたいと考える。
- 特別支援学校からの訪問相談は、専門的な知識や豊富な経験に基づく指導技術など、具体的な支援方法を聞ける貴重な機会である。
- 地域交流学习の継続実施は、地域における子どもたちのつながりの強化につながっている。
- 個別的な相談や懇談の機会について、入学が前提だけでなく専門的な視点から児童の対応について学べる機会があるとよい。

## 5. 栗東市における特別支援教育の課題

市全体の状況、学校における特別支援教育の取組等の状況、特別支援推進協議会や推進計画策定委員会での議論、また国や滋賀県の動向から、栗東市における特別支援教育の課題は次の8項目となりました。

### (1) 接続の仕組みづくり

- |   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 園・小学校・中学校の連絡会の充実       |
| 2 | 個別の教育支援計画の作成推進         |
| 3 | 引継ぎマニュアルの策定・普及         |
| 4 | 引継ぎシート（個別支援移行計画）の策定・普及 |
| 5 | 学齢期以降の進路先との連携          |
| 6 | 個別の教育支援計画の認証サービス       |

### (2) 就学支援の充実

- |   |             |
|---|-------------|
| 7 | 就学支援委員会への移行 |
| 8 | 就学相談の充実     |
| 9 | 就学後の支援の充実   |

### (3) 関係機関等の園・学校への支援

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 1 0 | 乳幼児健康診査・相談後のフォロー        |
| 1 1 | たんぽぽ教室、幼児ことばの教室の園訪問・連絡会 |
| 1 2 | 発達支援室の園巡回支援             |
| 1 3 | 通級指導教室の学校訪問             |

### (4) 関係機関等の継続的な支援

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 1 4 | 発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加 |
| 1 5 | 家庭児童相談室要保護児童の支援              |
| 1 6 | 二次障がいに対する支援                  |

### (5) 関係機関等の連携

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 1 7 | 幼児ことばの教室と通級指導教室の合同会議 |
| 1 8 | 各関係機関主催会議への相互参加      |

### (6) 特別支援教育のバックアップ

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 1 9 | 園・学校への巡回相談員の派遣     |
| 2 0 | 園・校内委員会の充実         |
| 2 1 | 園・校内研修・個別支援への専門職派遣 |
| 2 2 | 交流・共同学習の推進         |
| 2 3 | 特別支援教育支援員・支援加配の配置  |
| 2 4 | 通級指導担当者への支援        |

### (7) 体系的な職員研修

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 2 5 | 特別支援教育コーディネーターの研修 |
| 2 6 | 管理職や特別支援学級担当者等の研修 |
| 2 7 | 特別支援教育に関わる全教職員研修  |

### (8) 特別支援学校との連携

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| 2 8 | 特別支援学校のセンター的機能の活用          |
| 2 9 | 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 |

### 第3章 栗東市特別支援教育推進計画の基本理念

#### 1. 基本理念

栗東市特別支援教育推進計画の基本理念を次のように定め、本市における特別支援教育を実施していきます。

- 園・学校が、一人ひとりの発達特性や障がいの状況に応じた適切な指導・支援を行えるよう、関係機関による支援の整備を図ります。
- 就学前から学校卒業後までのライフステージを見通した円滑な接続が行えるよう、園・学校と関係機関との連携・協働をすすめます。

本市においては、今すぐにフルインクルージョンを目指すのではなく、まず、インクルーシブ社会の実現に向けてのインクルーシブ教育であり、そのための授業のユニバーサルデザイン化や、学力向上に向けての取組を進めることが重要であると考えています。インクルーシブな社会の形成のために、教育の段階でできることは何なのかを再度考えた時、通常学級における特別支援教育を定着させることがその第一歩となることは明らかなです。

では、特別支援教育とは、誰もが参加できる社会がインクルーシブな社会とすると、誰もが参加できる教育内容であり、参加するためにどのような工夫ができるのかを考えていくことになります。

そこで、本市においては、授業のユニバーサルデザイン化や授業改善を進めることで、通常学級における特別支援教育の充実を図っていくことを検討し、実施しています。しかし、通常学級における特別支援教育が深まりきっていないと感じられるのは、教職員一人ひとりに概念、理念が浸透していないことと、具体的な方針が示されていないことがあると考えられます。そのために、特別な支援を要する児童等への教育をどのように理解し、捉えていくのかを示していきます。

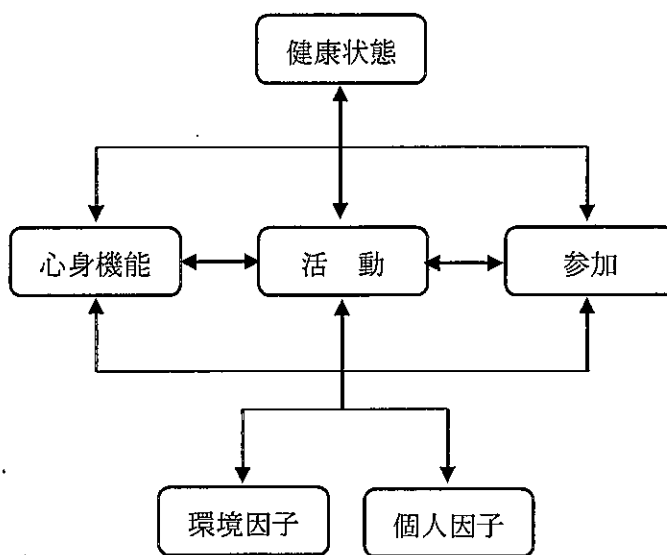
指導要領が改訂され、総則には、「発達の支援」がはいり、また解説には、「通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。(略)このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。(略)」と示されています。

障がいがあることによって、「できなかったことをできるようにする」ことだけが特別支援教育ではなく、「障がいのある児童などの『困難さ』に対する『指導上の工夫の意図』を理解し、個に応じた様々な『手立て』を検討し、指導に当たっていく」ことが特別支援教育なのです。

では、この考えの基礎となっている考え方として国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health(以下 ICF))があります。この ICF は、障害の構造・概念の枠組みであり、人間の生活機能を【身体(心身)機能・身体構造】、【活動】、【参加】の3つの

次元で捉え、それらの生活機能は【健康状態】とともに、【環境因子】や【個人因子】といった「背景因子」にも、相互に作用し合っている、密接な関係があるとされています。

この考えをもとに、特別支援教育を捉え直すと、様々な困難さを持つ児童等がどのようにすれば、授業に「参加」できるのかを考え、どのような「活動」であればいいのか、今の「心身機能」の状況はどうなのか、「参加」「活動」「心身機能」がうまく働くための「環境因子」や、一人ひとりが持つ肯定的「個人因子」が調整されることにより、障がい障がいとならず、適切な支援によって社会的自立のためのスキルアップにつながるもの「健康状態」として考えていくことが重要となってきます。



|      |                           |
|------|---------------------------|
| 心身機能 | 医療面での配慮事項はあるのか。医療領域からの見立て |
| 活動   | 心理領域からの見立てはどのようなものか       |
| 参加   | 福祉・教育面からの見立て              |
| 環境因子 | 児の周りにある操作可能な環境要因          |
| 個人因子 | どのような合理的配慮があれば、最大限の効果があるか |
| 健康状態 | 自立のためにどのようなことができるようになるのか  |

これらの因子が互いに独立しているのではなく、すべての要因がそれぞれに相互作用しているという観点が大切であり、ICF は、障がいの肯定的な見方や社会参加の視点から捉え、障がいの状態を把握するための分類項目の体系であり、障がい者支援を総合的に見つめるアプローチとされています。この考え方をもとに、本市の特別支援教育を推進していくことを目指します。

## 2. 基本指針

栗東市特別支援教育推進計画の基本理念を基に、特別支援教育を実施していく上での指針を次の3つとします。

### 基本指針 1

就学前から学校卒業までの段階に応じた適切な指導・支援と、その後の支援が、円滑に接続できる仕組みづくりを進めます。

就学前から学校卒業までのライフステージを見通した引継体制を整え、一人ひとりの成長を支えていきます。

### 基本指針 2

園・学校での特別支援教育の取組を支え、相互に連携・協働する仕組みづくりに向け、関係機関の支援の充実を進めます。

関係機関の整備と充実を促進し、校園と連携し合う仕組みづくりをすすめます。

### 基本指針 3

園・学校で適切な指導・支援が行えるよう、保育者、教職員の取組の改善と充実を促進します。

児童生徒に適切な指導や支援が行えるよう、支援力の向上に向けた取組を行います。

## 第4章 栗東市特別支援教育推進計画における施策と具体的な取組

### 1. 基本施策1 円滑な接続の仕組みづくり

#### (1) 取組項目1 接続の仕組みづくり

##### ① 園・小学校・中学校の連絡会の充実

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・各園と小学校の連絡会：幼児園・幼稚園・保育園と各小学校の連絡会を開催し、就学前後の期間において円滑な接続の取組を進めます。
- ・小学校と中学校の連絡会：各小学校と各中学校の連絡会を開催し、入学前後の期間において円滑な接続の取組を進めます。

##### ② 個別の教育支援計画の作成推進

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・長期的な視野で切れ目なく支援の取組を進めるために、個別の教育支援計画の作成推進に努めます。

##### ③ 引継ぎマニュアルの策定・普及

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・個別の教育支援計画の引継ぎや、移行期における接続を円滑に進めるため、「引継マニュアル」を策定し、普及に努めます。

##### ④ 引継ぎシート（個別支援移行計画）の策定・普及

〈担当：学校教育課・子ども発達支援課〉

- ・義務教育を修了し、高等学校等へ進学する特別な支援を要する中学校3年生においては、これまでの支援のポイントを凝縮してまとめた「個別支援移行計画」を作成することに努め、個別の教育支援計画とともに引き継ぐ体制の確立に努めます。

##### ⑤ 学齢期以降の進路先との連携

〈担当：学校教育課・子ども発達支援課〉

- ・義務教育を修了する特別な支援を要する生徒について、個別の教育支援計画等の引継状況や進路動向を把握し、進学先との連携に努めます。

##### ⑥ 個別の教育支援計画の認証サービス

〈担当：子ども発達支援課〉

- ・作成された個別の教育支援計画について、子ども発達支援課が行う認証サービスの利用促進に努めます。

| No. | 具体的な取組                 | 30年度      | 31年度 | 32年度 |
|-----|------------------------|-----------|------|------|
| 1   | 園・小学校・中学校の連絡会の充実       | 継続        | →    | →    |
| 2   | 個別の教育支援計画の作成推進         | 拡大        | →    | →    |
| 3   | 引継ぎマニュアルの策定・普及         | マニュアルの作成  | 活用   | →    |
| 4   | 引継ぎシート（個別支援移行計画）の策定・普及 | 引継ぎシートの作成 | 活用   | →    |
| 5   | 学齢期以降の進路先との連携          | 検討        | 実施   | →    |
| 6   | 個別の教育支援計画の認証サービス       | 継続        | →    | →    |

## (2) 取組項目 2 就学支援の充実

### 7 就学支援委員会への移行

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・既存の就学指導委員会を、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「就学支援委員会」に名称を変え、機能の拡充を図ります。

### 8 就学相談の充実

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・就学後についても、就学先の学校に対して適切な情報提供を行ったり、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行ったりして相談会の充実を図ります。

### 9 就学後の支援の充実

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・教育的ニーズと合理的配慮等について必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行います。

| No | 具体的な取組      | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----|-------------|------|------|------|
| 7  | 就学支援委員会への移行 | 実施   | →    | →    |
| 8  | 就学相談の充実     | 充実   | →    | →    |
| 9  | 就学後の支援の充実   | 検討   | 実施   | →    |

## 2. 基本施策 2 園・学校と関係機関等との連携・協働

### (1) 取組項目 3 関係機関等の園・学校への支援

#### 10 乳幼児健康診査・相談後のフォロー

〈担当：幼児課・子ども発達支援課・健康増進課〉

- ・園に在籍する乳幼児（3歳半健診まで）の中で、個別配慮の必要がある場合に、その保護者が乳幼児健康診査で相談できる体制の構築をしています。乳幼児健康診査での様子等を保護者から聞き取るとともに、保健師や発達相談員から園での関わり方等について情報共有をし、その後の支援を継続できるようにします。

#### 11 たんぽぽ教室、幼児ことばの教室の園訪問・連絡会

〈担当：子ども発達支援課・幼児課〉

- ・たんぽぽ教室は園訪問を年に1回行い、通室する幼児の保育参観や情報共有を行っています。また、園との連絡会も年間1回開催しています。さらに、次年度に就園や就学する幼児について、引継等を踏まえ、情報共有するとともに、園からたんぽぽ教室へ訪問し、通室状況の参観や懇談をして連携を図ります。
- ・幼児ことばの教室の園訪問は、通級する幼児や通級予定児についての保育参観と園との懇談会を年間2回（6月・2月）開催し、10月、11月には、連絡会として、幼児ことばの教室において参観・懇談をし、各園との連携を図ります。
- ・各園では、就学前からの個別の教育支援計画の作成を進め、小学校への円滑な引継体制を確立します。

## 1 2 発達支援室の園巡回支援

〈担当:子ども発達支援課〉

- ・地域生活支援事業巡回支援専門員整備事業を活用し、市内各園および学童保育所等へ発達相談員を派遣し、幼児児童へのアセスメントや職員へのコンサルテーションの充実に努めます。
- ・市内各園との協働で「ペアレント・トレーニング」を実施し、保護者の育児支援に努めると共に、保育者が保護者の育児を支えられるよう、「ティーチャー・トレーニング」を並行して実施していきます。

## 1 3 通級指導教室の学校訪問

〈担当：学校教育課〉

- ・通級指導教室「ことばとまなびの教室」の学校訪問を継続し、学校との連携を一層図ります。

| No. | 具体的な取組                  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----|-------------------------|------|------|------|
| 10  | 乳幼児健康診査・相談後のフォロー        | 継続   |      |      |
| 11  | たんばば教室、幼児ことばの教室の園訪問・連絡会 | 継続   |      |      |
| 12  | 発達支援室の園巡回支援             | 継続   |      |      |
| 13  | 通級指導教室の学校訪問             | 充実   |      |      |

## (2) 取組項目 4 関係機関等の継続的な支援

### 1 4 発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加

〈担当：子ども発達支援課〉

- ・園・学校および保護者の依頼に応じて、発達支援室で発達相談を行うことで家族を支え、必要に応じて発達検査等を実施することで客観的なアセスメントを行います。また、園・学校や要保護児童地域対策協議会が開催する個別ケース会議への参加協力を努めます。

### 1 5 家庭児童相談室要保護児童の支援

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課・子育て応援課〉

- ・本市要保護児童地域対策協議会の事務局である家庭児童相談室との連携・協働をすすめ、要保護児童への支援に努めます。

### 1 6 二次障がいに対する支援

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課・生涯学習課（少年センター）〉

- ・環境との不適合によって生じる二次障がいへの支援について、児童生徒支援室での教育相談や適応指導教室、巡回スクールカウンセラー、県スクールカウンセラー、県・市スクールソーシャルワーカー、少年センター、医療機関等との連携・協働に努めます。

| No. | 具体的な取組                       | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----|------------------------------|------|------|------|
| 14  | 発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加 | 継続   |      |      |
| 15  | 家庭児童相談室の要保護児童の支援             | 継続   |      |      |
| 16  | 二次障がいに対する支援                  | 継続   |      |      |



### (3) 取組項目 5 関係機関等の連携

#### 17 幼児ことばの教室と通級指導教室の合同会議

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・「幼児ことばの教室」「通級指導教室」における指導の充実と教室間の連携を図ります。

#### 18 各関係機関主催会議への相互参加

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課・子育て応援課〉

- ・生徒指導主事主任会、児童生徒支援主任会、特別支援教育コーディネーター会、要保護児童地域対策協議会等への相互参加を図り、また、障がい児・者の自立や支援に関わる会議等との連携を深めます。

| No. | 具体的な取組               | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----|----------------------|------|------|------|
| 17  | 幼児ことばの教室と通級指導教室の合同会議 | 充実   | →    |      |
| 18  | 各関係機関主催会議への相互参加      | 継続   | →    |      |

### 3. 基本施策 3 園・学校の支援力向上の推進

#### (1) 取組項目 6 特別支援教育のバックアップ

##### 19 園・学校への巡回相談員の派遣

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・園・学校へ特別支援教育巡回相談員を派遣し、一人ひとりのニーズに応じた効果的な支援や障がいの有無にかかわらず、どの子ども活動に参加している実感を持ち、共に学び合う保育・授業づくりについて助言します。

##### 20 園・校内委員会の充実

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・園・学校における特別支援教育の推進体制として校園内委員会の充実を図ります。

##### 21 園・校内研修・個別支援への専門職派遣

〈担当：学校教育課・幼児課・子ども発達支援課〉

- ・各校園における特別支援に係る研修等へ専門職を派遣します。また、具体的な支援のためのアドバイスを各教職員に対して行い、スキルアップを図り、支援力の向上をめざします。

##### 22 交流・共同学習の推進

〈担当：学校教育課〉

- ・小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等との間で行うことが考えられます。関係者が互いにその必要性、意義等について十分に理解したうえで計画・実施します。

##### 23 特別支援教育支援員・支援加配の配置

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援教育支援員・支援加配を各校園に配置し、支援の充実を図ります。

##### 24 通級指導教室担当者への支援

〈担当：学校教育課〉

- ・通級指導教室担当者に対して、教室の運営を支援するための専門職を派遣します。

| No. | 具体的な取組             | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----|--------------------|------|------|------|
| 19  | 園・学校への巡回相談員の派遣     | 継続   |      |      |
| 20  | 園・校内委員会の充実         | 充実   |      |      |
| 21  | 園・校内研修・個別支援への専門職派遣 | 充実   |      |      |
| 22  | 交流・共同学習の推進         | 充実   |      |      |
| 23  | 特別支援教育支援員・支援加配の配置  | 継続   |      |      |
| 24  | 通級指導担当者への支援        | 継続   |      |      |

## (2) 取組項目7 体系的な職員研修

### 25 特別支援教育コーディネーターの研修

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修の充実を図ります。
- ・各教職員に対しての、通常学級における特別支援教育の進め方についての研修を企画します。

### 26 管理職や特別支援学級担当者等の研修

〈担当：学校教育課〉

- ・特別支援教育推進の中核として、特別支援教育や障がいに関する認識を深めたり、組織づくりや体制の整備等について充実させていくための研修の充実を図ります。

### 27 特別支援教育に関わる全教職員研修

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・本市の特別支援教育の方針等を理解し、積極的に支援・指導について実践していくための研修を実施します。

## (3) 取組項目8 特別支援学校との連携

### 28 特別支援学校のセンター的機能の活用

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援学校の教職員を講師として招聘するなど、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

### 29 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携

〈担当：学校教育課・幼児課〉

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。

| No. | 具体的な取組                     | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----|----------------------------|------|------|------|
| 25  | 特別支援教育コーディネーターの研修          | 継続   |      |      |
| 26  | 管理職や特別支援学級担当者等の研修          | 実施   |      |      |
| 27  | 特別支援教育に関わる全教職員研修           | 実施   |      |      |
| 28  | 特別支援学校のセンター的機能の活用          | 実施   |      |      |
| 29  | 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 | 継続   |      |      |

## 第5章 各校園で取り組むこと

---

### 1. 教育的ニーズの把握

支援を必要とする児童等の実態把握・効果的な支援策の確立並びに交流・共同学習の推進のために、栗東市全体として特別支援教育の実施状況など、教育的ニーズの実態把握を行うための手立てを確立することが急務です。各校園においては、それを適切に活用して実態を把握し、効果的な支援策を確立することが求められています。

交流及び共同学習を教育課程や個別の指導計画に位置づけ、ねらいを明確にし、年間指導計画や指導案を作成します。綿密な打合せにより共通理解を図るなど、計画的、組織的、継続的に交流及び共同学習を推進します。

### 2. 保護者・本人のニーズの把握

特別な支援を必要とする児童等に対しては、対象児の支援だけでなく、保護者・家庭への支援も含めて、その特性の把握を保護者とともに努めるとともに、その特性に応じた合理的配慮の提供及び保護者との合意形成については法律遵守の観点を尊重し、徹底します。

特別な支援を必要とする児童等が在籍する学級の教室環境については、その特性を把握するとともに学習の妨げとなると予想される環境要因については、極力排除されるように努めます。

### 3. 個別の教育支援計画の効果的な活用

個別の教育支援計画については、保護者及び医療、保健、福祉、労働等関係者と連携して作成し、適切な支援を行うための連携ツールとして効果的な活用を図ることが求められています。

なお、特別支援学級在籍児童生徒については、全員の個別の教育支援計画を作成し、本人の教育的ニーズを把握します。さらに、個別の教育支援計画については、実態把握及び支援の充実を図るため、毎年更新することを原則とし、継続的に作成及び活用を推進します。

### 4. 校園内委員会の効果的な運用

すべての保育園・幼稚園・幼児園、小学校、中学校において、特別支援教育に関する校園内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されています。

校園長のリーダーシップのもと、校園内委員会をより効果的に実施し、児童等一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていくことや、特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談ができる体制づくりを進めます。

### 5. 高等学校との連携

高等学校においても、発達障がい等により支援を必要とする生徒が増えてきている現状を踏まえ、中学校と高等学校及びその設置者である滋賀県教育委員会等との連携を一層強化します。

発達障がいについては、早期発見、早期支援をすることにより、思春期の行動について改善されることも多く見られる一方で、適切な支援が実施されないと二次障がいにつながり、集団に適應することが困難な場合もあるといわれています。また、高等学校進学以後については、保護者がそれまでに支援を受けていたことを周囲に知られたくない意向を持たれるケースも見受けられます。進学までに情報を整理し、保護者に情報提供することについての理解を進める必要があります。

- ①個別の教育支援計画を活用するなど、支援に係る情報について、高等学校とも共有し、一貫した支援を行うことができるよう連携を進めます。
- ②高等学校においては、卒業後、社会に出る生徒も多いことから、一貫した支援の一つとして、個別の教育支援計画の作成について連携します。

## 第6章 栗東市・関係機関に協力を願うこと

### 1. 共生社会に向けての充実

滋賀県は、平成26年度発行の特別支援教育ガイドブックの中で、合理的配慮と基礎的環境整備について次のように表記しています。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

(平成26年度発行の特別支援教育ガイドブックP135)

合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせないため、必要な財源を確保し、基礎的環境整備の充実を図り、共生社会の形成に向けた施策の優先順位を上げていくことも必要です。

### 2. 個別の教育支援計画の作成推進

個別の教育支援計画については、平成22年度活用開始以降、幾度かの改訂を行うなど、子ども発達支援課、教育関係各課で取組を進めています。以下のような取組により、個別の教育支援計画の作成推進を図ります。

- ①子どもたちに応じた支援を行うためのツールとして、引継が容易となるよう改善していきます。
- ②記載事項・内容について、より効果的な支援を実施できるような様式への変更等について検討を進めます。
- ③保護者への個別の教育支援計画に対する理解を促進し、必要な児童等には早期に作成できるように取り組みます。
- ④個別の教育支援計画の取扱については、プライバシーを保護し情報漏洩等がないように万全を期します。

### 3. 健康診査及び健康診断を活用した実態把握の充実

健康診査及び健康診断を通じて、子どもたちの発達の状況についての把握がなされています。以下のような取組を継続することにより、実態把握の充実を図ります。

- ①栗東市就学前支援検討部会等において、栗東市健康増進課から健診で課題がある乳幼児について情報提供を受けます。
- ②必要に応じてケース会議等を実施し、保育園、幼稚園、幼児園、小学校、中学校、特別支援学校及び各関係機関との連携を進めます。

#### 4. 就学前支援機関との連携

就学前及び就学後の児童等において、発達に課題がある子どもたちの中には、たんぽぽ教室や幼児ことばの教室による支援を受けている場合があります。支援を必要とする子どもたちに適切な支援が行えるよう、さらなる連携を進めていく必要があります。そのため、たんぽぽ教室や幼児ことばの教室との連携を強化し、市全体の支援のネットワーク形成の一部としての体制整備を推進します。

#### 5. 障がいにかかる相談等を専門的に行うことのできる機関の連携強化

栗東市児童生徒支援室や家庭児童相談室と発達支援室の連携を強化することにより、支援体制の充実を図ります。また、相談機関だけではなく、医療機関等との連携を推進していきます。

#### 6. 家庭に対する支援の充実

障がいのある子どもたちの家庭に対しては、様々な面からの支援が必要です。今後はさらに家庭との連携及び支援を充実するために、以下のことについて検討します。

- ①障がいのある子どもたちの保護者との連携を深め、より効果的な個別ケース会議等を必要に応じて開催します。
- ②関係機関等との連携強化によりライフステージに応じた適切な支援を行います。
- ③乳幼児期から成人に至るまでの一貫した継続的な指導や支援ができるよう、個人情報の取扱いに留意しながら、本人・保護者の理解と同意を得て、関係機関と必要な情報を共有し、支援を確実に引き継ぐために、個別の教育支援計画の有効性について学校園や保護者に周知します。

#### 7. 地域や市民への周知

共生社会の実現のためには、学校園や保護者だけではなく、地域や市民へ障がい理解の啓発を進めていくことが必要となります。そのために、あらゆる機会をとらえて市民への正しい理解を広めていくことが重要です。

## 参考

### 1. 栗東市特別支援教育推進協議会設置要綱

平成 27 年 8 月 24 日

教委告示第 11 号

#### (設置)

第 1 条 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実を目指し、総合的な支援体制の整備を図るために、栗東市特別支援教育推進協議会(以下「協議会」という)を設置する。

#### (業務)

第 2 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 栗東市の特別支援教育の振興に関すること。
- (2) 通級指導教室の通級に関すること。
- (3) 特別支援学級入級、特別支援学校への就学、指導に関すること。
- (4) 就学指導に関すること。
- (5) 発達支援室等、関係機関との連携に関すること。
- (6) その他、教育委員会が必要と認める事項

#### (組織)

第 3 条 協議会は、学識経験者、学校関係者、行政関係者から組織する。

2 協議会には、会長及び副会長を各 1 人置き、会長は園長会代表及び小中学校長会代表が隔年で就任し、副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから栗東市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、4 月 1 から翌年 3 月 31 日の 1 年とする。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

#### (会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

#### (専門部会)

第 6 条 協議会に専門的業務をつかさどるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が必要と認めれば設置することができる。

3 専門部会において協議された内容は、全体会(協議会)へ報告する。

4 専門部会は協議会委員により構成される。会長が必要と認める場合は、委員以外に専門的な知識を有する者が出席することができる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この告示は、平成27年8月24日から施行し、同年6月25日から適用する。



# 「栗東市いじめ防止基本方針」改定のポイント

## I 改定の方向性

- ◎「栗東市いじめ防止基本方針」の策定後3年を経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本市の新たな課題に対応する。
- ◎国の「いじめの防止等のための基本的な方針」「滋賀県いじめ防止基本方針」の改定内容等を反映させる。

（栗東市いじめ防止基本方針）

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1（省略）

### 2 基本方針の見直し

本基本方針は、国、県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

## II 市の現状および課題

「栗東市いじめ問題対策連絡協議会」や「栗東市いじめ問題調査委員会」において次のような課題が提起されている。（◎は、国や県のいじめ防止対策協議会の議論でも記載されている事項）

### **1 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある**

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが未然防止・早期発見の段階から関わり学校の対応能力を補完する必要がある。
- 教員個人の能力だけでなく、校内の人材を結集し、役割分担の下、組織的に対応する必要がある。
- ◎教員がいじめを抱え込み、情報が組織で情報共有されていない場合がある。

### **2 インターネットやスマートフォンを利用したいじめへの対応に難しさがある**

- いじめの総件数に占めるパソコンや携帯電話等での誹謗中傷の割合が増加してきている。
- ◎児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの問題や危険性について理解する必要がある。

### **3 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関、地域や保護者との連携が十分でない**

- ◎スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用が必要である。
- いじめ問題について、学校のみでは適切に対応できない事例について、警察・司法・福祉・医療等の関係機関との連携、地域や保護者との協力関係の構築を図る必要がある。

### **4 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難**

- ◎スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の拡充が必要である。
- 学校がいじめを早期に発見し、適切に対応するためには、教員が児童生徒に起こる小さな変化を見逃さないよう、十分にコミュニケーションを図ることができる時間を確保する必要がある。
- 子どもを守る教員が児童生徒の理解を深め、信頼関係を築く必要がある。

課題への対応

## ポイント①「いじめの問題への考え方」と「いじめの解消の要件」を追加

- いじめの問題の対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つである。【P2 第1-1】
- 「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消(※)」を目指す。【P2 第1-1、1-1(2)】
- ※「いじめの解消」とは、①相当の期間（少なくとも3か月）いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの要件が満たされている状態【P4 第1-1(4)】
- いじめの未然防止には、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒自身の主体的な活動が重要である。【P6 第2-1(1)】
- いじめの問題への対応においては、警察、司法、福祉等の関係機関との連携と、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためにP T Aや地域の関係団体等との連携が重要である。【P4 第1-1(5)】

## ポイント②「国・県・市の課題を踏まえたいじめの防止等の対策」を追加

## 1 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある

| 対 応            | 施 策 の 内 容                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ➤ 学校の組織的な対応の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止が専門的知識に基づき適切に行われるための研修やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を充実する。【P7 第2-1(4)】</li> <li>○学校評価において、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を適正に評価する。【P9 第2-1(10)】</li> </ul> |

## 2 インターネットやスマートフォンを利用したいじめへの対応が十分でない

|                                   |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ➤ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめへの対応の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報モラル・リテラシー教育の充実を推進する。【P8 第2-1(5)】</li> <li>○インターネットやスマートフォン等の利用にかかる危険性を児童生徒や保護者に対して周知する。【P8 第2-1(5)】</li> <li>○インターネット上のいじめが犯罪になり得る行為であることを理解させる取組を推進する。【P8 第2-1(5)】</li> </ul> |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 3 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関、地域や保護者との連携が十分でない

|                           |                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ➤ 学校と関係機関、地域、家庭が連携する体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校のみでは適切に対応できない事案について、警察、司法、福祉等の関係機関と連携する。【P7 第2-1(4)】</li> <li>○社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、P T Aや地域の関係団体等と連携・協働する体制を構築する。【P2 第1-1(2)】</li> </ul> |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難

|                                  |                                                                |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ➤ 児童生徒と十分にコミュニケーションを図れるよう教員の時間確保 | ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を活用する。【P6 第2-1(2)】【P7 第2-1(4)】 |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|

# 栗東市いじめ防止基本方針



平成 26 年 11 月

栗東市

(最終改定 平成 30 年 3 月)

## 目次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                        | 1  |
| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....               | 2  |
| 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 .....                     | 2  |
| (1) いじめの定義 .....                                  | 2  |
| (2) いじめの未然防止 .....                                | 2  |
| (3) いじめの早期発見 .....                                | 3  |
| (4) いじめへの対処 .....                                 | 4  |
| (5) 関係機関および地域や家庭との連携 .....                        | 4  |
| 2 組織の設置 .....                                     | 5  |
| (1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会 .....                         | 5  |
| (2) 栗東市いじめ問題調査委員会 .....                           | 5  |
| (3) 栗東市いじめ問題再調査委員会 .....                          | 6  |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 .....                   | 6  |
| 1 いじめの防止等のために市が実施する施策 .....                       | 6  |
| (1) 市立学校におけるいじめの防止（法第15条関係） .....                 | 6  |
| (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係） .....                 | 6  |
| (3) 関係機関等との連携等（法第17条関係） .....                     | 7  |
| (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上（法第18条関係） ..... | 7  |
| (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係） .....    | 8  |
| (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第20条関係） .....         | 9  |
| (7) 啓発活動（法第21条関係） .....                           | 9  |
| (8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係） .....             | 9  |
| (9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係） .....                | 9  |
| (10) 学校評価（法第34条関係） .....                          | 9  |
| (11) いじめで悩む子どもへの組織的支援 .....                       | 9  |
| 2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策 .....                    | 9  |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 .....                          | 10 |
| (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 .....                   | 10 |
| (3) 学校いじめ対策委員会の役割 .....                           | 10 |
| (4) 学校いじめ対策委員会の構成員 .....                          | 10 |
| 3 重大事態への対処 .....                                  | 11 |
| (1) 市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者又は学校による調査 .....     | 11 |
| (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査 .....                     | 13 |
| (3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援 .....                  | 13 |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....                 | 14 |
| 1 施策の点検評価 .....                                   | 14 |
| 2 基本方針の見直し .....                                  | 14 |
| 3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表 .....                   | 14 |
| 4 財政上の措置等 .....                                   | 14 |

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの子どもを守るために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。いじめの問題は、時代の大きな変化を受け、社会の構造と深くかかわる大変奥の深い、複雑な構造の中にある問題であり、学校を含めた社会全体の課題です。

本市においては、平成 24 年 10 月 1 日付け教育長訓令第 2 号「栗東市教育委員会いじめ対策委員会設置要綱」により、いじめ問題へ組織的に先駆けて取り組んできました。さらに、平成 25 年 1 月には、「栗東市いじめ対策ガイドライン」を策定し、子どもに関わる全ての大人の共通認識、共通理解を通しての取組を実施してきました。

そうした中で、国では、平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が成立し、基本的な理念や体制が整備されました。

法では、「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策に関する基本理念として、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめ防止等の対策はいじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。」と定めています。

これらを受けて、栗東市では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第 12 条<sup>1</sup>の規定に基づき、基本方針を策定し、対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用について定めました。

この基本方針に基づき、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を進めます。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要です。

このためいじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題のひとつと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが重要です。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行わなければなりません。その際、児童生徒を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し解決するまで関わっていくことが重要です。また、いじめの未然防止には児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要です。あわせて、このことを通して、児童生徒自身がいじめ問題を解決できるよう、よりよく生きていく力を身につけられるよう支援していくことも重要です。

栗東市では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進します。

#### (1) いじめの定義

栗東市におけるいじめの定義は法第2条<sup>2</sup>に基づきます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### (2) いじめの未然防止

いじめは、生活の違いや、態度やそぶり、さりげない日常の行為の行き違い、感情のもつれなどさまざまな要因から起こります。

また、子どもを取り巻く大人や子どもが、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識を持つことが大切です。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組が重要です。

このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、保護者、地域、家庭その他の関係者が一体となった共通実践を通して、継続的な取組を進めます。

そうした中で、あらゆるところで、あらゆる場面で、全ての子どもたちに「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性の理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、学校では、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をとともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

こうしたいじめ問題の本質や取組の重要性については、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めます。

### (3) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、大人は日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、また、いじめを軽視せず積極的に認知していくことが大切です。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。いじめられている児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、信頼関係づくりに励みます。

さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関への周知等により、いじめを訴えやすい体制をつくりながら、いじめの抑止や発見しやすい環境を整えます。

あわせて、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が

組織的に連携・協働する体制を構築します。

#### (4) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。

学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、速やかに、法第22条<sup>3</sup>に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図ります。

しかし、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、学校では、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進し、関係機関との情報共有体制を構築します。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要があります。

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要があります。

#### (5) 関係機関および地域や家庭との連携

いじめの問題への対処において学校のみで適切な対応が困難な場合などには、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要であり、それらの関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や学校の設置者と関係機関との情報共有体制を構築します。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取り組みと連携することが重要です。

また、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、地域や家庭との連携が



必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等との学校関係者が協議する機会を設けたり、学校協議会制度等を活用したりなどの対策を推進します。

## 2 組織の設置

### (1) 栗東市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項<sup>4</sup>の規定に基づき、条例により、栗東市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

栗東市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察その他の関係者により構成されます。なお、いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議により、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。

栗東市いじめ問題対策連絡協議会は、以下の事項について協議を行います。

- ①いじめ問題の実態把握とその防止のための方策に関すること
- ②学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること
- ③啓発事業その他必要な事項に関すること

### (2) 栗東市いじめ問題調査委員会

市教育委員会と栗東市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、この基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、市立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、市教育委員会は、法第14条第3項<sup>5</sup>の規定に基づき、市教育委員会の附属機関として、条例により、栗東市いじめ問題調査委員会を設置します。「附属機関」とは、地方自治法上、法令又は条例の定めるところにより、普通地方公共団体の執行機関の行政執行のため、又は行政執行に必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等のための機関であり、当該委員会は、いじめの防止等に向けた調査、審議等の取組を行い、場合によっては、調停を行う機関である。また、重大事態発生時においては、市教育委員会の調査機関として機能します。

当該委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

栗東市いじめ問題調査委員会は、以下の内容を担います。

- ①いじめ防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- ②学校等におけるいじめ事案の連絡を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどし、問題の解決を図る。
- ③学校等におけるいじめ事案について、市教育委員会が報告を受け、第24条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。
- ④重大事態が発生した場合における質問票の活用や、その他適切な方法による当該重大事

態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### (3) 栗東市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第 30 条第 2 項<sup>6</sup>の規定に基づく調査を行うため、市長の附属機関として、条例により、栗東市いじめ再調査委員会を設置します。

当該委員会は、市立学校における重大事態に関し、法第 30 条第 1 項<sup>7</sup>の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき設置されます。

当該委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保します。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施する施策

市は、県と協力しつつ、連携を図りながら、施策を推進します。また、市立学校の設置者として、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じます。

#### (1) 市立学校におけるいじめの防止（法第 15 条<sup>8</sup>関係）

##### ①全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育及び体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、人権を尊重する実践的態度を身に付け、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。

加えて、生命や自然を大切にする心を育てるために、様々な体験活動を推進します。

##### ②児童生徒が自主的に行うものに対する支援

学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進します。

##### ③いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修会等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。

#### (2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条<sup>9</sup>関係）

##### ①児童生徒に対する定期的な調査等の実施

市立学校に在籍する児童生徒に対し、アンケート調査や教育相談を定期的に実施し、結果によっては、迅速かつ決め細やかな対応を行います。

また、市教育委員会において、その取り組み状況を把握し、必要な措置を講じます。

#### ②いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備

児童生徒や保護者からの電話相談体制の充実を図ります。

#### ③児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

スクールカウンセラーを全ての市立中学校に配置するとともに、市立小学校には巡回カウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図ります。

スクールソーシャルワーカーを拠点となる市立小・中学校に配置するとともに、必要に応じて市立小・中学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。

教育相談担当等の教員にいじめの早期発見のための研修を実施します。

#### ④学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

市立学校における校内研修やいじめの実態を把握するための取組の実施状況について、定期的に点検を行います。

教員向け指導用資料等の作成・配布を通じて、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ります。

### (3) 関係機関等との連携等（法第 17 条<sup>10</sup>関係）

少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官や教員の経験者等を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進します。

また、国や県・市町の人権に関する相談機関と相互に連絡調整や情報交換を行います。

加えて、学校と関係機関および地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を図ります。

さらに、地域における青少年健全育成に関わる諸団体を対象に、いじめ問題や学校との連携に関する研修を実施し、資質向上を図ります。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会制度等の取組を支援したり、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進します。

### (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上（法第 18 条<sup>11</sup>関係）

#### ①教員の資質能力の向上

いじめの情報を共有し、いじめの防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験の程度に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推進し、児童生徒を支援する力量を高めます。

#### ②生徒指導に係る体制等の充実

市立小中学校では、少人数学級編制と少人数指導を効果的に導入するとともに、大規模校

への養護教諭の複数配置を進めます。

市立小中学校では、生徒指導に専任的に取り組む教員の配置を進めます。

③いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

いじめの防止等のため、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

④いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士、医師。学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣する取組を推進します。

⑤学校運営の改善への支援

市立学校において、教員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となり組織的に取り組める時間を確保するため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するなど、学校運営改善の支援に努めます。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化などによる教員の負担軽減を推進します。

**(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条<sup>12</sup>関係）**

①インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の防止等のための啓発活動

市立学校に在籍する児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を推進します。

また、児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発に努めます。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりえる行為であることを理解させる取組を推進します。

②インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備

インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。

#### (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（法第 20 条<sup>13</sup>関係）

市立学校におけるいじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析を行い、その結果を普及します。

#### (7) 啓発活動（法第 21 条<sup>14</sup>関係）

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。

また、各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催を推進するとともに、市における家庭教育力向上のための活動を支援します。

#### (8) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第 24 条<sup>15</sup>関係）

市教育委員会は、法第 24 条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、第 1 の 2 (2) で示した栗東市いじめ問題調査委員会を活用します。

#### (9) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第 27 条<sup>16</sup>関係）

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会、各市町教育委員会及び学校法人与自然と情報を共有します。

#### (10) 学校評価（法第 34 条<sup>17</sup>関係）

市立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されるようにします。

#### (11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

子どもの声を受け止め、子どもが自らの力で解決できるようにするため、県教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組を推進します。

## 2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策

市立学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を中核として、管理職のリーダーシップの下、校内はもとより外部専門家や関係機関との協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日最終改訂）ならびに本基本方針を参酌して、どのようにいじめ基本方針等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定するとともに、必要に応じて見直します。

### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

市立学校に、法第 22 条<sup>18</sup>に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校いじめ対策委員会を常設します。

学校いじめ対策委員会においては、法第 13 条<sup>19</sup>に規定される「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、市教育委員会との適切な連携のうえ、いじめの問題に組織的に取り組みます。

### (3) 学校いじめ対策委員会の役割

- ①いじめの防止等の取組の年間計画を作成すること
- ②いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ③いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと
- ④児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと
- ⑤いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと
- ⑥いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと
- ⑦いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- ⑧重大事態に係る調査の母体となること
- ⑨PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと

### (4) 学校いじめ対策委員会の構成員

学校いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事(小学校においては生徒指導主任)、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会・生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を基本とします。

なお、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を要請します。

### 3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に沿って適切に対応します。

#### （1）市立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者又は学校による調査

学校の設置者又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

##### ①重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条第 1 項<sup>20</sup>各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

##### （ア）同項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

##### （イ）同項第 2 号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの重大事態ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたにしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たります。

##### ②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。また、市教育委員会を通じて、市長に事態発生について報告します。

##### ③調査の主体

学校から重大事態の報告があった場合には、市教育委員会は、重大事態に積極的に関与し、学校への助言や支援を行い、その事案の調査は、市教育委員会の附属機関である栗東市いじめ問題調査委員会を主体とします。

また、学校いじめ対策委員会を調査組織とする場合には、調査の公平性・中立性を確保するために、栗東市いじめ問題調査委員会から委員を派遣します。しかしながら、学校いじめ対策委員会の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、栗東市いじめ問題調査委員会において調査を実施します。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が

望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査委員会の調査報告を受けた市長が必要に応じて再調査を実施することができます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう配慮します。

#### ④調査を行うための組織

調査を行うための組織は、市教育委員会が調査主体となる場合は、第 1 の 2 (2) で示した栗東市いじめ問題調査委員会をその組織とします。なお、当該委員会の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を充てることとし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

また、学校が調査主体となる場合は、法第 22 条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたものをその組織とします。

#### ⑤事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

市教育委員会又は学校は、栗東市いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

#### ⑥いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する責任があります。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過の報告に努めます。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないように注意します。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じます。

#### ⑦調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会から市長に報告します。(学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会から市長に報告します。)

上記⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。



## ⑧その他留意事項

法第 23 条第 2 項<sup>21</sup>の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合で、未だ事実関係の一部が解明されたとすぎない場合には、法第 28 条第 1 項の調査として、法第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、新たな調査を必要に応じて行います。

また、重大事態が発生した場合、市教育委員会及び学校は、状況に応じ、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に努めます。

### (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査

#### ①再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第 1 の 2 (3)で示した栗東市いじめ再調査委員会において、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を諮問できます。

当該委員会については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保します。

また、当該委員会の構成員に、再調査の対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で再調査に当たる等の配慮をします。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第 28 条第 1 項の調査委員会の調査報告を受けた市長が必要に応じて再調査を実施することができます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう配慮します。

#### ②再調査結果の提供

市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及びその結果を説明します。

### (3) 市立学校において重大事態が発生した場合の支援

市教育委員会は、学校に対して、その求めに応じ、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教員の経験者を派遣するなど、必要な支援を行います。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

#### 2 基本方針の見直し

本基本方針は、国、県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 3 市における学校基本方針等の策定状況の確認と公表

市は、市立学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表します。

#### 4 財政上の措置等

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

1 **第 12 条（地方いじめ防止基本方針）**

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 **第 2 条（定義）**

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3 **第 22 条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）**

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

4 **第 14 条（いじめ問題対策連絡協議会）**

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

5 **第 14 条 3**

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

6 **第 30 条 2（公立の学校に係る対処）**

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

7 **第 30 条（公立の学校に係る対処）**

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

8 **第 15 条（学校におけるいじめの防止）**

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

9 **第 16 条（いじめの早期発見のための措置）**

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじ

めを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

**10 第 17 条（関係機関等との連携等）**

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

**11 第 18 条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）**

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

**12 第 19 条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）**

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

**13 第 20 条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）**

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

**14 第 21 条（啓発活動）**

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

**15 第 24 条（学校の設置者による措置）**

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

**16 第 27 条（学校相互間の連携協力体制の整備）**

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

**17 第 34 条（学校評価における留意事項）**

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

**18 第 22 条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）**

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

19 **第 18 条 (学校いじめ防止基本方針)**

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

20 **第 28 条 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)**

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

21 **第 23 条 (いじめに対する措置)**

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。